

# 令和6年八郎潟町議会3月定例会 会議録

第1日目 令和6年3月5日(火)  
(開会 午前10時)

議長 伊藤秋雄 おはようございます。  
ただいまの出席議員は、1名欠員の10名であります。定足数に達しておりますので、八郎潟町議会3月定例会は成立いたしました。  
なお、11番 柳田裕平君から欠席の届け出がありました。  
これより、3月定例会を開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。  
日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第127条の規定により議長より指名いたします。7番 村井昇君、1番 加藤千代美君を指名いたします。  
日程第2、会期の決定については、議会運営委員長 畠山一充君の報告を求めます。

議会運営委員長 畠山一充 おはようございます。  
私から、3月定例会の日程・運営等について、審議いたしました、当議会運営委員会の審議経過と結果についてご報告いたします。去る2月27日、午前10時から第2委員会室において、当局より町長、総務課長が出席し、「3月定例会の日程・議案等について」、委員会が開かれました。  
今回の定例会の議案等は、承認が2件、補正予算関係議案が6件、条例関係議案が7件、指定管理者の指定議案が1件、当初予算関係議案が6件、人事案件が2件の計24議案となっております。  
また、陳情は4件、一般質問者は7名となっております。  
今定例会の日程は、皆様に配布した資料のとおりであります。初日が議長の諸般報告、町長の行政報告、町長並びに教育長の施政方針、議案の上程、提案理由の説明、議案に対する質疑、議長発議による予算特別委員会の設置について審議したあと、各議案を委員会に付託することとし、本会議が終わり次第、各常任委員会に入っております。  
2日目は一般質問を行い、終わり次第、各常任委員会に入っております。  
最終日は、各委員会に付託された議案について、委員長報告のあと討論・採決を行います。  
今定例会は各会計当初予算の審議に時間を要することから、本日から3月15日までの11日間で行うことにしております。  
よろしくご理解を賜り、ご協力くださいますようお願いを申し上げ、議会運営委員会の報告といたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 伊藤秋雄 本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から15日までの11日間と決定して、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 ご異議なしと認め、そのように決定しました。  
議事日程については、配布している日程表のとおりであります。  
答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。  
日程第3、議長の諸般報告に入ります。この報告は、令和5年12月定例会最終日より本定例会までの報告事項について印刷し、皆様のお手元に配布しております。  
その報告書をもって「議長の諸般報告」にかえさせていただきたいと思いますが、そのように取り計らってご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 ご異議なしと認めます。  
以上で「議長の諸般報告」を終わります。  
日程第4、これより町長の行政報告を求めます。はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 (町長の行政報告 別紙のとおり)

議長 伊藤秋雄 確認の意味で申し上げますが、行政報告以外の事項に対する質問、並びに明日の一般質問と重複する質問は控えてくださるよう、また一人一問程度で簡潔にお願いいたします。  
これから、町長の行政報告に対する質問を行います。

質問のある方は挙手してください。はい、5番 石井清人君。

5番 石井清人 5番 石井です。4ページの「地球温暖化計画」なんだけれども、大変よく作ったと思います。完成次第配布なんだけれども多分、今3月だから3月中には出来ないと思うんだけれども、これまず私の感想なんだけれども。予算ていうのは、単年度施行が原則だから、まず一年間4月から始まって3月で仕事終わるっていうのが原則なんだけれども、そうであれば介護保険もそうだけれども、介護保険は3月で出来る、間もなく配布だけれども、これも委託して計画作って、それから策定委員会で会議開いておりますから、ほぼ出来たと思うんだよね。そこで配布出来なかったのかなあと思って。ただ、法律上パブリックコメント聞いて出すという法的な定めがあってズレてくるのかなと思うんだけれども。その事情分かったら教えて欲しいんだけど。3月末で出来なくてズレ込むんでないかと思うんだけれども、そのスケジュールと法的なところの関係ちょっと知りたいので教えてください。

議長 伊藤秋雄 はい、住民生活課長。

住民生活課長 畠山孝直 石井議員の質問にお答えいたします。パブリックコメントにつきまして、2月14日から2月27日までの期間で受付しております。それを踏まえて完成予定としております。それで期間中、ご意見ございませんでしたので一応議会の最終日までには議員の皆様には配布予定としております。

5番 石井清人 ああ、んだすか。はい、すみません、分かりました。どうもありがとう。

議長 伊藤秋雄 いすか、はい、他にありませんか。はい、4番 北嶋賢子君。

4番 北嶋賢子 はい、4番の北嶋賢子です。石井議員との関連なんですけれども、4ページの46%の削減、思い切って削減するもんだなあと思うんだけれども。この具体的な例みたいなのがあったものでしょうか、46%っていうのは。

議長 伊藤秋雄 はい、住民生活課長。

住民生活課長 畠山孝直 この46%につきましては、国の目標が46%削減ということにしておりますので、これに準じて町の方でも一応46%削減ということで定めております。

4番 北嶋賢子 目標ってことですね。はい、了解です。

議長 伊藤秋雄 他に…あ、2番 小柳聡くん。

2番 小柳 聡 はい、2番の小柳です。1ページ目の南秋地域公共交通活性化協議会の、補正とも関連してくるんですけども。補正予算が126万くらい出てて、運賃収入約81万減ってるところ、これ令和5年4月から12月までというところで説明はございましたけども、加えて言うと多分デマンド型タクシーのところも重なると思うんですけども、補正予算に関して、どのような割合というかですね、感じてこの負担金の126万円が追加補正されているのかってところを、ちょっと関連性をお伺いしたいと。

議長 伊藤秋雄 はい、総務課長。

総務課長 村井健一 お答えします。補正予算、今回126万2千円の増としております。これにつきましては行政報告にもありますように、マイタウンバス、デマンド型乗り合いタクシー、それぞれ前年度からは利用者の減、続いております。今回、補正予算に計上した金額につきましては、マイタウンバスの運行経費の増、燃料費ですとか人件費、諸々経費の増と、先ほど言いました利用者の減によりまして、今回精算した際に126万円2千円不足と。見込額では586万円程の予算となっております。以上です。

議長 伊藤秋雄 はい、他にありませんか。はい、1番 加藤千代美君。

1番 加藤千代美 5ページのところの、ゴミ処理の合併の話が出ておりますけれども、この中で、この文章見ていくとまだ自治体で組合を構成してゴミを処理するというような感じに読み取れるんですが、民間を利用してやるというような意見は出なかったものかどうか、今後これも検討する課題になってるのかどうか、そこをお伺いします。

議長 伊藤秋雄 はい、住民生活課長。

住民生活課長 畠山孝直 加藤議員の質問にお答えします。まず今、事務方レベルで本町含む八郎湖周辺事務組合と、秋田市さん、潟上市さんの事務方レベルで、現在の各自自治体での課題等を洗い出しております、民間等に任せるとかという話は出ておりません。以上です。

議長 伊藤秋雄 はい、他にありませんか。  
( 質疑なしの声あり )

議長 伊藤秋雄 これにて町長の行政報告に対する質問を終わります。  
次に、日程第5、町長の施政方針を求めます。

町長 畠山菊夫 ( 町長の施政方針 別紙のとおり )

議長 伊藤秋雄 町長の施政方針を終わります。  
次に、日程第6、教育長の町の教育に関する施政方針を求めます。

教育長 江畠廣 ( 教育長の施政方針 別紙のとおり )

議長 伊藤秋雄 教育長の施政方針を終わります。  
次に、日程第7、承認第1号から、日程第8、承認第2号、日程第9、議案第3号から日程第28、議案第22号についてまでの議案20件を、各委員会に付託する関係で一括上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。  
( 異議なしの声あり )

議長 伊藤秋雄 異議なしと認め、そのように決定いたします。  
提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫 本日提出いたします議案の概要について、ご説明申し上げます。

会議日程資料の7ページをご覧ください。

**承認第1号「令和5年度八郎潟町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求めることについて」**

低所得者支援に必要な経費に係る国の令和5年度一般会計予備費の使用が令和5年1月22日に閣議決定され、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯について1世帯当たり10万円を、低所得者の子育て世帯については児童1人当たり5万円をそれぞれ給付することが決定しております。

これらの支援については、給付事務を速やかに行う必要があり、議会を招集する時間の余裕がなかったことから、関連予算について令和6年1月26日に専決処分したもので、これについて議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

それでは、専決処分の補正予算書1ページをご覧ください。

1ページ、歳入歳出にそれぞれ2,493万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を36億4,176万1千円としております。

8・9ページ、歳入は、国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に2,493万5千円を、

10・11ページ、歳出には、低所得者支援に係る経費として総額2,493万5千円をそれぞれ追加しております。

以上が一般会計補正予算（第9号）の概要でございます。

次に、会議日程資料8ページをご覧ください。

**承認第2号「八郎潟町手数料条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」**

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和5年政令第347号）が施行されたことに伴い、八郎潟町手数料条例（平成12年八郎潟町条例第19号）について、所要の規定の整備を行ったものでございます。

主な改正内容は、本籍地以外での戸籍証明書等の交付を可能としたこと、戸籍及び除籍電子証明書提供用識別符号に関する発行手数料の額を定めたことなどでございます。施行日前に議会を招集する時間的余裕がなかったことから令和6年2月20日に専決処分したものでございます。これについて議会に報告し、その承認を求めるものであります。

続きまして3月補正予算書1ページをご覧ください。  
**議案第3号「令和5年度八郎潟町一般会計補正予算（第10号）について」**

歳入歳出に、それぞれ1億1,372万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億5,548万9千円としております。

6ページ、第2表「繰越明許費」をご覧ください。  
民生費の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業217万4千円をはじめ、記載しております9事業については、総額5,997万7千円を令和6年度予算へ繰り越すものでございます。

7ページ、第3表「債務負担行為補正」につきましては、男鹿市松木沢潟端線防雪柵設置事業の利率見直しに伴い債務負担行為を追加し、中小企業経営安定資金利子助成事業につきましては、限度額を1,028万4千円に変更しております。

それでは歳入の概要をご説明いたします。  
14・15ページ、地方交付税の普通交付税には交付決定により1億6,381万円を、特別交付税については交付見込みにより1,500万円をそれぞれ追加しております。

16・17ページ、国庫支出金、民生費国庫負担金には障害者自立支援給付費負担金409万9千円を、教育・保育施設運営費負担金には604万1千円をそれぞれ追加しております。いずれも実施見込みによるものでございます。  
災害復旧費国庫負担金の394万9千円の追加は、7月の大雨災害により故障した上屋根用水管理組合所有の揚水ポンプ修繕に係るものでございます。

18・19ページ、土木費国庫補助金では、社会資本整備総合交付金779万9千円、道路メンテナンス事業費補助金806万3千円をそれぞれ減額しております。  
県支出金、民生費県負担金には、交付決定により国保保険基盤安定負担金284万6千円を、教育・保育施設運営費負担金につきましては、実績見込みにより262万4千円をそれぞれ追加しております。

20・21ページ、民生費県補助金の福祉医療費補助金につきましては、実績見込みにより579万3千円を減額しております。

22・23ページ、寄附金の八郎潟町がんばれふるさと基金寄附金につきましては、寄附金の増加に伴い1,635万3千円を追加しております。  
繰入金金の財政調整基金繰入金につきましては、全額の1億2,200万円を減額し、前年度繰越金には3,804万3千円を追加して、補正後額を令和4年度決算における実質収支額と同額にしております。

26・27ページ、町債につきましては、事業費の確定、実績見込みなどにより、総額で1,962万5千円を追加しております。  
内訳につきましては8・9ページの第4表「地方債補正」をご覧ください。B&G海洋センタープール改修工事債については6,280万円を追加し、市町村役場機能緊急保全事業債をはじめ8事業につきましては、充当事業の実績見込みなどにより限度額を変更しております。町道中嶋線外道路改良事業債につきましては事業の見送りにより廃止したものでございます。

次に歳出の主なものをご説明いたします。  
30・31ページ、総務費、財産管理費の積立金には、総額1億1,611万6千円を追加しております。  
そのうち、財政調整基金積立金には8,665万7千円を、がんばれふるさと基金積立金には3,096万5千円をそれぞれ追加しております。

32・33ページ、新庁舎建設事業費の総額2,223万1千円の減額は、実績による

ものでございます。

34・35ページ、民生費、社会福祉総務費の国民健康保険特別会計繰出金には470万8千円を追加しております。

36・37ページ、医療給付費の福祉医療費1,158万6千円の減額につきましては、実績見込みによるものでございます。

38・39ページ、児童措置費の児童手当529万5千円の減額は実績によるものでございます。認定こども園に係る施設型給付費1,261万2千円の追加は、主に公定価格の改定によるものでございます。

40・41ページ、衛生費、予防費の予防接種委託料につきましては341万5千円を減額しております。

48・49ページ、土木費、社会資本整備総合交付金事業については総額で2,431万1千円を減額しております。これは、社会資本整備統合交付金の減額配分による事業の精査等によるものでございます。

道路メンテナンス事業のふれあいロード橋補修工事委託料1,454万1千円の減額につきましては、JR委託工事の精算によるものでございます。

50・51ページ、公共下水道費の公共下水道事業特別会計繰出金は406万7千円を減額しております。

52・53ページ、教育費、学校管理費につきましては、生徒派遣費補助金127万1千円をはじめ総額で697万5千円を減額しております。

56・57ページ、公債費につきましては、総額で1億3,581万円を追加しております。

そのうち1億3,419万円については、令和4年度に借り入れした市町村役場機能緊急保全事業債の繰上償還に係るものでございます。

なお、各項目に計上されている人件費につきましては、58ページからの給与費明細書に記載しております。特別職では総額で83万4千円、一般職でも1,547万9千円の減額となっております。

以上が一般会計補正予算（第10号）の概要でございます。

#### 議案第4号「令和5年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」

63ページ、歳入歳出から、それぞれ5,899万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を7億4,871万5千円としております。

70・71ページ、歳入の主なものは、国民健康保険税の一般被保険者国民健康保険税297万4千円を、県支出金の保険給付費等交付金では普通交付金5,763万3千円をはじめ総額で5,811万6千円をそれぞれ減額しております。繰入金については総額470万7千円を追加しております。

74・75ページ、歳出の主なものについては、保険給付費の療養諸費を総額3,764万3千円、高額療養費についても1,999万円それぞれ減額しております。いずれにつきましても給付費の実績見込みによるものでございます。

以上が国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。

#### 議案第5号「令和5年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について」

81ページ、歳入歳出から、それぞれ73万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を8,830万2千円としております。

88・89ページ、歳入では、保険基盤安定繰入金から73万9千円を、

90・91ページ、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金から73万9千円をそれ

ぞれ減額しております。

以上が後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。

**議案第6号「令和5年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について」**

93ページ、歳入歳出から、それぞれ473万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億7,456万としております。

96ページ、第2表の繰越明許費につきましては、秋田湾・雄物川流域下水道事業について、173万2千円を令和6年度予算に繰り越すものでございます。

102・103ページ、歳入の主なものは、使用料を163万6千円、一般会計繰入金で406万7千円それぞれ減額し、前年度繰越金には76万円4千円を追加しております。

104・105ページ、歳出の主なものは、下水道費の公共下水道事業費を108万7千円、下水道維持管理費では、消費税及び地方消費税201万9千円をはじめ総額で370万6千円をそれぞれ減額しております。

以上が公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の概要でございます。

**議案第7号「令和5年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」**

107ページ、保険事業勘定の歳入歳出に、それぞれ766万を追加し、歳入歳出予算の総額を10億2,776万7千円としております。

114・115ページ、歳入の主なものは、繰入金の介護給付費準備基金繰入金を1,000万円減額し、前年度繰越金については、1,576万8千円を追加しております。

116・117ページ、歳出の主なものにつきましては、総務費の一般管理費を186万6千円減額しております。これは、システム改修に係る負担金の決定によるものでございます。基金積立金については、介護給付費準備基金積立金を884万円追加しております。

以上が介護保険特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。

**議案第8号「令和5年度八郎潟町上水道特別会計補正予算（第4号）について」**

121ページ、収益的支出に41万を追加し、総額を1億4,170万7千円とし、

122ページ、資本的支出には4万7千円を追加し、総額を1億1,511万1千円としております。

124・125ページ、収益的支出の主なものは、資産減耗費の固定資産除却費61万7千円を、資本的支出では企業債償還金4万7千円をそれぞれ追加しております。

以上が上水道特別会計補正予算（第4号）の概要でありでございます。

次に、会議日程資料の13ページをご覧ください。

**議案第9号「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」**

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年個人情報委員会規則第4号）及び関係規則の一部を改正する規則の公布に伴い、所要の規定を整備する必要があることから、本条例を改正するものでございます。

主な改正内容は、定義に「特定個人番号利用事務」及び「利用特定個人情報」を追加し、本文中の当該箇所を改めることなどでございます。

次に、会議日程資料の21ページをご覧ください。

**議案第10号「八郎潟町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」**

て」

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律等19号）の公布に伴い、所要の規定を整備する必要があることから、本条例を改正するものでございます。

主な改正内容は、対象となる会計年度任用職員に支給する給与に勤勉手当を追加すること、支給する勤勉手当の率を定めたことなどであります。

なお、本条例は、令和6年4月1日から施行することとしております。

次に、会議日程資料の26ページをご覧ください。

**議案第11号「八郎潟町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について」**

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律等19号）の公布に伴い、所要の規定を整備する必要があることから、本条例を改正するものでございます。

主な改正内容は、単純な労務に雇用される会計年度任用職員に支給する給与の種類に、勤勉手当を追加することによってございます。

なお、本条例は、令和6年4月1日から施行することとしております。

次に、会議日程資料の28ページをご覧ください。

**議案第12号「八郎潟町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」**

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律等58号）の改正に伴い、認定こども園法第3条第11項が同条第10項に繰り上がることを受け、引用を改めることから、本条例を改正するものでございます。

なお、本条例は、公布の日から施行することとしております。

次に、会議日程資料の33ページをご覧ください。

**議案第13号「八郎潟町介護保険条例の一部を改正する条例について」**

介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令13号）の施行に伴い、所要の規定を整備する必要があることから、本条例を改正するものでございます。

主な改正内容は、介護保険料及び所得段階を改正すること、普通徴収に係る納期を変更することなどによってございます。

なお、本条例は、令和6年4月1日から施行することとしております。

次に、会議日程資料の38ページをご覧ください。

**議案第14号「八郎潟町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」**

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の施行に伴い、地方公営企業法第34条における地方自治法の準用規定が改正となったことから、本条例を改正するものでございます。

なお、本条例は、令和6年4月1日から施行することとしております。

次に、会議日程資料の40ページをご覧ください。

**議案第15号「八郎潟町上水道事業給水条例の一部を改正する条例について」**

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律等36号）の施行に伴い、水道法等による権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されることから、本条例を改正するものでございます。

なお、本条例は、令和6年4月1日から施行することとしております。

次に、会議日程資料の42ページをご覧ください。

**議案第16号「八郎潟町の公の施設に係る指定管理者の指定について」**

令和6年3月31日をもって指定管理者の指定期限が終了する20の町施設について、令和6年度から3年間の指定管理者を引き続き指定することから、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、令和6年度八郎潟町各会計予算案の概要についてご説明いたします。

当初予算書1ページをご覧ください。

**議案第17号「令和6年度八郎潟町一般会計予算について」**

歳入歳出予算の総額を30億7,757万9千円とし、前年度比1億4,133万4千円、4.4%の減となっております。

別添の一般会計予算資料2ページをご覧ください。

歳入につきましては、町税、繰入金などの自主財源が総額で7億1,985万1千円と、前年度比5,331万円9千円、8.0%の増となっております。

また、地方交付税、国庫支出金などの依存財源につきましては、総額で23億5,772万8千円と、前年度比1億9,465万3千円、7.6%の減となっております。

同じく予算資料の4ページ、性質別の歳出につきましては、人件費、扶助費などの義務的経費が総額で13億8,900万9千円と、前年度比3,316万1千円、2.4%の増であり、物件費、補助費等などの消費的経費につきましては、総額で11億1,296万6千円と、前年度比1億5,705万6千円、16.4%の増となっております。普通建設事業費を主とする投資的経費につきましては、総額で1億5,388万9千円と、前年度比2億3,706万7千円、60.6%の減となっております。

また、投資及び出資金、繰出金などのその他につきましては、総額で4億2,171万5千円と、前年度比9,448万4千円、18.3%の減となっております。

それでは歳入予算の主なものをご説明いたします。

当初予算書9ページをご覧ください。

町税に4億3,597万8千円を計上し、前年度比997万9千円の増としております。

地方交付税は、前年度同額の16億3,500万円、国庫支出金につきましては、2億6,169万7千円を計上し、前年度比2,037万9千円の減としております。これは、ふれあいロード橋補修工事の完了に伴う道路メンテナンス事業費補助金の減などによるものでございます。

県支出金は、前年度比1,697万5千円減の2億3,612万9千円を計上しております。

繰入金には、1億8,585万円を計上し、町債は、新庁舎建設事業の終了に伴う市町村役場機能緊急保全事業債などの減により、前年度比1億3,990万円減の8,070万円としております。内訳につきましては7ページの第2表「地方債」をご覧ください。掲載しております9事業については、いずれも交付税措置のある地方債でございます。

なお、歳入の詳細につきましては、12ページから37ページまで記載しております。

次に歳出の主なものをご説明致します。

46・47ページ、総務費、電子計算費の委託料には、庁舎内のセキュリティ対策に係る機器及びシステムの更新を含め総額1,648万3千円を計上しております。

48・49ページ、負担金、補助及び交付金の秋田県町村電算システム共同事業組合負担金8,489万2千円は、平成26年度から稼働している県内町村の電算システム共同化及びシステムの法改正対応に係る負担金でございます。

自治振興費には南秋地域公共交通活性化協議会負担金895万5千円、湖東厚生病院運営費補助金1,766万1千円をそれぞれ計上しております。

54・55ページ、戸籍住民基本台帳費、委託料の住基ネット機器更改委託料880万円については、令和元年度から使用している住民基本台帳ネットワークシステムの更改に係るものであります。

58・59ページ、選挙費には県知事選挙、町長選挙及び町議会議員一般選挙などに係る経費として総額2,329万5千円を計上しております。

62・63ページ、民生費、社会福祉総務費、国民健康保険特別会計繰出金には4,280万円を計上しております。

64・65ページ、医療給付費の扶助費には、総額で6,737万4千円の福祉医療費を計上しており、そのうち町単独分は679万円となっております。

障害福祉費、扶助費の総額1億7,834万4千円は、自立支援給付費などに係るものでございます。

66・67ページ、老人福祉費の介護保険特別会計繰出金には1億4,723万4千円を計上しております。



70・71ページ、児童措置費には地域子育て支援センター事業委託料849万1千円、すこやか子育て支援事業費補助金1,221万8千円をそれぞれ計上しております。扶助費の児童手当4,600万円は、中学校修了前までの児童等に支給されるもの、施設型給付費1億3,300万1千円につきましては、認定こども園の運営に係るものでございます。

76・77ページ、衛生費、予防費には、新型コロナウイルスワクチン予防接種に係る経費を含め総額1,667万6千円を計上しております。

78・79ページ、健康増進事業費には総合検診委託料1,452万2千円を計上しております。

82・83ページ、後期高齢者医療費の負担金、補助及び交付金には県後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金8,929万3千円を、操出金には後期高齢者医療特別会計への事務費及び保険基盤安定操出金として総額3,255万7千円をそれぞれ計上しております。

84・85ページ、塵芥処理費にあつては、ゴミ収集業者委託料に1,337万2千円、八郎湖周辺清掃事務組合負担金に6,293万7千円、し尿処理費では、八郎潟町・井川町衛生処理施設組合負担金1,173万3千円をそれぞれ計上しております。

90・91ページ、農林水産業費、農地費の負担金、補助及び交付金には、高岳地区ほ場整備事業負担金475万5千円、湛水防除事業負担金125万円などを計上しております。

土地改良施設管理費の多面的機能支払い交付金3,174万5千円につきましては、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動を支援するものでございます。

92・93ページ、林業振興費には高岳山いこいの森整備工事1,391万5千円を計上しております。これは、高岳山観光ルートについて、県補助金を活用して案内板や誘導板、東屋を整備するものでございます。

94・95ページ、商工費、商工振興費のまちづくり活動センター管理運営委託料1,245万円につきましては、同センターの管理運営に係る人件費、光熱水費、燃料費及び地産地消推奨事業などに係るものでございます。

96・97ページ、貸付金には、秋田県信用保証協会貸付金1,600万円を計上しております。

98・99ページ、観光費、三倉鼻地区法面改修工事494万9千円につきましては、公園付近の土砂崩れ箇所の改修に係るものでございます。

100・101ページ、土木費、道路維持舗装費に町道・下水路整備工事2,383万6千円を計上しております。これは、町道中嶋線道路修繕工事をはじめ町道の維持補修等に係るものでございます。

102・103ページ、社会資本整備総合交付金事業の町道整備工事5,601万2千円につきましては、町道旧秋田八郎潟線道路舗装修繕工事などに係るものでございます。

104・105ページ、公共下水道費には、総額で1億6,262万2千円を計上しております。これは、令和6年度から企業会計へ移行する公共下水道事業会計への補助金、出資金でございます。

消防費、常備消防費の1億6,585万円は、湖東地区行政一部事務組合負担金でございます。

112・113ページ、教育費、教育助成費には学校給食費助成金1,723万1千円を計上しております。

128・129ページ、海洋センター管理運営費、工事請負費の803万円は、B&G

海洋センタープールの、ろ過装置更新に係るものでございます。

トレーニングセンター管理運営費には、オリンピック記念会館改修工事実施設計業務委託料として569万2千円を計上しております。

132・133ページ、公債費には、元金、利子を合わせ総額で3億3,474万1千円を計上しております。

なお、各項目に計上されている人件費につきましては、134ページからの給与費明細書に記載しております。特別職については総額で9,227万1千円、一般職は総額で5億3,112万9千円となっております。

140ページ、地方債の令和6年度末借入残高は26億2,416万円の見込みとなっております。

以上が一般会計当初予算の概要であります。

続きまして、

#### **議案第18号「令和6年度八郎潟町国民健康保険特別会計予算について」**

141ページ、歳入歳出予算の総額を6億7,533万円とし、前年度比1億3,495万5千円、16.7%の減としております。

148・149ページ、歳入の主なものは、国民健康保険税に総額7,707万3千円を計上し、前年度比559万8千円の減となっております。

150・151ページ、県補助金には、保険給付費等交付金5億1,295万1千円をはじめ総額で5億1,445万円を計上しております。

152・153ページ、繰入金の一般会計繰入金には、保険基盤安定負担金など総額4,280万円を計上し、繰越金を4,094万5千円としております。

158・159ページ、歳出の主なものは、保険給付費、療養諸費の一般被保険者療養給付費に4億3,558万5千円を、高額療養費では、一般被保険者高額療養費に5,846万2千円を計上しております。

162・163ページ、国民健康保険事業費納付金の医療給付費分には総額で9,536万1千円を、後期高齢者支援金等分には総額で3,420万7千円を、介護納付金分には948万1千円をそれぞれ計上しております。

以上が国民健康保険特別会計予算の概要でございます。

#### **議案第19号「令和6年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計予算について」**

169ページ、歳入歳出予算の総額を9,612万4千円とし、前年度比758万7千円、8.6%の増としております。

176・177ページ、歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料に総額で6,325万円を、繰入金には、事務費及び保険基盤安定分を合わせ総額で3,255万7千円をそれぞれ計上しております。

180・181ページ、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金に9,221万3千円を計上しております。

以上が後期高齢者医療特別会計予算の概要であります。

#### **議案第20号「令和6年度八郎潟町介護保険特別会計予算について」**

185ページ、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を9億6,953万7千円とし、前年度比1,510万4千円、1.5%の減としております。

また、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、635万7千円と、前年度比20万9千円の増としております。

192・193ページ、歳入の主なものは、保険料の第1号被保険者保険料に1億6,604万9千円を、国庫支出金の介護給付費負担分に1億5,574万6千円を、国庫補

助金には総額で8,554万3千円をそれぞれ計上しております。

194・195ページ、支払基金交付金には総額で2億5,184万5千円を、県支出金の介護給付費負担金には1億4,000万6千円をそれぞれ計上しております。

196・197ページ、一般会計繰入金は、介護給付費繰入金など総額で1億4,723万4千円としております。

202・203ページ、歳出の主なものは、総務費の認定審査会共同設置負担金に251万1千円を計上しております。

204・205ページ、保険給付費の介護サービス等諸費には、総額で8億830万4千円を、

206・207ページ、介護予防サービス等諸費には、総額で1,835万3千円を、

208・209ページ、高額介護サービス等費には、総額で2,841万円を、特定入所者介護サービス等費には総額で5,101万2千円をそれぞれ計上しております。

214・215ページ、地域支援事業費の包括的支援予防事業・任意事業費には、総額で2,289万7千円を計上しております。

以上が介護保険特別会計予算の概要でございます。

#### 議案第21号「令和6年度八郎潟町水道事業会計予算について」

233ページ、給水戸数を前年度比30戸減の2,550戸、年間総給水量を前年度比7,700立方メートル減の49万6,200立方メートルと見込んでおります。

252・253ページ、収益的収入の主なものは、営業収益の給水収益に1億3,081万2千円を計上しております。

254・255ページ、収益的支出の主なものは、営業費用、原水及び浄水費の委託料に高度浄水処理設備保守点検事業等委託料1,316万8千円を、

256・257ページ、動力費に浄水場電気料1,676万4千円を、薬品費に744万6千円を、工事請負費の高度浄水処理施設更新費には3,790万6千円をそれぞれ計上しております。

258・259ページ、総係費の委託料には、水道ビジョン策定業務委託料531万2千円を計上しております。

260・261ページ、減価償却費では有形固定資産減価償却費として5,932万2千円を、営業外費用の支払利息には企業債利息444万9千円をそれぞれ計上しております。

262・263ページ、資本的収入につきましては、企業債の排水管整備事業債に3,200万円、浄水施設等整備事業債に1,320万円をそれぞれ計上しております。

資本的支出の主なものは、建設改良費、取水浄水施設整備費に浄水場設備更新費1,320万円を計上しております。これは、経年劣化している急速濾過池を洗浄するための表洗弁の更新などに係るものであります。

配水施設整備費の配水管整備事業工事費3,206万5千円につきましては、下昼寝地区周辺において配水管を布設するものでございます。

企業債償還金には、3,481万1千円を計上しております。

以上が水道事業会計予算の概要でございます。

#### 議案第22号「令和6年度八郎潟町公共下水道事業会計予算について」

公共下水道事業については、令和5年度までは特別会計として事業を実施してまいりましたが、総務省からの要請により令和6年度予算から地方公営企業法の財務規定等を用い、公営企業会計へ移行したものでございます。

それでは、予算の概要についてご説明申し上げます。

265ページ、処理戸数を2,090戸、年間有収水量を44万立方メートルと見込んでおります。

284・285ページ、収益的収入の主なものは、営業収益の公共下水道使用料に7,411万4千円を、営業外収益の他会計補助金には9,565万6千円をそれぞれ計上しております。

286・287ページ、収益的支出の主なものは、総係費の委託料に経営戦略策定業務委託料812万円を

288・289ページには、内水浸水想定区域図等作成委託料984万5千円をそれぞれ計上しております。流域下水道維持管理費負担分には4,073万9千円を、減価償却費では、有形固定資産減価償却費、無形固定資産減価償却費を合わせて総額1億1,846万1千円をそれぞれ計上しております。

営業外費用、企業債利息には2,054万1千円を計上しております。

292・293ページ、資本的収入の主なものは、企業債に総額4,500万円を、出資金、一般会計出資金には6,694万6千円をそれぞれ計上しております。

資本的支出の主なものは、管渠建設改良費、工事請負費にはマンホール管更生工事474万4千円を、流域下水道建設負担金には秋田湾・雄物川流域下水道事業負担分452万円をそれぞれ計上しております。

企業債償還金には、1億6,599万6千円を計上しております。

以上が公共下水道事業会計予算概要であります。

以上の会計につきましては、地方自治法第96条第1項第2号及び地方公営企業法第24条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるところでございます。

よろしくご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。

議長 伊藤秋雄 それではここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

( 午後12時2分 )

( 休 憩 )

( 再 開 )

( 午後1時30分 )

議長 伊藤秋雄 それでは、午前中に引き続き再開いたします。

これより、議案に対する質疑を行います。

初めに、日程第7、承認第1号「令和5年度八郎潟町一般会計補正予算(第9号)の専決処分の承認を求めることについて」質疑を行います。質疑ありませんか。

( 質疑なしの声あり )

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。よって、承認第1号については質疑を終わります。

次に日程第8、承認第2号「八郎潟町手数料条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」の質疑を行います。質疑ありませんか。

( 質疑なしの声あり )

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。よって、承認第2号について質疑を終わります。

次に日程第9、議案第3号「令和5年度八郎潟町一般会計補正予算(第10号)について」の質疑を行います。質疑ありませんか。

( 質疑なしの声あり )

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第3号についての質疑を終わります。

次に日程第10、議案第4号「令和5年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について」質疑を行います。質疑ありませんか。

( 質疑なしの声あり )

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第4号についての質疑を終わります。

次に日程第 1 1、議案第 5 号「令和 5 年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について」の質疑を行います。質疑ありませんか。  
（ 質疑なしの声あり ）

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第 5 号についての質疑を終わります。  
次に日程第 1 2、議案第 6 号「令和 5 年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について」の質疑を行います。質疑ありませんか。  
（ 質疑なしの声あり ）

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第 6 号についての質疑を終わります。  
次に日程第 1 3、議案第 7 号「令和 5 年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について」の質疑を行います。質疑ありませんか。  
（ 質疑なしの声あり ）

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第 7 号についての質疑を終わります。  
次に日程第 1 4、議案第 8 号「令和 5 年度八郎潟町上水道特別会計補正予算（第 4 号）について」の質疑を行います。質疑ありませんか。  
（ 質疑なしの声あり ）

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第 8 号についての質疑を終わります。  
次に日程第 1 5、議案第 9 号「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」質疑を行います。質疑ありませんか。  
（ 質疑なしの声あり ）

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第 9 号についての質疑を終わります。  
次に日程第 1 6、議案第 1 0 号「八郎潟町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」の質疑を行います。質疑ありませんか。  
（ 質疑なしの声あり ）

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第 1 0 号についての質疑を終わります。  
次に日程第 1 7、議案第 1 1 号「八郎潟町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について」の質疑を行います。質疑ありませんか。  
（ 質疑なしの声あり ）

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第 1 1 号についての質疑を終わります。  
次に日程第 1 8、議案第 1 2 号「八郎潟町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」質疑を行います。質疑ありませんか。  
（ 質疑なしの声あり ）

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第 1 2 号について質疑を終わります。  
次に日程第 1 9、議案第 1 3 号「八郎潟町介護保険条例の一部を改正する条例について」質疑を行います。質疑ありませんか。  
（ 質疑なしの声あり ）

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第 1 3 号についての質疑を終わります。  
次に日程第 2 0、議案第 1 4 号「八郎潟町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」の質疑を行います。質疑ありませんか。  
（ 質疑なしの声あり ）

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第 1 4 号についての質疑を終わります。  
次に日程第 2 1、議案第 1 5 号「八郎潟町上水道事業給水条例の一部を改正する条例について」質疑を行います。質疑ありませんか。  
（ 質疑なしの声あり ）

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第 1 5 号について質疑を終わります。  
次に日程第 2 2、議案第 1 6 号「八郎潟町の公の施設に係る指定管理者の指定について」質疑を行います。質疑ありませんか。はい、1 番 加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 議案第 16 号の「八郎潟町の公の施設に係る指定管理者の指定について」であります  
が、ここに 20 の団体がありますけれども、この中に代表者の責任者の名前が載って  
おりませんので、委員会審議が始まるまでにこれに責任者の名前、請け負う人の名前等  
を明示した物を提出してもらいたいと思います。これ要求しておきます。

議長 伊藤秋雄 はい、いすか。はい、へば行きます。他にありませんか。  
( 質疑なしの声あり )

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第 16 号について質疑を終わります。  
次に日程第 23、**議案第 17 号「令和 6 年度八郎潟町一般会計予算について」** 質疑を  
行います。質疑ありませんか。

議長 伊藤秋雄 はい、1 番 加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 資料要求をしておきます。令和 6 年度の一般会計当初予算の個人の町民税について業  
種別に、例えば農業所得、事業所得、給与所得、その者が何名いて、その所得額がいくら  
であるかという数字を明示した物、それを前年度と対比した資料の請求を要求しておき  
ます。それがまず第一点です。次に施政方針の説明資料にありました 7 ページの PDC  
A サイクルでその病原菌を何とか…って書いてありますよね。これデータ元にして、そ  
の病名に対する PDC A サイクルを出すのか、そのへんの資料も出してもらいたいと思  
います。

議長 伊藤秋雄 いすか。執行部のほう、資料、議会中にだべ。

1 番 加藤千代美 委員会審議が始まるまでに。計画・立案・実行・プラン、その資料を出す。

議長 伊藤秋雄 はい、住民生活課の課長。

住民生活課長 畠山孝直 いま加藤議員のご指摘ありましたデータヘルス計画に関する要求だと思いま  
すけれども、まだ計画出てきておりませんので、それに基づいて PDC A サイクルに沿った  
効果的な、かつ効率的な保健事業を推進することとしておりますので、今の段階ではち  
よっとまだ資料示すことは出来ませんのでご了承いただきたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 データが無いってことですか。

住民生活課長 畠山孝直 こちらの計画まだ策定中でございますので、今の段階で示すことは出来ませ  
んのでご了承願います。

議長 伊藤秋雄 あといすか。はい、総務会計管理者。

会計管理者 村井秀竹 県民税についてですけども、6 年度の予算については昨年からの見込みで出して  
おりますので業種別は、ちょっと出せないんですけども。まだ、出ないんですけども。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 じゃ、前年度のものに何%か掛けたという仮定の元に予算計上してると思うんですよ  
ね。その数字を出してもらいたい。

会計管理者 村井秀竹 はい、分かりました。

議長 伊藤秋雄 はい、へば提供してもらいます。他にありませんか。はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 この予算説明の 10 ページの中に、農業関係ですけども農業従事者が不足したこと  
によって、どのように土地利用を図るかということ書いてあるわけなんですけど、いま真  
坂のほうで基盤整備事業やっておりますけれども、この要件にほとんど合ってると思う  
んですが、登記簿、浦大町の登記簿がどういようなかたちになっているのか、そのへん  
を委員会までに検討内容教えてください。

議長 伊藤秋雄 これも資料提供ですか。

1 番 加藤千代美 はい。

議長 伊藤秋雄 いすか、はい、総務課長。

総務課長 村井健一 10ページとおっしゃいましたが、何のでしょうか。

1 番 加藤千代美 八郎潟町の3月定例会の施政方針。

総務課長 村井健一 施政方針ですか。

1 番 加藤千代美 はい、10ページ、施政方針。

総務課長 村井健一 施政方針…

議長 伊藤秋雄 いすか。はい、産業課長。

産業課長 相澤重則 すみません、確認させていただきたいんですけども、浦のほうで行っている圃場整備事業の登記簿？登記簿ですか。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤君。

1 番 加藤千代美 その事業と関連すると思うんだけど、いま浦大町で基盤整備事業やっておりますよね。それが登記は基盤整備事業やると、その区画に沿った一筆登記になると思うんですよ。その一筆登記の中には細分化されて中に入ってるっていう話がありますので、そのへんを、どのように整理してるかっていうことを教えてください。

議長 伊藤秋雄 はい、産業課長。

産業課長 相澤重則 すみません、圃場整備事業につきましては、町が実施主体ではありません。県、あるいは土地改良区の事業になりますので、ウチのほうそこまでは把握できておりません。以上です。

議長 伊藤秋雄 はい。

1 番 加藤千代美 確かに土地基盤整備事業っていうのは、事業者の申請に基づいて県、市、町、それから土地改良区もまとめて町の審査受けるのかどうか分からないけども、事業申請してると思うんですよ。ですから、これの事業進めるのに当たっては、基盤整備をやるで一筆登記されて、その中身の一筆登記された中で何人かの登記が入っているように感じてますので、そのへんは資料集めて教えてもらいたいと、こういうことです。

議長 伊藤秋雄 はい、産業課長。

産業課長 相澤重則 資料の件ですけども、そこ確認してから、出せるか出せないかも含めまして検討してみます。以上です。

議長 伊藤秋雄 他にありませんか。質疑…あ、はい。

1 番 加藤千代美 もう一つ。14ページの学校給食です。学校給食のなかに値上がりしてきたと、そこで地元の野菜を多く使ってやると、というようなことが書いてありますけれども、このへんは委員会の審議にもなると思うんだけども、農業振興と大いに関係あると思うので、そのへんはどのように指示したかっていう資料があったら提出してもらいたいと思います。

議長 伊藤秋雄 いすか、教育長。はい、教育長。

教育課長 齊藤嘉生 分かりました。ちょっと確認してから資料の提出検討したいと思います。

- 議長 伊藤秋雄 はい、他にありませんか。  
( 質疑なしの声あり )
- 議長 伊藤秋雄 ないようですので質疑を終わります。  
次に日程第24、**議案第18号「令和6年度八郎潟町国民健康保険特別会計予算について」** 質疑を行います。質疑ありませんか。  
( 質疑なしの声あり )
- 議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第18号についての質疑を終わります。  
次に日程第25、**議案第19号「令和6年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計予算について」** の質疑を求めます。質疑ありませんか。  
( 質疑なしの声あり )
- 議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第19号についての質疑を終わります。  
次に日程第26、**議案第20号「令和6年度八郎潟町介護保険特別会計予算について」** の質疑を行います。質疑ありませんか。  
( 質疑なしの声あり )
- 議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第20号についての質疑を終わります。  
次に日程第27、**議案第21号「令和6年度八郎潟町水道事業会計予算について」** の質疑を行います。質疑ありませんか。  
( 質疑なしの声あり )
- 議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。よって、議案第21号についての質疑を終わります。  
次に日程第28、**議案第22号「令和6年度八郎潟町公共下水道事業会計予算について」** の質疑を行います。質疑ありませんか。  
( 質疑なしの声あり )
- 議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第22号についての質疑を終わります。  
次に日程第29、「陳情について」を上程します。  
お手元に配付しております陳情文書表のとおり、陳情は4件であります。陳情につきましては、各常任委員会で審議をお願いしたいと思っております。  
次に、日程第30「予算特別委員会の設置について」を議題といたします。  
委員会条例第5条第1項の規定により、「予算特別委員会」を設置し、令和6年度当初予算関係議案の審査をしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。  
( 異議なしの声あり )
- 議長 伊藤秋雄 異議なしと認めます。予算特別委員会を設置することに決定いたしました。  
次に予算特別委員会の定数は、委員会条例第5条第2項の規定により10名とし、委員会の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、私を除く議席番号1番・2番と4番から11番までの皆さんを委員に指名いたしますが、これにご異議ございませんか。  
( 異議なしの声あり )
- 議長 伊藤秋雄 異議なしと認めます。予算特別委員会の定数は10名に決定いたしました。議席番号は1番・2番と4番から11番までの皆さんを予算特別委員会の委員に決定いたします。  
次に、提出された議案・陳情については、議事日程表及び陳情文書に記載のとおり、所管の各委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。  
( 異議なしの声あり )
- 議長 伊藤秋雄 異議なしと認めます。所管の各委員会に付託することにいたします。  
事務局長から、常任委員会室を報告させていただきます。
- 事務局長 加藤宏 それでは、私のほうから報告いたします。第1委員会室では総務産業常任委員会。第2委員会室で教育民生常任委員会を開催していただきます。以上です。
- 議長 伊藤秋雄 これより、各常任委員会を開いていただきます。  
明日は午前10時より、本会議を開きます。  
本日の会議はこれをもって散会いたします。



どうもご苦勞様でした。

( 閉会 午後1時52分 )

## 令和6年八郎潟町議会3月定例会 会議録

第2日目 令和6年3月6日(水)  
(開会 午前10時)

議長 伊藤秋雄 おはようございます。  
ただいまの出席議員は、1名欠員の10名であります。  
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会3月定例会は成立いたしました。  
なお、11番 柳田裕平君から欠席の届けがありました。  
これより、本日の会議を開きます。答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。  
日程第1、これより一般質問を行います。はじめに6番 京極幸村君の一般質問を行います。はい、6番 京極幸村君。

6番 京極幸村 6番 京極幸村です。  
まず、質問に入る前に私事ではございますが、先日部活の遠征で練習試合中に声を張り過ぎてしまい、多少声が本日もかすれております。お聞き苦しい点があるかと思いますが、ご容赦いただくと幸いです。  
それでは、通告に基づき一般質問をさせていただきます。  
一つ目は『少子化対策のこれまでとこれからは』というテーマでご質問いたします。  
急激な少子化によるデメリットについては、社会保障制度の脆弱化や経済の衰退、活気の低下など、あらゆる課題が浮き彫りになってきております。少子化対策については、20代人口が急激に減少する2025年頃までがタイムリミットだとも言われております。  
我が八郎潟町においても、人口や出生数が国立社会保障・人口問題研究所の推計値よりも下振れしており、少子化は急激に進行しております。このまま子供が産まれないこととなれば、もはや町自体が存続の危機に陥るといふ危機感を持っております。  
そこで、八郎潟町での少子化対策について伺います。まず初めに

### ・これまでどの様な少子化対策への取り組みをしてきたかお知らせください。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 京極議員のご質問にお答えいたします。  
日本全体の人口が減少に進むなか、全国的に進む少子化は、経済・社会活動などに影響を及ぼす深刻な問題になっております。  
本町では、全国に先駆けての学校給付費の無償化、不妊治療費の助成、産後ケア、出産・子育て応援、子育て支援情報配信、高校生までの医療費無料、保育料個人負担分の助成、学童保育、スポーツ少年団大会派遣費助成など、様々な子育て支援事業に取り組んでおります。  
また、平成28年度からは、次世代を担う子どもの誕生を祝福し、健やかな成長を推進するとともに少子化対策並びに町の活性化に資することを目的として、対象児童1人につき3万円を出産祝い金として支給しておりますが、出生数の減少が顕著であることから、出産の奨励と子育て世代を応援するため、令和5年度から10万円に引き上げて支給しております。

議長 伊藤秋雄 はい、京極幸村君。

6番 京極幸村 はい、ありがとうございます。結構、金銭的負担の軽減っていう項目が多かったように思いますが、

### ・その取り組みの結果どういったものだったかを伺います。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 先ほど挙げた様々な事業によって、人口流動出来るとは、私自身としては思っておりません。子育て世帯の皆さんへの経済的負担の軽減によりまして一人でも多くのお子さんを育てて欲しい、その思いで行っている事業でございます。

- 議長 伊藤秋雄 はい、京極幸村君。
- 6番 京極幸村 まず一人でも多くのお子さんを育てて欲しいということですので、おそらく期待する数値としては結婚した夫婦から出生数が例えば全国平均1.8とか1.9なってますけども、その数字の上昇を期待していたのかなと察したんですけども、
- ・その取り組みの結果について、どのような分析をされているのか伺います。
- 議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。
- 町長 畠山菊夫 出産祝い金を支給してからの出生数ですけども、平成28年度が19人、平成29年度が24人、30年度が15人、令和元年度が24人、令和2年度が21人、令和3年度が20人、令和4年度が18人で、今までの子育て支援が、少子化対策に繋がっているかは、慎重に判断する必要があると考えますけども、少子化が進んでいることから効果的に少子化対策に繋がっていないのが現状でございます。
- 議長 伊藤秋雄 はい、京極幸村君。
- 6番 京極幸村 いろいろ金銭的負担だったりとか、我が町においても少子化対策の取り組みはあったと、いうところなんですけども、しかし依然として少子化に歯止めが掛かってないという現状で、
- ・現在においても、少子化における課題感、これはどういった認識かをお伺いします。
- 議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。
- 町長 畠山菊夫 本町においては、少子化対策は、重要施策として考えております。先ほども申し上げましたが、妊娠、出産・産後、子育てまでの一貫した支援は、実施しており、これからも、国の施策を注視しながら進めてまいりたいと思います。
- 議長 伊藤秋雄 はい、京極幸村君。もう少しマイク付けて…声…
- 6番 京極幸村 はい、すみません。妊娠から出産までというケアをメインに考えてるってことなんですけども、昨今話題になっているのが、婚姻、結婚さえすれば約2人の子どもが産まれる、しかし、結婚しない人が大幅に増加しているということで少子化対策に対しては婚姻率の向上というのもあげられております。また、昨日の委員会審議のなかでは、令和5年度の八郎潟町における出生数は7人で、婚姻数は2組と伺っております。
- ・これからの未来に向けて今後、少子化対策には、どのような取り組みをするのかお考えを伺います。
- 議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。
- 町長 畠山菊夫 出会いの支援としては、八郎潟町で愛サポート補助事業とあきた結婚支援センター登録料の助成事業、そして、結婚支援としては、結婚新生活支援事業をおこなっております。この中で、あきた結婚支援センターの取り組みとして、「EQアセスメント」という価値観判断テストを行い、人工知能のAIがお相手を紹介するマッチングシステムを導入しており、お互いの価値観に近い方を紹介することが可能になります。
- 次に、結婚新生活支援事業については、経済的な理由で結婚に踏み切れない方々に対して、住宅の賃貸料や引っ越しなどの費用を支援しております。
- 夫婦の年齢が共に29歳以下であれば、上限額60万円、夫婦の年齢が共に39歳以下であれば、上限額30万円を補助するものでございます。
- 不安を抱えながら結婚したいという気持ちをお持ちの人に寄り添って、出会いから結婚、妊娠、出産・産後、子育てまで一貫した相談に応じ、包括的な支援をしてまいります。
- 議長 伊藤秋雄 はい、京極幸村君。
- 6番 京極幸村 ありがとうございます。再質問で通告してないんで、もし数字的なことをお伺いしたいので分からなかったら後でいいんですけども、この結婚支援センターの利用者数って

八郎潟町でだいたいどの位いるのか、もし今お分かりでしたらお伺いします。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 秋田結婚支援センターへの登録者、男性が3名、女性が2名の合計5名でございます。

議長 伊藤秋雄 はい、京極幸村君。

6番 京極幸村 ありがとうございます。続いての質問のところでもまた伺っていきたくはございますけども、ちょっと提案ベースでご質問させていただきたいと思っております。まず、一つ目ですが、

**【提案①】婚姻率向上におけるアプローチをプッシュ型で実施するために、町の独身者データベースを作成することはできないでしょうか？**

先ほどの結婚支援センターの登録も、おそらく独身者の数にしては登録数少ないので、独身者の方にまずこういった情報を的確にアプローチするためにもデータベースなど作成してはいかかかというところで、ご質問いたします。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 プッシュ型でアプローチをするために、町独身者の名簿を作成するとなれば、例えば、名簿作成の趣旨を理解した方だけが申し込みをして登録制により名簿を作成するというような方法しかないと思っております。

現在町では、de愛サポート事業やあきた結婚支援センター登録料全額補助事業などの結婚支援事業を行っていますが、特にde愛サポート事業については参加人数がなかなか集まらない等といった課題がありますので、まずはそのような課題解決に向けた検討を進めないと名簿を作成しても、その活用に繋がっていかないと考えております。

議長 伊藤秋雄 はい、京極幸村君。

6番 京極幸村 ちょっと今のところ再質問で、私の考え的には、そもそもイベントやっても人が集まらないよというところあったと思うんですけども、私の考えだと、そもそもその情報が届いていない、あるいは背中を押してくれる人がいないので参加に至らないというところで、私自身、出発点は独身者と繋がるのが一つ出発点ではないかなと考えているんですけども、このへん、もし見解の相違等あればお伺いします。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 町が独身者と繋がるという意味というのが、どういう意味かちょっと分かりませんので。

議長 伊藤秋雄 はい、京極幸村君。

6番 京極幸村 繰り返しなんですけども、独身者のデータベースと通じて婚活イベントの情報提供であるとか、秋田の結婚支援センターでも似たような事やっているということだったんですけども、例えば今、MBTI診断等を用いてAIによる性格者いい人のマッチング、斡旋情報みたいなところが自治体間でも出来ないかなあと。もしかしたら民間事業者の力を借りるっていうのがあると思うんですけども、このあたりについての町の考えているのを最後伺います。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 プッシュ型でアプローチしたらどうかというご質問だと思いますけども、そのプッシュ型というのが、さっき答弁したとおり、なかなか町が名簿を作成するとなれば、その趣旨を理解した方だけの登録するわけでございます。その登録の仕方っていうのが、なかなか難しいところがありまして、全町民の未婚者を対象に何歳…まあ上限もあるんですけども、そのへんもいろいろと難しいところがあると思っております。

議長 伊藤秋雄 はい、京極幸村君。

6番 京極幸村 続いての質問に移っていきます。二つ目の提案です。  
お隣の三種町では町内において出会いや結婚を希望する独身者へのサポートを行うために、シニアを中心に「みたね縁結びサポーター」を組織しています。そして、婚活イベント等で活躍しているようです。

【提案②】本町でもシニアを中心とする結婚サポーターの増員と組織の形成を検討できないものでしょうか？お伺いします。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 本県においては、若年層は男女共に著しい転出超過となっております。特に若年女性の転出超過は同年代の男性よりも多い傾向であり、若年層の男女の人口構成にアンバランスが生じ、婚姻数の減少につながっていると分析されております。  
残念ながら人口の多い都市部と比べると地方は、若い男女が出会えるきっかけは、あらゆる手段で劣ってしまう現状を考えますと議員言われるようにシニアを中心とした縁結びサポーターについては、本町においてもそのような方が何人かでも居るようであれば、活用を検討してもいいのかもしれませんが。

議長 伊藤秋雄 はい、京極幸村君。

6番 京極幸村 はい、ありがとうございます。これで一つ目のテーマの質問を終わります。  
続いて二つ目のテーマ、『経済政策のこれまでとこれからは』というテーマでご質問いたします。  
八郎潟町は経済政策も課題になっております。町の経済状況というのは少子化という課題にも密接に関わってくる分野でもあります。大きい雇用の場があれば働く若い人は増え、給与水準が高ければ地方経済もより良くなります。大企業の企業誘致が出来れば一気に風向きが変わるのではないかと期待がありますが、地理的要因や、強力な震災復興支援による企業誘致の流れを見る限り、八郎潟町にとってはかなり難しいことであるという理解をしています。  
しかしながら、この課題にも向き合っていかなければなりません。  
そこで八郎潟町での経済政策について伺います。まず、初めに

・これまでの八郎潟町の経済政策という課題についてどういった取り組みを行ってきたのかお伺いします。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 経済状況や人口動態を大きく向上させる要因となる企業誘致については、当町としても切望している案件でございます。  
町の誘致企業は、日本機械工業、横浜電子工業の2社でございます。経営状況や町への要望など意見交換を行ってはおります。  
また、誘致企業活動としては、秋田県企業誘致推進協議会が開催する定期的な会合に県内で1回、東京都で年2回出席し、参加する企業との情報交換及び町のPR活動も行ってはおります。

議長 伊藤秋雄 はい、京極幸村君。

6番 京極幸村 定期的な会合等にも出席しているというところもありましたが、

・これまでの取り組みの結果について、どういったものがあるかお伺いします。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 残念ながら現時点においては、新たな企業の誘致に至っていないのが現状でございます。

議長 伊藤秋雄 はい、京極幸村君。

6番 京極幸村 残念ながら新たな企業誘致、今のところ出来ていなかったということですが、

・そのことについて、どのような分析をされているのかお伺いします。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 日本銀行が昨年12月に発表した、全国企業短期経済観測調査（短観）では、大企業がコロナ禍で先送りしていた設備投資に積極的に動き出しているとあります。  
中小企業はその後を追うような形になると思いますが、地方の中小企業はコロナ禍の影響による受注の減少、エネルギーの高騰による影響をしばらく引きずると思われるので、企業誘致や設備投資はこれからハードルが高いもの、まだ高いものとなっていると考えております。

議長 伊藤秋雄 はい、京極幸村君。

6番 京極幸村 それでは

・今現在における町の経済における課題、どのようにお考えかお伺いします。

議長 伊藤秋雄 畠山町長。

町長 畠山菊夫 経済に限らず全てに直結することですが、少子高齢化、生産年齢人口の流出、物価高騰等が課題とはなっております。

議長 伊藤秋雄 京極幸村君。

6番 京極幸村 いろんな課題があるという中で

・今後、経済政策としてどのような取り組みをするのかお伺いします。

議長 伊藤秋雄 畠山町長。

町長 畠山菊夫 人口減少、少子高齢化、若者の人口流出、後継者不足、物価高騰などのマイナス要因が進行する中で、町商工業の活性化は、かなり難しい課題ではありますが、県や周辺市町村、商工会との情報共有と連携を深め、企業誘致や起業家の支援に取り組んでまいります。

議長 伊藤秋雄 京極幸村君。

6番 京極幸村 ちょっと再質問したいんですけども、今まで八郎潟町での経済政策っていうところで、私が大きく思っているイメージとしては、商店街の活性化というのは、よく言われてきたかと思います。商店街の活性化について今町長は、どのようにお考えなのか伺いたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 商店街の活性化につきましては、これまでも多くの議員さんのご質問にお答えしておりますけども、これ以上、一日市商店街も寂びたらいけないという気持ちで私はおります。若い人たちも今、後継者の皆さん一生懸命頑張って、その人達が一生懸命が張っているうちに何かしようと思って、それもいろいろ考えて、「はちらぼ」もそうなんですけども、いろいろ考えてきましたけども…商店街、いま3街区ありますけども、その人達の若い人達の力を借りながら町もこれから進めていかなければとは思っております。

議長 伊藤秋雄 京極幸村君。

6番 京極幸村 はい、ありがとうございます。  
続いて、また提案ベースのご質問に移りたいと思います。

【提案①】ワーケーションという短期間滞在で、IT人材にアプローチをかけられないでしょうか。IT企業は大規模な用地が必要な工業分野と違い、少ない面積で活動が出来ます。またコロナをきっかけに、出社を強制しないリモートワークを導入する企業が増えております。

総務省発表の「令和3年通信利用動向調査」によると、コロナ前後でリモートワーク導入企業の割合は2.5倍以上も上昇しており、令和3年の時点で過半数を超える企業が

リモートワークを導入しております。

海外から東京を経由して秋田に移住したIT企業の知人に話を伺ったところ、通信環境が揃ってさえいれば仕事は出来るので、むしろ求めるのは、それなりに自然に触れ合えて、それなりに文明のある環境を探していたという話がありました。

最近では、にかほ市でも移住の前段階として、お試し移住という取り組みを実施しております。

八郎潟町でもIT人材の移住者獲得に取り組んでみてはいかがでしょうか？町長の見解をお伺います。

議長 伊藤秋雄 畠山町長。

町長 畠山菊夫 高速光回線などの通信環境により、本町においてもワーケーション対応は可能かと思えます。

ただし、滞在型のお試し移住の取り組みには、滞在する住宅確保が必要であることから、今後の課題と捉えております。

議長 伊藤秋雄 京極幸村君。

6番 京極幸村 はい、ありがとうございます。ちょっと再質問したいんですけども。

移住する場所ってというのが課題だとは私達も思っていますし、特に八郎潟町においては宿泊施設も無いということで、本当に八郎潟町の一つ大きな課題であると認識しております。その滞在場所というか宿泊場所について今まで何か取り組みがあったか、あるいは、これからどういったものを検討しているか、もしあればお伺いしたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 町としての取り組みは、今まで無かったわけですけども、にかほの例を取りますと、おそらく、にかほ市さんは民間の中小企業、その跡地、そういうものを利用しながら宿泊施設を整備されたものと思っておりますけども、本町では、そういう場所が無いので、もしかしたら、空き家バンク登録者を増やしながら、そういうメニューの中から、そういうものが出来たらなあという発想の下でやることは可能ではないのかなあとは思っています。

議長 伊藤秋雄 京極幸村君。

6番 京極幸村 すみません、もう一回またお伺いしたいんですけども、通告に無いので難しければ後でも構いません。町営住宅を公営住宅法を撤廃して町でも、民間でもいいんですけども、宿泊施設として利活用出来ないのか、そのへん制度的な部分等あると思いますが、出来るか出来ないかとか、そのへんお伺いしたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、建設水道課長。

建設水道課長 加藤恒貴 議員のご質問にお答えいたします。現公営住宅では議員言われるようにまだ規制がかかっておりますので、現段階では、そういった活用は出来ませんが、もし住宅を廃止、公営住宅の廃止となれば、そういったことは実際は可能だと思っております。ただ、そこについての検討はしておりません。

議長 伊藤秋雄 はい、京極幸村君。

6番 京極幸村 はい、ありがとうございます。  
では、続いて二つ目の提案に移っていききたいと思います。

【提案②】企業誘致だったりとかで人を連れてくるっていうのが時間的に最短だと思いますが、少し長い目で見てみると、八郎潟町で起業家を育成して、その事業拡大を期待する、という手法も良いのではないかと考えています。

そこで起業家育成の取り組みとして、中学生や町内の若者を中心に起業家マインド育成の取り組み、いわゆるアントレプレナーシップ教育を社会教育で行うことを提案します。

先日2月14日に八郎潟中学校3年生による、八郎潟町への提案発表を見てまいりました。初期仮説、調査、提案という課題解決の流れをしっかりと汲んでおり、面白いアイ

ディアも沢山ありました。もしかしたら実現出来るものもあるのではないかと期待が膨らみましたが、一つ気になった点が『このアイデアを誰かにやって欲しい』という消極的な意見が大半を占めていたことです。ゼロから事業を作り出すという主体性のエネルギーが子供達からはまだ発掘されていませんでした。

文部科学省の出したアントレプレナーシップ教育の現状分析によると、日本人のアントレプレナーシップは先進国の中でも最下位レベルであり、その原因分析として、『失敗に対する危惧』、『身近に起業家がない』、『学校教育』が主たる要因とされています。

アントレプレナーシップ教育を実施することで、子供達においては主体性や行動力、課題解決能力などが身に付くことが期待できます。他にも市場調査やペルソナ設定作業などを通して、地域の課題や現状を学ぶ事により、地域への関心が増すことが期待できます。

AIの発達により、今の子供達のうち7割は今存在しない仕事に就くと言われております。見方を変えると、今の子供達はこれから新しい仕事を作るという未来がやってくるという事です。インターネットの発達により、地域格差は大きく見直されつつあります。先進的な仕事を生み出すことが出来れば、この田舎においても世界を席卷するような大企業が誕生する可能性があります。そこで質問ですが、

社会教育としてアントレプレナーシップ教育を実施してみてはどうか？見解をお伺いします。

議長 伊藤秋雄 はい、教育長。江島教育長。

教育長 江島廣 京極議員のご質問にお答えします。

学校教育の運用の中では、総合的な学習の時間や生活科、家庭科、社会科、クラブ活動等においてキャリア教育を実践しております。職場体験や町体験、畑の畝づくり、栽培、田植え、稲刈りなどの農業体験、特にコミュニティスクールになってからは、地域との連携事業は各学年とも地域学校協働活動推進員のご尽力もあり、よく機能して活動しております。本町学校教育では「実践力のある子供の育成」を目指しておりますので、アントレプレナーシップ教育と銘打ってはおりませんが、キャリア教育を進める上で、似たような取り組みになっていると思います。児童生徒の発案による八五サブレイやあんごまソフト、あんごまプリンなど、町をアピールできる子供たちの活動実践は貴重でした。

今後も企業と提携して町をアピールするものが生まれればと願っているところです。

議員提案の中学生と若者を取り込んでの社会教育事業として、アントレプレナーシップ教育の実施については、計画できるかどうか検討したいと思います。

議長 伊藤秋雄 京極幸村君。

6番 京極幸村 はい、ありがとうございます。まず、八郎潟町でも子ども達にいろいろな八郎潟町でしか出来ないような学習を、特に体験的なものがあってすごく良いなと思っております。

ちょっと一つだけ、認識をお伺いしたいので再質問したいんですけども、キャリア教育といっても職場教育だったりとか作業の体験っていうのは、労働者側の側面が大きいと思います。何をやるにしても労働者だとは思いますが、アントレプレナーシップというのは、アイデアを0から1にして、それで計画立てて終わりじゃなくて、いわゆるよく言われるようにPDCA（P：Plan、D：Do、C：Check、A：Action）サイクルのように実行までしてその結果を自分達なりに分析して、もう一度改めてどうしたらいいか、やっぺいこうだったりとか、あるいはアイデアを出した時に製造から、販売から、価格設定から、どういった人と関わって、どういった人を使っていくとか、それで、どうやったらたくさんお客さんが来てくれるか広告の面だったりとか、そういったところで職場体験とは真逆の感覚が私なりに持っているので、このアントレプレナーシップというのは、これから新しい物を作って行く時代において、子ども達に効果的でないかと考えるんですけども、このへんの今行っているキャリア教育とアントレプレナーシップの考え方の違いどのように認識しておられるのか、もう一度お伺いします。

議長 伊藤秋雄 江島教育長。

教育長 江島廣 現在行っておりますキャリア教育については、今、議員がおっしゃったようなかたちだと思います。議員提案の…その教育については、今後の新しい教育として総合的な学習の時間とか、いろんな機会に子ども達にどのように植え付けていくかというふうな考



え方を持って授業の方も見直ししながら進めていければ、子ども達にはある程度考え方等、そういうふうな成長が見られるのではないかなと思います。

議員がおっしゃる若者と子ども達が一緒になって実践していくという事業については、今後の社会教育関係の学校の課題と捉えておりますので計画出来れば、何かの機会というよりは年間を通じてですね、ある程度の時間とか講座とかそういうのと違って定期的に進めていかないと、なかなか身について最後のところまでいかないというところもありますので、出来るかどうか、そこあたりをよく見極めてですね、進めれるものであれば進めていきたいという、そういう考えでございます。以上です。

議長 伊藤秋雄 京極幸村君。

6番 京極幸村 はい、ご答弁ありがとうございました。

続いて本テーマを終了し次のテーマについて質問いたします。三つ目は、先ほども少し触れましたが、『中学生からの町づくり提案について』というテーマについてご質問いたします。

日、私参加させていただきました、八郎潟中学校3年生の総合学習発表会の中身、そちらのテーマは「ふるさとの良さを発見し、未来へ繋ごう」というものであり、「今既に地域にあるモノや、コトを生かそう」という条件が付けられておりました。一年に及ぶ活動の末に、自然、歴史、食などのジャンルから11種類の提案発表がありました。

こういった取り組みについては、アイデア出しで終わることが多いものです。我々の世界でよく言われているPDCAサイクルで言えば、PのPlanで終わっているということです。実現に向けて子供達を支援し、スタートアップに繋げていくことが出来れば、子供達のアントレプレナーシップ教育は大きく向上する他、地元への愛着に繋がります。八郎潟町では若い人の都市部への転出に歯止めがかかっておりませんが、子供達が上げた声に我々も含めて応えることが出来れば、子供達にとってこの町が、「住み続けたい町」になるのではないかと期待しております。

今回はその中からいくつかピックアップし提案しますので、町長の見解をお伺いさせていただきます。一つ目です。

・町の自然の美しさを感じてもらふことを目的に、八郎湖畔にグランピング施設の開設を検討できないか？伺います。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 初めに、中学生が町を思う気持ちで1年に及ぶ活動の中で出してくれた素晴らしいアイデアに対して、個別の答弁は差し控させていただきますので、ご了解願いたいと思います。

町づくりをテーマとした学習は以前から実施されており、テーマパークを作ろうといったものから、商店街を花で埋め尽くそうといった、様々なアイデアがあったと伺っております。

その年によっては、町の職員を招聘し、子どもたちの提案に対して磨きをかけるといった授業を行った事や、住民団体から講師を招聘し、特産品について考えよう、町をPRしようといった、作り込んだ授業を行った事もあったようでございます。

今回の提案につきましては、柔軟なアイデアにより、町づくりについて考えていただき大変うれしく思っております。貴重なご意見として承り、今後の町づくりを進めていく上で参考とさせていただきます。町を思っ様々アイデアを考えていただいた中学生に対し、心から感謝を申し上げます。

議長 伊藤秋雄 京極幸村君。

6番 京極幸村 はい、ありがとうございます。個別のアイデア、提案についての答弁は差し控えるということだったんですけども、おそらく中学生達が…私も今回質問するよと言っていたので楽しみにしておりました。何か印象でもイメージでも何か一言個別の提案について一言いただければ中学生も関心持ってくれてるなと思うと思います。全体的にコメントいただいたんですけども、ちょっと個別に…通告もしてありましたので…例えば、グランピング施設であったりとか、枝豆マラソン開催しませんかというようなアイデアもありました。何か一言、印象だけでもいいので町長からお伺い出来れば幸いに思います。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 この後、京極議員さん、いろいろな中学生の考えたことに対して、いろいろ質問することとしておりますが、本当に申し訳なく思っております。少しでも述べさせていただきます。グランピング施設、これはおそらく湖畔の出入り口にある釣り公園の敷地だと思いますけども、あそこ県の県有地でもございますけども、いろいろあそこに建物を建てるってことは増水した時のいろいろな事を考えますと、危険地域となっておりますので、ちょっと難しいのかなあとも思っております。

枝豆のマラソンの開催、これは特産品をアピールする上では本当に絶好の機会だと思っておりますので、素晴らしいアイデアだなあと思っております。

それから、特産品のコンテスト、これについても八五サブレやあんごまソフト、あんごまプリンとか、いろいろやっていただいて実際に商品化したケースもありますので本当に感謝しております。

それから、アオコフォトコンテスト、これにつきましては、アオコっていうのは感情論からすればなかなか難しいものがございますけど…あるいは、浦城でのサバイバルゲーム、これも、なかなかいいアイデアではございますけども、誰が主催して、いろいろこう…とかありますので、いいアイデアではありますけども取り組んでみたいという事業は実際ございます。ですから、中学生の皆さんに感謝しますけども、なかなか実施に当たっては難しいところがあるのかなあと思っております。

議長 伊藤秋雄 京極幸村君。

6番 京極幸村 はい、現実的に難しい面もありつつ、しかし、おもしろいアイデアもあると言っただけで中学生も喜ぶと思います。誰が実施するってところは当然課題なると思います。町が実際するというよりも私的には、まさに中学生達が自分達でこれをスタートしていくことが出来れば一番良いのかなあと思っております。  
以上で私の一般質問を終了します。どうもありがとうございました。

議長 伊藤秋雄 これにて、6番 京極幸村君の一般質問を終わります。  
次に8番 畠山一充君の一般質問を行います。はい、8番 畠山一充君。

8番 畠山一充 議席番号8番 畠山一充です。それでは、私から一般質問の要旨は2項目というようにことで一括質問をさせていただきます。

No. 1の表題『高度化PICS（歩行困難者支援）信号機の導入』

質問要旨…目の見えない人や目の見えにくい人が、どのような感覚で歩行しているのか想像したことはあるでしょうか。

目が不自由な人にとって、道路の横断は簡単なことではありません。

人間は、いろいろな情報を手掛かりにして動いておりますが、80%近くを視覚に頼っています。その感覚を失っている人たちが何を手掛かりにして、動くべき方向を定めたり、方向を維持したり、動き始めるタイミングを決めているのか、視覚障がい者の歩行の特性を理解することは、共生社会にとって大切です。全人口の中では割合が高くありませんが、そういった人たちへの配慮があることで様々な危険が防げると思います。

ちなみに本町では、視覚障害者用信号付加装置が1977年…昭和52年ですね、7月1日…五城目警察署安全課より確認いただいております、4カ所の横断歩道の信号機に設置されております。設置された経緯は分からないようでございます。設置箇所は、秋田信用金庫八郎潟支店前と小柳商店前などです。

音響式信号機（視覚障害者用信号付加装置）の課題等について

1. 音響式信号機とは

音響式信号機とは、信号機が青になったことを視覚障がい者に知らせる為、誘導音を出す装置が付いている信号機のことです。音響式信号機には以下の2種類あります。

(1) メロディ式…「とおりゃんせ」や「故郷の空」などの音楽が流れる方式です。

(2) 擬音式…「ピヨ！ピヨ！」や「カッコー！カッコー！」などの音が流れる方式です。

秋田県警によると視覚障がい者の横断支援は擬音式の付加装置が主流で、県内の信号機約1,900台のうち142台（本町含む）に設置されています。また、警察庁によると、音響式信号機は、2019年3月末現在、全国で約20,013基（メロディ式約442基・擬音式約19,571基）が設置されており、約98%が擬音式となっています。警察庁は、2003年（平成15年）から擬音式の異種鳴き交わし方式の整備を進めています。

## 2. 音響式信号機の課題について

### (1) 押しボタンの種類・位置

音響式信号機は、押しボタンを押さないと音が鳴らないものと、決められた時間は押しボタを押さなくても自動的に鳴るもの(本町の場合)があります。自動的に鳴る信号機の場合、午前8時から午後8時までに設定されているところが殆どです。それ以外の時間帯や押しボタンを押さないと鳴らない信号機の場合、視覚障がい者が押しボタンの場所を探せないことがあります。

### (2) スピーカーの位置や方向性

警察庁は、音響式信号機のスピーカーの高さをおよそ3.3mと定めています。しかし、視覚障がい者の中には、音源の位置が高すぎて方向が取りにくいという声があります。理想的には耳と同じ高さがよいのですが、それは物理的に難しいので、人がぶつからないような程度で、もう少し低く設置してもらえよう対応が望まれます。視覚障がい者が横断歩道を真っ直ぐ歩く為にも、また近隣住民への配慮の為にも、スピーカーの高さや方向性については、開発が進むことが望まれます。

これらの点により、警察庁では交通制約者等の移動支援システムの開発に取り組み、普及が進んでいる一般的な無線通信手段であるブルートゥースを搭載したスマートフォン等に信号情報を提供する新たなシステム「高度化P I C S」、このP I C Sは、P e d e s t r i a n I n f o r m a t i o n a n d C o m m u n i c a t i o n S y s t e m sとありまして略してP I C Sでございます。が、開発されました。

そこで、目が不自由な人や高齢者の方々が安全に横断歩道を渡れるようにする為、高度化P I C S (歩行困難者支援) 信号機の導入を提案いたします。

これは、スマートフォンに専用アプリ『信GO!』(しんごー、と読む)をダウンロードし、通信機器がある信号機に近づくと、近距離無線通信「ブルートゥース」を通じて利用者のスマートフォンに情報が送られ、交差点、名称(〇〇交差点です)や歩行者用信号の灯色(△△方向の信号が青です)を音声や振動などで確認することができるスマートフォン向け(一部のガラケーを含む)のアプリケーションです。アプリをダウンロードすることで使用できます。アプリは、無料かつ特別な利用手続きや登録なども不要です。なお、設定によって音の変更や振動パターンなどが変えられ、24時間利用できます。

警察庁によると、2019年度に宮城県や静岡県で初めて導入され、2020年度中は埼玉県や福岡県などに設置、さらに2021年度には東京や大阪など政令指定都市から整備し、その後全国に普及しているようです。

本県の場合は、2023年9月に秋田市旭北栄町の県社会福祉会館前交差点に県内で初めて導入されています。なお、8月10日時点で32都道府県463台が運用されています。県警によると、1台当たりの導入費用は約200万円で、付加装置より50万円ほど高いようです。機器導入費用は、全額国費で賄う方向で調整しております。また、導入権限にあたっては県警でございます。

このシステム「高度化P I C S」は、視覚障がい者だけではなく交通弱者の方にも広く利用できるのが特徴で、安全な横断を支援し交通事故の防止を図るものです。

本町の地域共生社会実現に向けどうか、高度化P I C S (歩行困難者支援) 信号機の導入について、是非ご検討願います。

以下の点について、お伺いします。

一、本町の令和5年度現在における身体障害者手帳(視覚障がい)所持者数の総人数、年代、等級別内訳

二、本町の視覚障害者用信号付加装置信号機、横断歩道付近による交通事故件数(過去3年間「令和2・3・4年度」及び5年度直近における件数)

三、高度化P I C S (歩行困難者支援) 信号機の導入

次にNo. 2『強い農業づくりにおける包括連携協定の取り組み』

質問要旨、本県の2022年農業算出額が10年連続、東北最下位となり全国順位は前年から変わらず19位です。生産構造が稲作に偏り、低水準が続く状況から脱するには、コメの付加価値を高めながら、収益制の高い野菜などの生産を広げる『複合型』構造への転換が欠かせません。

ちなみに、本町の2023年産米の生産状況は作付面積592haに対して、収穫量10a当たり540キロ、前年比3キロの減です。県央部を中心とした15市町村で前年を下回っており、東北農政局県拠点、7月の記録的大雨被害や6月上旬から7月中

旬にかけての日照不足が影響したとみています。飼料用米を除く主食用や加工用、備蓄用米などが対象です。

県は2023年度産米の出来具合を示す作況指数（平年＝100）について、10月25日時点の調査で作柄を総括しました。水稻においては、初期成育の停滞などが影響して作況指数は97となり、2年連続で『やや不良』となりました。5月末から6月上旬は一時的に低温となったほか寒暖差が少なく、「分げつ」が進まなく最終的に全体の籾の数も少なくなりました。また、7月下旬から9月上旬までは高温多照の時期が続き生育が進んだが、稲の体力は消耗し全体の籾数が少なかった為、登熟歩合は87.5%とほぼ平年並みに落ち着きました。

今後の課題は、高温や少雨、大雨、日照不足など気象が目まぐるしく変化していることから、栽植密度の適正化、適期の刈り取りなどです。

さて、政府は2024年の通常国会に食料・農業・農村基本法改正案と関連4法案を提出します。1999年の施行以来初の改正で、食料安全保障の強化を柱と位置付けるものです。

関連法案は不測時の食料確保に向けた枠組みの創設とスマート農業を振興する二つの新法と、農地の総量確保と適正・有効利用に向けた農地関連法改正案、食品原材料の調達安定化で金融・税制措置を整備する特定農産加工業経営改善臨時措置法改正案を予定しております。国内外の情勢は大きく変化し、国内生産の拡大を基本とした持続可能な食料供給基盤の構築は待ったなしです。

基本法の改正は、ロシアのウクライナ侵攻や地球温暖化など、施行当時に想定されていなかった食料安定供給を巡る課題に対応する狙いがあります。

なお、坂本農相より新たな基本法は国民の理解・支持の下、規模の大小などに関わらず、全ての農家の営農意欲を喚起し、若者の農業参入を促すものと考えております。

本町の農業は、重要な基幹産業と位置付けられているものの、収益性や作業コストの状況から農家離れが進行し、さらには少子高齢化による農業の担い手の課題が顕在化しております。

『複合型』における町の作物生産出荷においては、JAあきた湖東の下、より収益性が高く比較的馴染みがあり取り組みやすい「えだまめ」を複合作物のメイン品目として位置付け、産地化を推進してきております。「えだまめ」については、秋田県でも日本一の産地を目指して新たな事業を推進し、県内の「えだまめ」産地の拡大、活性化に向けて支援していることもあり、これを機に更なる産地規模拡大が各地で進められています。

しかしながら、本町の農業は3年～5年後が大きな転換期で持続可能な農業を取り組む強い町へ変わる施策が必要だと思っております。

提案といたしまして、本町と秋田県立大学との包括連携協定の取り組みです。連携内容は、稲作プラス複合型経営と持続可能な農村づくりです。

秋田県立大学福田学長の方針によると、持続可能な農業の実現に向けた大学の役目とは、「気候変動への対応など、将来を予測した上で農業を最適化していく必要がある。稲作の場合は何をどう変えるのか、あるいは土地に適した他の作物の生産に活路があるかもしれない。農業の従事者や関係者、場合によっては工業など他業種の関係者と一緒になって新しい農業と秋田をつくり、世界に発信することが大学の役目になる」と話しております。

町では、稲作以外に大豆・えだまめ・ネギ・キャベツ・かぼちゃ・さつまいも等の生産出荷されておりますが、町単独のブランド化作物について今のところ無い状況です。秋田県立大学より、八郎瀉町の気候・土壌成分等において一番適合している作物は何かを模索・研究・支援などをいただきたいと思います。

将来は、地域性を生かした農業が行われ、農村づくり（担い手不足の解消など）や地域の活性化に結び付くと思っております。是非ご検討願います。

以下の点についてお伺いします。

- 一、令和5年度による町認定農業者の総数及び年齢別内訳数
- 二、令和5年度による町作物の生産出荷品目及び戸数
- 三、秋田県立大学と包括連携協定による取り組み

です。以上です。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫

畠山議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、令和5年度の本町の視覚障害を持つ障害者手帳所持者数は、男性13名、女性17名の30名になります。その年代の内訳は、15歳から64歳までが3名、65歳以上が27名になります。また、その等級別の内訳は、1級が14名、2級が9名、3級が2名、5級が3名、6級が2名になります。

次に本町の視覚障害者用信号付加装置信号機、横断歩道付近の交通事故件数は、令和2年度に物件事故が1件、人身事故が1件、令和3年度と令和4年度は事故が無く、今年度は、これまで物件事故1件となっております。

また、高度化PICS信号機の導入についてですが、高度化PICSは、交差点名や信号表示灯の情報をスマートフォンなどの携帯端末を介して音声と振動で伝えるシステムであり、主に視覚障害者の移動支援に寄与するものと考えております。五城目警察署へ確認したところ、視覚障害者団体等が入る施設周辺などといった、視覚障害者の利用頻度が見込まれる横断歩道が優先的に設置される場所となっているとのことでした。

今後、視覚障害者から等の要望等を踏まえ、設置についての要望は検討してまいります。

次に、『強い農業づくりにおける包括連携協定の取り組み』についてお答えいたします。

はじめに、令和5年度の認定農業者数の総数及び年齢別内訳数についてですが、認定農業者の数は92名でございます。年齢別内訳は、30代が3名、40代4名、50代5名、60代33名、70代38名、80歳以上が9名となっております。60歳以上の認定農家が約87%と高齢化が進んでいる状況でございます。

次に、令和5年度における町作物の生産出荷品目及び戸数についてですが、町農業再生協議会で把握している数値は、大豆が40戸、枝豆9戸、ネギ3戸、ほうれん草2戸などとなっております。

次に、秋田県立大学との包括連携協定締結による取り組みについてですが、本町の気候・土壌成分に適した町単独のブランド作物の模索などは、農業従事者の高齢化、後継者不足問題を抱えている本町においては、今後の農業施策を進めていく上で、取り組みが必要な課題の一つとして認識しておりますが、包括連携協定締結によるブランド作物の模索は、町の明確なビジョン・秋田県立大学の方針のほか、将来の販路確保などについても考えていく必要がございます。

農業分野に限らず、地域の抱える多様な課題の解決に向けた全庁的な連携協定締結も考えられますので、今後、秋田県立大学と包括連携協定を締結している他の自治体の例を参考にしながら、地域の抱える多様な課題の解決に向けて検討してまいりたいと思っております。

議長 伊藤秋雄

はい、畠山一充君。

8番 畠山一充

ご答弁、ありがとうございます。

『高度化PICS（歩行困難者支援）信号機の導入』なんですけども、最近ではエンジン音が静かな車が多く横断するのに身の危険を感じます。地域共生社会に向け、地域の絆を繋ぐ為にも高度化PICS（歩行困難者支援）信号機の導入を、どうか前向きに検討をお願いしたいと思います。

それから、『強い農業づくりにおける包括連携協定の取り組み』なんですけども、やはり農業は天候等に左右され、年間安定した所得を得るというのは、保障はありません。以前の農業は単に農作物を作る技術を知っていれば良いという時代でした。現代の食のスタイルから考えた時に何を作ればいいのか、流通や加工はどうしたらいいのか等、トータルで考えなければならないのが今の農業でございます。どうか、持続可能な農業の実現に向け、本町と秋田県立大学との包括連携協定による取り組みを、どうか前向きにご検討をお願いいたします。

私からは一般質問は、以上でございます。ご答弁、どうもありがとうございます。

議長 伊藤秋雄

これにて、8番 畠山一充君の一般質問を終わります。

次に、2番 小柳聡君の一般質問を行います。はい、2番 小柳聡君。

2番 小柳 聡

2番の小柳です。本日は3つのテーマで議論していければと思います。

まず、部活動の地域移行の話題や、住民と行政が協働で支える町へとといったところで町内会の連携の話や、二次医療圏というタイミング的にまだハッキリとした方向性が定まっていない中でちょっと取り留めのない議論になるかもしれませんが、その点をご容

赦をいただきたいと思います。

それでは、質問のほうに入らせていただきます。

まずはじめに、『部活動の地域移行の現状と今後の方向性は』といったテーマでございます。部活動の地域移行改革推進期間が令和5年から令和7年の三年間と設定され、今年度は休日の部活動が地域に移行しているものと認識をしております。この一年間で違和感を少なからず感じることもあり、これからの二年間で部活動から地域スポーツクラブへ変えていくことは決して簡単なことではないと認識をしております。ただ、地域移行の論議は教員の働き方改革の側面もある中で生徒の多様なニーズにも対応した「生徒ファースト」な視点も持っているため、少子化の影響で思うような部活の活動が出来ない当地域によっては歓迎すべきことかもしれません。

世界に於いても類例を見ない独特な日本型スポーツ教育であった部活動というものを学校から地域に切り替えるという事実は、当地域においては地域連携という側面も必要になり、どのように融合するか、またそれぞれの当事者理解も進むことが求められると思います。

まずは、この一年間で休日の地域移行が始まったことに対して、現状の成果や課題等がありましたら、お伺いしたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、江島教育長。

教育長 江島廣 小柳議員のご質問にお答えします。

本町部活動地域移行を進めるにあたり、成果の一つは、昨年11月に、学校部活動担当、保護者会代表、外部コーチを交えた説明会を開催でき、共通理解を図ることができたこと。幸いにして、他校に比べ本町在籍教員は部活動に積極的な方々が多くいることから、土・日に教員が参加しても構わない態勢をとっております。

次は、レイクジュニアバドミントンクラブがクラブチームとして、初めて全県総体に湯上・五城目・八郎瀧の女子で団体戦及び個人戦に出場できたことです。団体で3位に入賞し東北大会に出場できました。また、バドミントン専門部が大会規定細則を何回か変更し、全県秋季大会にもクラブではなく学校代表として個人戦に出場することができたことです。

課題は野球と剣道競技においては、外部コーチがベンチに入ることができないことが依然として改正されませんので、休日の活動、特に大会や練習試合には教員が引率・指導しております。

県の中体連には、どの競技も同じようにできないものかと提言はし続けております。以上です。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳聡君。

2番 小柳 聡 いま成果と課題といったところもお伺いしました。下段の方で野球のほうにも触れていくことにはなるんですけども、教員が積極的だといったところもお伺いもしましたし、土日を構わないでといったところもありましたので、ここには無いんですけども、吹奏楽部って今後の地域移行というテーマになかなか進むのが難しいと思うんですけども、吹奏楽部の現状と成果について、今後の課題といったところをお伺いします。

議長 伊藤秋雄 はい、江島教育長。

教育長 江島廣 お答えします。本町は一応、運動部活動の地域移行、これは計画に基づいて進めているわけですけど、併せまして文化部の移行も議員のほうから指示されております。ですが、実情からして本町では吹奏楽部を指導できる地域の方がいないというのが、南秋地域ほとんどがそうだと思います。現在、秋田県内では、いわゆる吹奏楽団を持っている地域、大館とか大曲とか秋田市とか、そういう所では、ある程度そちらの方をお願いするというかたちで進めておるようですが、いずれ、ここ当たり付近は、そういうことが出来ません。ですので、本町では、先生に今まで通り指導していただくという体制をとっております。ですので、吹奏楽部に関しては学校管理下、土日の場合はですね、今まで通りです。運動部については、学校管理下外として進めておるところです。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳聡君。

2番 小柳 聡 ありがとうございます。まず、吹奏楽部に関しては学校管理下だと、いったところも確認ができました。それで、先ほどちょっと野球の話をしていただいて恐縮なんですけども、野球の話をしていきます。

練習試合等で休日である土日をメインに開催することが多いことは承知のことと思います。平日に指導に携わっている教員においては、そういった場に居ない又は携われない、これは先ほど土日を厭わず出てくれるっていう方もいらっしゃるってことに矛盾するかもしれませんが、そういったことで、どのように成長しているのかというところを一番感じやすい状況を結果的に、この休日の地域移行っていうところで無くしているようではないかなといったところを危惧しております。

一番分かりやすい野球を例にとりて考えてみると、土日の練習試合には監督(教員)は来ないのが前提だとして考えれば、公式戦の際には外部コーチがベンチに入れないという状況があります。その中で、部活動指導員という位置づけであればそれは可能にはなるといったところであると思うんですけども、現状では当町はそれを採用しておりません。

ここで想定されることは、練習試合等で指揮することが限りなく少ない中で公式戦の意思決定を監督がしなければいけないという状況がうまれることです。

そこで、現状の制度を踏まえた当町の課題、改善に向けた動きはあるかというところを、先ほどと重複するかもしれませんが、答弁の程よろしくお願い致します。

議長 伊藤秋雄 はい、江島教育長。

教育長 江島廣 お答えします。野球につきましては、いま申し上げましたように実際の大会時には外部コーチが入ることが出来ません。剣道も合わせてそうですけれども、この2種目だけが、そういう状況になっております。これについては、なんとか改正していただけないのかということの中体連の方には申し込んでありますけど。現実、本町の場合考えてみますと、練習試合その時に、いわゆる試合の時に指揮を取れない方だけが引率して行って試合をやらせたとしても、いろんな違和感があるわけですね。ですので、本町では監督になっている先生が練習試合とかいうものの経過を酌んでですね、実際に行く折には先生が行って指導している、これが今の現状でございます。以上でございます。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳聡君。

2番 小柳 聡 えー、理解をいたしました。八郎潟町が休日の地域以降が進んでいるっていったところで実際に、例えばこれ卓球のケースなんですけども、学校同士で組んだ試合等で相手チームに伺った際に他の学校の先生方は、まだ休日の地域移行が進んでないといったところで、先生方の集まるタイミングっていうんですかね、その中で八郎潟中だけいないケースがあったそうです。これは勿論逆の立ち位置で考えた時にも発生するんですけども。これが地域移行の足並みが揃ってないっていったところが少し課題ではないかなと思んですけども、そういった時に八郎潟の保護者心理としては、なんかちょっと申し訳ない…他の先生方は学校の先生方が来てるのに、ウチだけいないっていう状況が生まれていることに対して、そこ…何か所見というか、そういったケースに対する…

議長 伊藤秋雄 はい、江島教育長。

教育長 江島廣 今の質問ですけど、逆じゃないですか。八郎潟中は先生が行ってます。他のチームは来ないところもあるかもしれませんが。他の地域の相手校がいて、本町の野球部がないんじゃないかと、逆です。

2番 小柳 聡 ああ。

教育長 江島廣 だから質問がちょっと、逆なっています。ですので、そういう心配ってことでですけど、いずれ、マチマチなんですね。地域によって、あるいは学校の在り方によって若干違いがございます。昨年から申し上げておりますけども、この南秋地域では八郎潟が一番早くですね、計画を3年間の計画を立てております。足並みを揃えて進むはずでしたけれども、私ほうよりはむしろ他の地域の方では、なかなか先生方が休みの日に出てくるという、そういう意識が生まれないとか、あるいは少子化において部員が少ないとか、いろんな課題がありまして、ちょっと据え置きになっているところもございます。ウチの方はウチの方の現状に合わせて進めるだけ進んでいくという、そういうかたちでございます。

議長 伊藤秋雄 小柳聡君。

2番 小柳 聡 まず、逆というか、いろんなケースがあったりするものでございまして、そこだけ補足

をしておきます。

また、冬期間にあっては中学校体育館の暖房使用を躊躇わざるをえないという現場を私自身も目の当たりにしてきました。例を取りますと、1月13日、体育館の館内温度1～3度、1月20日、館内温度5～6度、そういった中で約3時間程度寒い中での観戦だった…一日は私もいましたが…だったそうです。競技者は体温調節が難しく、観戦者にとっては長時間動かずに観戦することで凍えるような体感イメージだったといった声がありました。実際問題、暖房の使用が認められている、認められていない、条件があって申請すれば認められるといった、そのような線引きが分からないまま休日の地域移行が進んでいるようにも感じております。スポ少等では第二体育館にジェットヒーター等を準備しているスポ少の団体等もありますけども、小中学校体育館においては暖房設備があるからか、部活単位でそのような設備を準備していないといったところが実情でございます。

そこで提案といいますか、お願いベースになりますけども、暖房の使用基準を明確化してほしい、その上で状況に応じて出来るだけ使えるようにしていただきたいと思えますけども、その点に関してご見解をお伺いします。

議長 伊藤秋雄 江島教育長。

教育長 江島廣 ご質問にお答えします。

練習や練習試合におきましては、節度を持った使い方をしていただければと思っております。例えば、早朝2時間位は暖房点けるとかですね。そういうかたちです。ただ、町民体育館で暖房使用の場合は、使用した団体が灯油を満タン返すように定めておりますので、使用場所におきまして経費の違いが出る点については、課題となっていくことが出てくるかもしれません。ちなみにですね、学校の暖房、10基付けておりますけど、終日でドラム缶2本分位いくということをご承知おきいただきたいというふうに思えます。ですので、普段もですね、一日一杯厳寒期でも学校の授業で点けてるわけではございません。午前中少しの時間とか…午前中点けると、かなり午後まで良い感じでなんとかいけるとい、そういう状態ですので、その時の気温に合わせて使用していただいております。ですので、暖房につきましては点けても問題は無いと思えます。例えば、練習試合、日曜とかに組んだ時ですね。ただ、スイッチがですね、体育館の教官室の中にございます。ですので、そこの使い方については部活動担当の先生方で、どのようにしていくかっていうふうなことの相談が出てくるかと思えます。私ほうでは特別ダメだつてふうには規制しておりませので、使い方をただ節度ある使い方で行っていただければなと考えております。以上です。

議長 伊藤秋雄 小柳聡君。

2番 小柳 聡 節度のある使い方であれば寛容するっていったところが、お伺い出来ました。実はですね、いわゆる土曜日に先生がいない状況が実質生まれてることがあるんです。勿論、休日の地域移行…だから、誰に頼めばこれは許可出来るんだらうってのが多分当事者間では、まだ理解が進んでいなかったとといったところだと感じるんですけども。そういったところは、部活のスイッチがある所に例えば代表者が入って1～2時間であれば使用してもいいっていうことですね。

議長 伊藤秋雄 江島教育長。

教育長 江島廣 はい、そうでございます。ただですね、そこの決め方については先生方の所に周知できていなかったというのが事実なので、もしかすると先生方も、かなり変わりましたから、「これ使っては、うまくないんじゃないかな」っていう感覚でいた場合もあるかもしれません。後で学校の方には、今の提案を受けてですね、使い方については校長の方に指示しておきます。以上です。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳聡君。

2番 小柳 聡 はい、まず理解をいたしました。丁寧なご答弁ありがとうございます。

私、ホームとアウェーという考え方ですと、ホーム戦を行うということは、必然的に相手チームに八郎潟町に来町いただくきっかけが出来ると思っております、よく見かけるのが、例えば遠いチームであれば試合の隙間時間に「あんごま餅」を買って帰られたりとか、終わってからそういったところも私も目にしていますので、ホーム戦のメリットといったところは意外にそういったところもあると思えますので、加えて言えば、八



郎潟町民の皆さんが遠征でガソリン代が掛からないといったところもあると思いますし、そういったホームである、ホーム戦ってというメリットも、そういったところも考慮していただければなといったところでございます。

続けてまいります、日本のスポーツ施設全体の中で学校体育施設が6割を占めているというのが現状であると伺っております。学校から地域移行された時に、これらをかき有効活用できるかが成功の…求められる大きな要素であると考えおります。

おそらく総合型クラブを運営団体にするには当地域にとってはまだハードルが高く、近隣町村での拠点校方式を採用する可能性が高いと私自身考えておりますけれども、そういった場合でも自治体の枠を超えて拠点校にはある程度の裁量を持たせる…先ほどのような、持たせていかなくてはいけないと考えます。それが拠点校方式による合同部活動や並行的に新たなクラブチームが地域で立ち上がろうとする場合であっても「地域の生徒達への還元」と考える発想で柔軟な対応を求めたいと思います。

そこで、お伺いをいたします。拠点校方式、またはクラブチーム等で体育施設の使用基準の設定の変更などはあるものかといったところをお伺いいたします。

議長 伊藤秋雄 江島教育長。

教育長 江島廣 ご質問にお答えします。

学校部活動での活動場所を継続して使用するよう定めております。

南秋4町村では、少子化の影響で部活動運営が年々難しくなっております。しばらくは合同チームでの参加を継続しますが、いずれ拠点校方式にしなければという考え方で一致しております。現時点で、どこの地域に何の競技をもっていくかについての具体案は作成されておられません。将来的に少子化がもう少し進んでですね、運営が困難になってきた時の話し合いになろうかなというふうに思います。ただ、教育長会、首長会の中では、毎年ですね、この件については話し合いを進めておるところでございます。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳聡君。

2番 小柳 聡 まず4町村の中で、いずれは拠点校方式といったところを、まずは合同チームからでもいいから…先ほど、並行して仮に種目によってはクラブチームができた場合でも学校の体育館等を貸していくという発想は、おありでしょうかといったところも、ここで伺いたかったんですけども、その点だけ。

議長 伊藤秋雄 江島教育長。

教育長 江島廣 本町の部活動移動につきましては、いわゆる今、学校にある部活動が練習する場所として定めております。ですので、クラブチームの場合に、その練習場所を貸すっていうふうなことは、今のところございません。ただ、年々ですね、学校の部活がクラブに全て変わってきた場合には見直ししなきゃいけないだろうと。今の時点では、学校の部活動で使ってる部分を使うと、いうふうにしております。以上です。

議長 伊藤秋雄 小柳聡君。

2番 小柳 聡 はい、まず理解をしました。私が今ここで聞いたかったのは、クラブチームが拠点校方式と並行してクラブチームができたなら、それはたぶん拠点校方式の方が優先だとは思いますが、いずれそれが、その種目自体が、地域にクラブチームしか残らない場合は、そういったことも優先して欲しいといったところを聞いたかったところでございますので。

続けていきます。他町村では休日の指導者が見つからないといった例もございます。幸いにして当町では外部指導者に関しては、ある程度恵まれた状況にあると認識しております。今後を見据えた際には拠点校の設定や指導者の配置等も他町村との協議が必要になってくると考えますけれども、そもそも論として、その場に指導者がいるかないかという事実はとても重要な要素になると考えます。

私自身も父兄という立場で数名の外部指導者とお話しをさせていただきますが、現状を鑑みても指導者に対する報酬等は充分ではないのではないかなと考えます。現状の資格取得に伴う更新費用、また外部指導者においてはこのように地域移行が進むことに伴い新たな資格取得も求められる部分もあるかと思っております。そのような場面にも手厚い支援があつて然るべきだと考えますし、休日の地域移行に伴って休日の練習や練習試合の帯同、こういったことも増えると考えれば、現状のボランティア程度の報酬を今一度見直す必要性があるのではないかと考えます。

そこで、お伺いをいたします。指導者に対する支援・報酬等の見直しを今一度考えるということはないでしょうかといったところをお伺いします。

議長 伊藤秋雄 江島教育長。

教育長 江島廣 質問にお答えします。

外部指導者への資格取得費用や更新費用については、町スポーツ協会の基金で賄うことで了解を得ております。ですので、私どもにしましても外部コーチの2名分については、なんとか講習とか資格を取っていただきたいというのがあります。現在持っている方もおりますけれど、無い方につきましては講習会、そういうふうな時にはスポーツ協会の方から、基金の方から出していただくというふうなことで決めております。

報酬につきましては、昨年度から気持ちだけの額を予算化しております。本当に気持ちだけです。この額については、少ないとは思いますが、スポーツ少年団指導者への謝金よりは多い額を設定しております。いろんなかたちで、どちらも同じ立場ですのでバランスも考えていかなければならないかなと、現在考えておるところです。少なくとも本当に申し訳ないっていうのは本音でございます。以上です。

議長 伊藤秋雄 小柳聡君。

2番 小柳 聡 率直なお気持ちもいただいたので、お願いベースではありますけども、それよりもいくらかでも、といったところを私もお気持ちとして伝えておきます。

続けてまいります。自治体が異なる事で地域移行に対するスピード（当町は進んでるほうだと認識）や温度にズレがあるものと承知をしております。拠点校方式による合同部活動形式を取ろうとしても「まだ自分達は単独でいきたい」、そういった声もあるかもしれない。例えば、野球のように4校同じ種目が、それぞれにある場合でも拠点校方式を採用する場合は4校で一チームなのか、もしくはエリアを二つに分けて二チームずつとして分けることも想定をするのか。

拠点校方式には、どのような選択肢があるのかといったところをお伺いしたいと思えます。

議長 伊藤秋雄 はい、江島教育長。

教育長 江島廣 質問にお答えします。南秋4町村での考えですので、基本的に部活動のある学校が一緒になって一チームと思われれます。ですので、拠点校方式にエリアで何カ所かに分けるという選択肢はないというふうに考えております。

議長 伊藤秋雄 小柳聡君。

2番 小柳 聡 それでは、例えば、4つある野球を例に取って考えると、4校が集まる…今後、部員数も減少してくると思えますけども、例えば、人数が一学年でも20人を超えるようなことが時代によっては見込まれると思うんですけども、そういったことで出場が出来なくなる選手が増えてくることも想定されると思うんですけども、それは4校一緒、4校で一つという考え方でいいですね。

議長 伊藤秋雄 はい、江島教育長。

教育長 江島廣 一学年20人とかっていうのは4つ合わせてという、そういう意味ですか。あのですね、各学校単位でエントリーメンバーも確保出来ないという状況になった時に拠点校方式に移行するだろうというふうに思います。ですので、合同チームでやれるうちにつきましては、まだ拠点校までいかないっていうのが今のところなんです。いすか。

議長 伊藤秋雄 小柳聡君。

2番 小柳 聡 はい、すいません、理解をいたしました。ありがとうございました。

それでは、活動場所が遠くなるといった、合同チームにしてもですね、活動場所が遠くなる、送迎負担や交通費が発生するリスク、また、外部指導者への受益者負担等も増えるようであれば地域移行がより良い方向へ向かわなくなる可能性もあると考えるんですけども、地域として話し合われている中で最低限の地域移行の目標設定といったところを、どのように話し合われているかといったところをお伺いします。

議長 伊藤秋雄 はい、江島教育長。

教育長 江島廣 質問にお答えします。  
クラブチームは別として、合同チームでも拠点校方式でも生徒の送迎をどんな方法を取るかが今、一番大きな課題と考えております。現在は保護者にご負担をおかけしておりますが、各自治体で足並みを揃えてどう対応していくかでございます。また、学校の放課時間を揃えるなどの課題も出てくるだろうというふうに考えております。

議長 伊藤秋雄 小柳聡君。

2番 小柳 聡 今、やっぱり移動が課題だといったところをお伺いしました。  
ここで私から提案といいますか…私、地域の高齢者がボランティアでグループを作って送迎、白タクみたいな発想にはなってくると思うんですけども、そういったことが出来れば地域で支え合うようなかたちにもなるかなとも思うんですけども、そういったところ今のご意見に対して何か御所見がございましたら。

議長 伊藤秋雄 江島教育長。

教育長 江島廣 お答えします。  
ボランティアで地域の方をお願いするっていうことになると、これまた別問題になります。子どもの移動ですので基本、保護者なんですけれども、よその方をお願いするためには、それなりの体制を整えないと事故、その他っていうふうなことが考えられますので、簡単に我々のところで決めていくというふうな訳にはいかないかと思えます。ですので、一番良いのは各自治体で移動手段のもの、いわゆるスクールバスのものをなんとかしていくとか、あるいはタクシー送迎するとか、そんな方法でいま考えているところです。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳聡君。

2番 小柳 聡 理解をいたしました。先ほども帰宅時間の話をされたので、広域した場合に課題になるのがテスト期間の設定ではないかなと考えます。私自身も合同チームを経験したことで、人数不足を補うための広域連携というか合同チームであったのに、そこがなかなか上手くいかないなと実感したことを思い出します。地域移行するというところで学校管理下の教育課程から切り離されるものと認識はしておりますけれども、テスト休みという概念そのものが無くなるという理解でよいのか、また、学校行事はともかくテスト期間はなるべく近隣町村で調整できるのであれば望ましいと考えますけれども。最後に完全な地域移行の際には、そういったテスト期間にも配慮してほしいと思えますけど、見解を最後に伺って終わりにしたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、江島教育長。

教育長 江島廣 質問にお答えします。  
気持ちは十分分かります。ですが、学校の運用は部活動だけで回っているわけではございません。各学校の特色ある営みを地域移行の都合で、カリキュラム編成を調整することは厳しいというふうに考えております。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳聡君。

2番 小柳 聡 はい、ありがとうございます。理解をいたしました。  
参考までに、テスト休みという概念そのものは無くなるという認識、そこだけお伺いします。

議長 伊藤秋雄 はい、江島教育長。

教育長 江島廣 無くならないと思えます。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳聡君。

2番 小柳 聡 はい、理解をいたしました。ありがとうございます。いろいろ私も手探りな感じで、丁寧にご答弁いただき、ありがとうございます。

次のタイトルに進みたいと思います。『行政と住民が協働で支え合う町へ』といったタイトルでございます。

このタイトルは「人と地域が輝く心豊かな協働のまち」という我が町の総合計画から引用させていただきましたが、町づくりという視点で考えた時に、行政と住民が一緒の方向を向いて協力できる体制であればベストであると考えます。

最初に町内会と行政という視点で考えます。

今回町内会にスポットを当てたいと思ったのは、1月25日の県内ニュースで役員の担い手がいないという理由などで町内会の解散をしているケースが秋田県内で5件確認されているといったショッキングな話題を目にしたことがきっかけでございます。

町内会は住みよい地域づくりの根幹となる組織であると考えます。

また、町内会には出来る限り永続的に活動していただきたいと考えますし、活動が難しくなるのであれば、そこは再編も視野に入れることも検討いただきたいと思います。まずは行政として押しつけではなく無理のない町内会との連携バランスを模索していただきたいと思います。

今回は町内会目線で、このような行政との連携があれば良いのではないかなといった視点でお話しをさせていただきたいと思います。

まずは、緊急時の連絡体制についてお伺いをいたします。

避難を伴う意思疎通等に関してスピード感も求められる体制整備も、能登地震等も受けて、そういったところが体制整備も必要と考えます。

そこで、緊急時の町内会長との連絡体制は、どのようにしているか、これは個別でも全体で一斉でも連絡できる手段があれば、個別、一斉どちらもお伺いをしたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 小柳議員のご質問にお答えいたします。  
大雨等により避難所を開設する際など、緊急時に町内会へ連絡が必要なときは、該当する町内ごとに会長の方へ個別に連絡をしております。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳聡君。

2番 小柳 聡 個別に連絡しているといったところで、まず対象エリアの町内会に連絡をしているといったところであるとございます。

例えば、対象エリアを絞る連絡であっても、お知らせする情報が例えば夜叉袋であれば真坂地区の周辺エリアにも危機意識として伝わるようにLINEグループ等の活用をしてはどうかと考えます。地震などが起きれば一刻も早く行政発信で全体にお願いや連絡を届けたいシチュエーション等もあろうかと思います。スマホが一般的になり60代世代でもLINEアプリは一定の利用率になっている現状も考えれば、LINEを活用した町内会長への連絡体制を確立して欲しいと考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 町では、LINEを活用して、公式アカウント上から各種申請や行政手続きができるオンライン手続きシステムの利用を考えており、そのシステム使用料については、来年度予算に計上しております。このシステムの利用を開始するとグループLINEと同じような使い方も可能であることとなりますので、町内会長との連絡にも活用できればと思っております。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳聡君。

2番 小柳 聡 それは是非、町内会長のご理解も必要になってくる分野とは思いますが、そういったところが活用出来ると全体的に連絡体制もスムーズになると思いますので、是非ご検討いただきたいと思います。

続けて、そこは前向きに答弁をいただいたと思って進めてまいります。

町内会として高齢化問題は深刻に捉えられているようです。特に高齢者世帯のみという家庭に対しては班長を任せていいのかといったところを躊躇う事があるそうです。ただ実際に引き受けてくれる場合はお願いする、例えば班長ですね、お願いするんですけども、その任期中に出来なくなるといった事例も出て来るようです。一人暮らしの世帯は勿論ですけども、そのような班長という仕事は一般的に任せないようにはするんですけども、いつの間にか、その方が施設に入所していたり、連絡が急に取れなくなるといっ

た事例も一人暮らしも増えているせいか、そういった事例も見受けられるようになってきたといったところでございます。

ここで問題提起をしたいんですけども、このような一人暮らし世帯の突発的な、施設であれば住所移動も伴うんですけども、そういった移動に対して町内会長などに情報共有等はできないものか、っていったところでございます。個人情報の問題もあろうかと思えますけども、民生児童委員や町内会長には、そういった情報は共有すべき案件になるのではないかと考えますけども。

そこで、お伺いしますけども、一人暮らし世帯が不在になる際には情報共有をそういった方々に出来ないかといったところをお伺いをいたします。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 本町における65歳以上の単身世帯の方が施設等へ入所した際は、各地区担当の民生児童委員へ情報が共有されておりますが、町内会長への情報共有につきましては、議員言われるように個人情報の観点から本人の同意が必要となります。また、当該者によっては、施設等への入所を秘密裏にしたい方々もおられますので、情報を共有することはできません。

議長 伊藤秋雄 小柳聡君。

2番 小柳 聡 民生児童委員の方には伝わってるといったご理解で…なるほど、分かりました。理解をいたしました。

続けてまいります、町内会はともかくとして、隣近所文化が無くなってきていることを感じます。そこで、地域コミュニティの大切さを今一度見直すべき時ではないではないかと思えます。町内会長や対象者は幅広くしていただきたいと思えますけども、地域コミュニティの大切さを学ぶ意味で講師を招くなどして、例えば町内会長会議の前ですとか、そういった場合に講習会を実施することはできないかなと考えます。

そこで、お伺いしますが、地域コミュニティの醸成を啓蒙するような仕掛けを作ってほしいと考えますが、いかがでしょうか。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 人口減少による町内会役員のなり手不足やコロナ禍による地域の繋がり希薄化が懸念されていることから、町内会長会議等の場でそのような講演会を同時に開催できるか今後検討…以前はやったとありますけども、今後も検討していきたいと思えます。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳聡君。

2番 小柳 聡 前向きなご答弁いただいて、ありがとうございます。

町内会長のみならず今後、町内会を背負っていく方であったりとか、勿論、我々のような議員も然り、また各種団体で活躍してるような人を対象に広げてもいいと思えますので、是非そういった仕掛けも作っていただければと思います。

住民参加があってこそ協働の町になると思えます。顔が見える関係性を作るにも出会うというきっかけがなければ始まらない。そんな関係を構築していくには、やはり住民が参画しやすい環境づくりを作ることも必要ではないかと思えます。少子高齢化が一番ではありますけども、町の課題に対する住民の「八郎潟町でこんなことをやりたい」というアイデアを住民にコンペ方式で募って形にしてはどうかと考えます。例えばテーマを絞って…いずれ課題を解決するようなテーマを設定して、テーマを絞って、例えば予算が20万～30万で、こういったことをやってみませんかといったところを住民または町で活躍している各種団体にも案内をしていくといったものです。

それをオープンに募集をして一つそれが形になることで住民が「自分達も何か出来るかもしれない」という町づくりへの気運が醸成することを期待して、今こういった提案をしてるんですけども、住民参加に軸足を置いた、住民が主役の仕掛けを増やしてほしいと思えますけども、その点いかがでしょうか。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 議員言われるように、地域課題の解決や地域振興などに取り組む事業を募集し、提案した団体や住民組織と町とが協働で事業を行うことについては、地域の活性化や参加型行政の推進につながっていくものと思えます。

そうした意味では今後、事業の必要性については検討してまいりたいと思います。  
現在、町内会だけのイベントや、例えば夏祭り、そういうものには支援をしておりますけども、ただ、それが広がって大きな組織になることは良いことだと思いますので、いろいろ検討していきたいとは思っております。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳聡君。

2番 小柳 聡 まず、前向きなご答弁、ありがとうございます。私だと、例えば一例として挙げれば、大学生に依頼して地域団体と結び付けたりとか、例えば、小学生と連携して助けを必要としているような世帯を支え合いマップみたいな作成をするとか、言ってしまえば、課題解決といったところで婚活支援、de愛サポート事業もなかなかマンネリ化している中で新たな手を挙げる人が出て来れば、そういったところにも支援をしていくような仕掛けも増やせればなあと思っはいるものですけども、いずれにせよ住民自身が盛り上がる町が強い町になると私自身は考えておりますし、小さな町として生き残りを考えていった際に住民から気運を高めていく流れを作り出せるようにするように様々な検討いただきたいと思います…同じ様な答弁をいただいたので終わりにしたいと思っておりますけども、はい、そういったまとめでいきたいと思っております。で、第二問目を終わります。

三番目の最後の質問なりますけども、『二次医療圏について』。これがちょっと、なかなか取り留めのない議論になるかもしれませんけども。

地域医療構想が生まれて秋田県における医療圏というものが令和8年度には8圏域から3圏域に変わります。当地域においては従来の延長戦、湖東厚生病院があつて秋田市に通うという、大きく変わることはあまりないように感じておりますけども、どのような想定が必要になってくるのかといったところを、漠然とした部分もあろうかと思っておりますけども、議論できればと思います。

6年度からは次期医療保険福祉計画は3圏域となり、今までの8圏域から課題を抽出しつつ将来的な広域連携の在り方について6年度から協議をしていくものと思っております。病院毎に役割分担・連携強化が求められるようになってくるとは思っておりますけども、当地域においては湖東厚生病院の位置付けがとても重要であると考えます。仮に診療科目の見直し等が想定されるならば、通院の足をどのように確保していくのかという視点も加わることになるのではないかと考えます。

そこで、お伺いをいたします。湖東厚生病院の位置付けは3圏域になることで、どのように変わるのかといったところをお伺いをいたします。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 秋田県では、次期医療計画、来年度から6年間（2024～2029年度）の策定にあたりまして、一般的に入院治療を提供できるように設定されている「二次医療圏」を現在の8医療圏から3医療圏に集約する案が進められております。

二次医療圏の見直しは、人口減少や高齢化が進む中でも医療機関の役割分担や連携を進めることで、限られた医療資源を有効に活用しながら持続可能な医療提供体制を構築していくためのものでございます。

二次医療圏が3つになっても、湖東厚生病院の位置づけに変更はございません。救急医療を担う医療機関等と円滑に連携しながら、着実に地域の医療を確保する役割を期待しております。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳聡君。

2番 小柳 聡 湖東厚生病院の位置づけは、変更は無いっていったところを確認できました。変更が無い…診療科目の見直し等も今後はもしかしたら出て来るかもしれませんが、現状では無いといったところで…出来ますけども。いずれ外来機能が仮に変わっていった時に住民は、そういったところ不安に感じると思うんですけども、かかりつけ医や適正受診を並行して説明して欲しいんですけども、その点は、いかがでしょうか。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 先ほども言いましたとおり、特に支援の仕方は、変わりませんが、運営の方法についてですか、湖東厚生病院の…

議長 伊藤秋雄 はい、小柳聡君。

2番 小柳 聡 すみません、一問飛ばしましたので。  
変更が無いといったところで、町での支援のかたちといったところを変わることも想定されるのかってところを飛ばしました。  
その中で、仮にですね、将来的に湖東厚生病院の外来機能は変わってくると、これ想定ですけども、住民も不安を感じる部分も出て来ると思いますので、この一次医療的な話で、かかりつけ医や適正受診を、推進も並行していただきたいと思いますが、そのお答をお願いします。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 先ほど申しましたけども、町で支援するかたち、これ変わるものではございません。かかりつけ医や適正受診を推進して欲しいということですけども、先ほどから申しているとおり湖東厚生病院の医療機能は変わりません。一般的に身近なところで健康サポートをしてくれる、かかりつけ医を持つことや、医療機関の役割に応じた適正受診については、引き続き住民に周知していくことは重要でありますので、県や医師会と連携してまいります。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳聡君。

2番 小柳 聡 今の質問に関連して、現状でこの地域において医師の高齢化といったものもありますし、診療所がそういったことで年々減少していくといったところもあると思います。そういった中で一次医療というものをしっかりと守っていくことも必要と考えますけども、その点にもう一度ご答弁をお願いします。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 住民にとって住み慣れた地域で医療を受けるために、住民にとって身近な一次医療を守っていくことは重要でありますけども、人口減少が進み、医療人材の確保に苦慮している状況の中、地域において一次医療を確保していくことは、とても困難な課題と認識しております。このことから、町としては、県や関係団体と連携しながら、町のできることを検討してまいりたいと思っております。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳聡君。

2番 小柳 聡 是非ですね、町として出来ることも限られている中で、出来ればそういったところにも支援をしていただきたいと思います。  
医療アクセスの確保・支援というのも求められると思いますけども、今後は在宅医療の拡充であるとか、オンライン診療等の活用も重要であると考えますし、多職種連携、また地域連絡等も、こういった二次医療圏の話題も鑑みながら、より進化した考えをしていただきたいと思います。  
また、福祉的な視点では社会との繋がり等も重要であると考えますので、そういったところも考えて検討していただきながら進めていただきたいと思いますが、といったところで最後の質問も終了させていただきます。  
以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長 伊藤秋雄 これにて、2番 小柳聡君の一般質問を終わります。  
それではここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

( 午前11時59分 )  
( 休 憩 )  
( 再 開 )  
( 午後1時30分 )

議長 伊藤秋雄 それでは午前中に引き続き再開いたします。  
9番 金一義君の一般質問を行います。9番 金一義君。

9番 金 一義 はい、9番、よろしく申し上げます。  
今回は三つの設問であります。

一つ目は『八郎潟町国土強靱化計画の推進について』ということと、二つ目は『八郎潟町の良さを宣伝し子育て支援を充実して、移住・定住促進事業の取り組みを』また、三つ目としては『脱炭素型社会構築事業 [モミガラ] でのイチゴ栽培について』の、この三つの質問を提出してあります。

最初に『八郎潟町国土強靱化計画の推進について』について質問させていただきます。

令和6年1月1日に発生した石川県の能登半島を襲った大きな地震が建物やインフラの被害が大きいだけでなく、亡くなったりケガをされたりした方の数が日を追う毎に増えるのを見ると本当に胸が痛みます。建物が倒壊し道路が寸断し、特に今回目立つのが、大規模な断水が長期化していることです。この被災地をテレビで見る度に我々に大きな不安を与えます。また、家屋の倒壊も人口減少と高齢化が進む過疎地特有の災害という見方も多いと言われています。

今から41年前の昭和58年5月26日の正午に秋田県沖を震源とする、マグニチュード7.7の大地震が発生して津波による被害が男鹿市をはじめ各地域に大きな被害を出しております。我が町も、またいつ来るともしれない災害に備える必要があります。

ここで、次の質問をいたします。

一つ目としては、我が町の水道施設の耐震化については、業績評価指標として上水道施設の耐震診断率は令和3年に実施済みとありますが、その結果としての評価を説明してください。

また、このマグニチュードいくらまで耐えられる設計なのかもお知らせ願います。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 金議員のご質問にお答えいたします。  
上水道施設の耐震診断は、平成24年度に実施しており、国土強靱化計画作成の令和3年度時点で耐震診断は実施済みとなっております。

平成24年度に実施した耐震診断については、浄水場建屋などの建築構造物と、浄水場水槽部などの土木構造物について実施しております。その結果、浄水場建屋の鉄骨と基礎コンクリートの接合部において、腐食や破損が確認され、耐震性を有していないことが判明しております。平成27年度に、生活基盤施設耐震化交付金事業によって、建屋内部の接合部と、天井の補強及び、外側の接合部の耐震補強工事を実施し、耐震化を図っております。

マグニチュードいくらに耐えるかについては、課長が答弁します。

議長 伊藤秋雄 はい、建設水道課長。

建設水道課長 加藤恒貴 金議員のご質問にお答えいたします。  
耐震の診断に当たっては、宮城県沖、昭和53年に宮城県沖地震発生しておりますけれども、その時のマグニチュード7.4、それから震度5弱から震度6強というモデルにして診断基準としております。

議長 伊藤秋雄 はい、金一義君。

9番 金 一義 いま耐震の震度っていうんですか、それは国の基準とかっていうのは、あるもんですか。その基準に沿ったかたちで施工されておるのか、そこらへんの考え方を述べてください。

議長 伊藤秋雄 はい、建設水道課長。

建設水道課長 加藤恒貴 はい、お答えいたします。診断事業、国の交付金を用いまして診断してございます。基準となる準拠すべき…にございますとおおり、その中に謳われておりまして国の方、あるいは防災協会等で作成された図書に則っての基準となっております。

議長 伊藤秋雄 はい、金一義君。

9番 金 一義 もう一度お知らせください。その基準っていうのはマグニチュードいくら、震度いくら…5って言ったすっけが、それですか。

議長 伊藤秋雄 はい、建設水道課長。



建設水道課長 加藤恒貴 はい、お答えいたします。マグニチュードが7.4で、震度が5弱から6強までをモデルとしてございます。

議長 伊藤秋雄 はい、金一義君。

9番 金一義 今お答えいただきましたけども、輪島の方見ると、マグニチュード7.7のかたちで、まあ、地形っていうんですか、それは我が町とは、向こうの方の石川県地域とは違う要素があると思うんですけども、向こうの方で地震の関係で7.7で、ああいう被害があるんですけども、我が町はそれでは大丈夫っていうことで認識してよろしいですね。

議長 伊藤秋雄 はい、建設水道課長。

建設水道課長 加藤恒貴 はい、お答えいたします。耐震診断の一つの基準といたしまして、レベル1、レベル2というのがございます。レベル1というのが、先ほど申しましたマグニチュード7.4のレベルで、これで保持すべき耐震性能っていうものが、そのような地震が来ても機能には部分的な損傷はあっても機能を損なわない程度という一つのレベル1、レベル2につきましては、兵庫県、平成7年に発生しました兵庫県南部の地震がモデルとなっております。これにつきましては震度7までをモデルとされておりまして、これの保持すべき性能といたしましては、軽微な修繕等は発生するものの、大きな甚大な被害には及ばない程度の基準でございます。以上でございます。

議長 伊藤秋雄 はい、金一義君。

9番 金一義 先ほど町長の答弁の中で、建屋の錆びの話があったんですけども、その改修っていうのは、もう終わってるわけですね。

議長 伊藤秋雄 はい、建設水道課長。

建設水道課長 加藤恒貴 はい、お答えいたします。平成27年度に、これも交付金事業用いまして耐震性能が有していない部材の更新、改修あるいは補強工事ということでクリアになってない部分を全て補強工事を行ったということで耐震性能は得ているという結果でございます。

議長 伊藤秋雄 はい、金一義君。

9番 金一義 そうするとあの…勉強不足で申し訳ないですけども、我が町の上水道の延長距離は何キロでしょうか。

議長 伊藤秋雄 はい、建設水道課長。

建設水道課長 加藤恒貴 はい、水道管の距離ですね。次の二つ目の質問にも絡んでるんですが、52.4キロ、全町で排水管、送水管合わせまして52.4キロとなっております。

9番 金一義 はい、分かりました。じゃあ、二つ目の…

議長 伊藤秋雄 手、挙げて。はい、金一義君。

9番 金一義 二つ目の方に入らせていただきます。  
上水道の基幹管路耐震化更新率が令和3年で5.5%とあります。令和6年の今日まで何%の進捗状況で、この3年間でですね。また令和7年まで随時拡充とあります。現在その進捗がどうなっているのかも伺います。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 管路の耐震化率につきましては、令和3年度末時点で、送水管と配水管を合わせた基幹管路の総延長、先ほど言いました52.4kmに対し、耐震化を実施した管路は2.8kmであり、耐震化更新率は5.5%となっております。令和5年度末時点では、耐震管路が4.1kmで耐震化更新率は7.8%となります。管路更新事業の進捗状況としましては、平成29年度から令和7年度までの計画で、浦大町地区水道管路緊急改善事業を実施してきておりますが、計画の前倒しなどにより、今年度で完了となります。今後の計

画といたしましては、令和7年度以降を目処に、新たな老朽管更新の事業計画を策定し、実施していく予定としております。

議長 伊藤秋雄 はい、金一義君。

9番 金 一義 そうすると、老朽化管路というのは、どの位、何km位…あとそうすると老朽化、耐用年数何年のことを指して老朽化と言っているのか、そこらへんの答弁よろしくお願ひします。

議長 伊藤秋雄 はい、建設水道課長。

建設水道課長 加藤恒貴 はい、ご質問にお答えいたします。先ほどの52.4km送水管、排水管合わせた全ての延長に対しまして現在40年、法定耐用年数で40年となっております。特に耐震性を有していないのは石綿管、あるいはその40年を経過した老朽管という基準がございます。40年経過した管の延長ですが、総延長の30%に当たります15.9kmが40年経過の老朽管としてございます。以上です。

議長 伊藤秋雄 はい、金一義君。

9番 金 一義 そうすると、この40年間の経過した15kmってというのは、地域的にはどの場所が含まれているものですか。

議長 伊藤秋雄 はい、建設水道課長。

建設水道課長 加藤恒貴 はい、お答えいたします。方々にあるんですが、一つ40年以上経過しているとすれば、32区の中嶋地区等が40年経過してございます。あと、中羽立地区の方に布設されております排水管も40年経過としてございます。あちこちにあるんですが、そういった管を今後耐震化事業として更新計画の策定をしていくという予定でございます。以上です。

議長 伊藤秋雄 はい、金一義君。

9番 金 一義 そうすると、この事業としては、やるとすればですね、一期間、一年ですか、最初年度年度でやるとすれば、何年の計画で年度毎に何km位ずつ布設っていうんですか、取り替えていくのか、そこらへんの町の考え方はどうなっているのか。そして最終的には何年で完成するってかたちで思っているのか、そういう計画あるのでしょうか、どうか。

議長 伊藤秋雄 はい、建設水道課長。

建設水道課長 加藤恒貴 はい、お答えいたします。現在の浦大町地区の更新事業を今年単独事業で排水管、令和6年度で行いますが、この後6年度に今度老朽管の更新事業としまして、計画策定していくという段取りを取っております。実質、事業化にあたっては令和7年度以降に工事に着手していくということで、来年度その場所につきましては選定していきたいと。主に漏水がある場所を先ほど申しました32区も漏水が発生しておりますので、そういったところを解消するために年次計画で老朽管の更新を図ってまいりたいと考えております。

議長 伊藤秋雄 はい、金一義君。

9番 金 一義 そうするとこれは、国の補助事業なると思うけども、事業費としては何%の補助対象なるんですか。

議長 伊藤秋雄 はい、建設水道課長。

建設水道課長 加藤恒貴 はい、お答えいたします。いずれ来年度そういった計画を立てていきますが、浦大町地区の更新事業、事業規模は違うんですが、いずれそういったかたちで年度当たり1%位500メートルずつ、というかたちになるのではないかなと考えてございます。

議長 伊藤秋雄 はい、金一義君。

9番 金 一義 年度500メートルっていうと非常に規模が小さいっていうんですか、そうすると完成するまでに要する年度っていうのは何年みていらっっしゃいます？

議長 伊藤秋雄 はい、建設水道課長。

建設水道課長 加藤恒貴 はい、管種の太さ、あるいは地形的な物、障害物等ございます。基本的に既設管を活かしながらの配管となりますので場所によって条件は違うんですが、浦大町地区と同じ様な年3,000万位というかたちでやっていきたいなど、計画していきたいなど思ってるんですが、集中的に行うのか、長い時間かかるのかというのは、これから計画策定をしながら進めていきたいと思いますが、ある程度の一定規模の事業を費用を持ちながら進めていきたいと考えております。

議長 伊藤秋雄 はい、金一義君。

9番 金 一義 計画性としては分かりますけども、そんなに、この世の中でですね、そんなに時間かけてもいいのかどうか、そこらへんやっぱり…うちの方は比較的コンパクトな町で被害は無いかと思うけども、でもやっぱり年数かかると最初の方の管がまた傷むっていうかたちで、いつもイタチごっこになるようなかたちになるんじゃないかと。やっぱりそこらへんを時間をかけないでやるような方法を検討できないでしょうか、町長さん。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 おっしゃるとおり本町の場合は総延長が52kmちょっとなんですけども、他の自治体に比べればやり易いところがあります。でも、実際ですね、今回の能登沖の地震でも自治体ほとんどやられてます。7.4ではありますけども震度が6強の所と5の所もやられております。そういうことを考えれば、おそらくうちの方の町でも直下型の7.7であれば、おそらく保たないでしょうし、他の自治体も保たないと思います。そうした中で、金さん言うとおりの、来年度から計画的に実施はしますけども補助事業の関係もありますので、どれだけ出来るかは分かりませんが、なるべく短い単位で出来るようには努力します。それがどのようにやるかとなると、ちょっと難しい点もありますけども、しっかり考えて対応はしていきたいと思っております。

議長 伊藤秋雄 はい、金一義君。

9番 金 一義 今現在ね、能登の方ではまだ水道が使えない場所があるみたいになっていて、毎日のようにテレビで、水が本当に必要な物かってことの放映されているのを見ると本当に胸が痛む思いですので、我が町もそこらへんを考慮しながら平和な災害の無い事態においてテキパキと作業を進めていただければ、ありがたいと思っております。

じゃあ、次の方に進ませていただきます。

三つ目として、我が町の起きてはならない、最悪の事態を回避するための推進方法の項目に以下のことが例規されておりますが、実績はどうなっているのかをお知らせください。以下の質問をいたします。

(A) 町民住宅にあつては、令和3年4月策定の町耐震改修促進「2期計画」に基づき、住宅所有者が実施する耐震診断及び耐震改修工事に必要な費用の一部を助成し耐震化を促すとありますが、今日までの状況をよろしくお願ひします。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 町では「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、昭和56年の建築基準法改正による、新耐震設計基準以前の建物が、地震に対する安全性が劣っているとされていることから、平成30年5月に「耐震改修促進計画」を策定し、耐震診断及び耐震改修に要する費用の一部を補助することとしております。令和3年4月から二期計画を推進しているところでありますが、補助実践といたしましては、平成30年度及び令和2年度に各1件ずつ耐震診断を実施しております。なお、耐震改修工事に対する申請は、現在までは実践はございません。

議長 伊藤秋雄 はい、金一義君。

9番 金 一義 無いってことですが、我が町の住居の該当する住居っていうんですか、それはどの

位、何軒っていうか、その数っていうのは町の方では把握しておるものでしょうか。例えば何年から何年まで検討された物件はこうだとか、だと思っんですけども、そこらへんの考え方はどうなっているのか、お知らせください。

議長 伊藤秋雄 はい、建設水道課長。

建設水道課長 加藤恒貴 ご質問にお答えいたします。耐震改修促進計画を策定した時に、一つは町の固定資産により住居の戸数を算出しております。合わせまして居住世帯のみを数量を計上することとしておりますので、そういったかたちで。あと、国の示された算出方法がございまして、その率に従って算出しております。令和2年度末の数字にはなるんですが、居住されてる住居としまして1,854戸ございます。そのうち昭和56年以前に建築された耐震建築基準に適合していない数量としましては662戸という数字が出てございます。

議長 伊藤秋雄 金一義君。

9番 金 一義 そうすると今答えていただいた56年以前、662戸ですか、この耐震検査っていうんですか、この軒数の中ではどの位実行されておるものですか。というのは、これは次の問題にも出て来るけども、空き家なんかもあるかと思うんですけども、まず今居住されているね、その住宅の中では…っていうことでお聞きしています。

議長 伊藤秋雄 はい、建設水道課長。

建設水道課長 加藤恒貴 お答えいたします。先ほど申しました数字は居住世帯で、空き家の数を除いた居住世帯ってかたちになってございます。

9番 金 一義 ああ、そうですか。すみません。

建設水道課長 加藤恒貴 …ですが、先ほど答弁しましたが、診断、町の補助を受けまして耐震診断した方が今まで2名でございます。

議長 伊藤秋雄 はい、金一義君。

9番 金 一義 そうすると、まあ2名っていうことでございますけども、この該当っていうんですか、この方々には町の方として、こういうかたちで診断されるようお願いするとか…そういう何て言うんですか、考え方でやっておるものですか。

議長 伊藤秋雄 はい、建設水道課長。

建設水道課長 加藤恒貴 ご質問にお答えいたします。町の方から各居住者にかけて皆様、こちらから文書等を出すことはございませんが、毎年広報で耐震改修に向けた診断それから補助制度の周知は行ってございます。合わせまして、こちらから毎年県の方から来るんですがリーフレットもございまして役場の方に備え付けてございます。

議長 伊藤秋雄 はい、金一義君。

9番 金 一義 そういう広報の活動はされておるって言うんですけども、それだけではいいのか、やっぱり年度年度でそういう方々に何かのお知らせをする方法を取るべきではないのかどうか、最終的には人命に関わることなので、広報…まあ、やってるってことで、それは良いことなんですけども、個別なかたちで町の方からお知らせする、そういうかたちの方方法を取られるべきではないでしょうかと思ってるんですけども、そこらへん町長どうですか。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 耐震化率の無い建物が600以上あるってことで個別にどうのこうのって事は出来ないだろうとは思いますが。ただ周知徹底はしっかりしていかなければいけません。ただ、その補助事業がありますので、それ30万?…30万円上限、これがありますので、そういうところも周知しながらこの後やっていければなあと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、金一義君。

9番 金 一義 だからそこらへんをね、難しい面もあると思うんですけども、プライバシーの問題とかいろんなことあると思うんですけども、結局やっぱり補助事業を活用して実際耐震する場合は総体的にいくら掛かるもんですか、これ。そこらへんの金額、分かれば教えてください。

議長 伊藤秋雄 はい、建設水道課長。

建設水道課長 加藤恒貴 ご質問にお答えいたします。想定される工事ですけれども、壁でいきますと強度不足による筋交いの増設、あるいは柱ですとその接合部の強化金具の設置等ございますが、あとは基礎コンクリートの増強等考えられますけれども、一般的に規模にもよりますが、100万から150万程度の改修費ということで上限30%の、あ、すみません上限23%の30万円という価格は、これは県も統一的な考え方で行ってございます。

議長 伊藤秋雄 はい、金一義君。

9番 金 一義 まあ難しいところあるみたいですけども、そこらへんをまず良くこう、こういう方々っていうか一般の方々にも周知するようなお知らせの方法でやっていただければ、ありがたいと思います。  
じゃあ、次の問題にいきます。同じ様なかたちなんですけども、この中に空き家対策についても云々てありますけども、この空き家対策に関しての耐震っていうんですか、啓蒙っていうんですか、そこらへん非常に難しい判断だと思うけども、そこらへんも一つよろしくお願いします。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 適正に管理されず周辺に対して危険性の高い「危険空き家」について、適正管理する責務があることから、管理が行き届いていない所有者等に対し、改善依頼、助言・指導等を行っております。しかしながら、経済的理由などで解体に踏み切れない事情がある方に対し、「八郎潟町空き家等除去費補助金」の制度の活用を進めるなど解体に向けた支援を行っております。補助金制度を利用して解体した件数は、令和元年度、令和2年度、令和3年度がそれぞれ1件、令和4年度が2件となっておりますので、今後も継続して「危険空き家」の解消に努めてまいります。

議長 伊藤秋雄 はい、金一義君。

9番 金 一義 まずあの…問題、どこの地域でも空き家が一番問題なって新聞沙汰になっておりますけども、そこらへんの今町長が答弁されたようなかたちで持ち主さんによろしくお話しして被害の無いようなかたちで進めていただければありがたいです。  
次に四つ目の問題に入ります。  
本町の場合、いざ大きな災害が発生した場合、自治体との災害時応援協定はあると思いますが、本町が独自に緊急課題としてスーパーなんかの個別の協定は結ばれておるものでしょうか。そこらへん、お願いします。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 本町の災害時における応援協定についてですが、令和6年1月末現在で、自治体、民間事業者等と18件締結しております。  
援助の内容としては、応急活動に必要な職員の派遣、食料、飲料水及び生活必需物資の提供、電気、通信の途絶等が発生した場合の迅速かつ円滑な復旧、建築物、道路、水路等の復旧作業の応援などでございます。  
近年は、大規模な災害が発生していることから、新たな事業者等との災害応援協定の締結を積極的に推進してまいりたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、金一義君。

9番 金 一義 いま町長の答弁にありましたけども、そうすると民間との協定っていうんですか、自治体は県とか各町村との横縦のいろんなかたちで協定を結ばれておると思いますけども

、単独で町独自にそういうかたちで事業者と…緊急の場合ですね、結ばれておるものですか、そこらへん。

議長 伊藤秋雄 はい、住民生活課課長。

住民生活課長 畠山孝直 質問にお答えします。自治体個別で結んでいる協定はございません。おっしゃったとおり物資等の関係の協定は民間の業者等とは結んでおります。

9番 金 一義 結んでいる？

住民生活課長 畠山孝直 はい。

議長 伊藤秋雄 はい、金一義君。

9番 金 一義 そういう場合は業者さんは、どこでしょうか。しゃべってもいいですか。しゃべられないもんだすか。公表してもいいもんだすか、そこらへん。公表出来なければなくてもいいです。と言うのはね、要するに、例えばブルーシートだとか、そういうこう…映画をみるとね、ああいうかたちで…これから質問するけども、我が町どれ位の在庫数持っているのか、持っていない場合、民間の事業者さんから契約結んで、いま言ったようにブルーシートが何百枚欲しいとかっていうようなかたちで出て来ると思うわけですよ。だから、そういうかたちが町として出来てるのかどうか、ってことで。

議長 伊藤秋雄 はい、住民生活課課長。

住民生活課長 畠山孝直 質問にお答えいたします。例えば飲料水の関係としてはコカ・コーラさんと結んでおります。昨年7月の大雨の際にも飲料水が不足されることが懸念されておりました。飲料水の供給をお願いしております。あと、おっしゃったとおりブルーシート等の関係ですけども、町の協定の一覧見ますと、NPO法人コメリの災害対策センターと言うのがありまして、そちらの方でいろいろそういうブルーシート等の提供等が受けられるような感じになっております。あと他で例えばと言いますと、食料関係につきましてはイオンスーパーの方と協定を結んでおります。以上でございます。

議長 伊藤秋雄 はい、金一義君。

9番 金 一義 そうするとプル型支援とプッシュ型支援っていうのがあるんですけども、プッシュ型支援、そういうかたちの支援の契約っていうのは無いわけですね。

議長 伊藤秋雄 はい、住民生活課課長。

住民生活課長 畠山孝直 プッシュ型支援というのは…民間ということで、よろしいでしょうか。

議長 伊藤秋雄 はい、金一義君。

9番 金 一義 いやこれは行政です。行政間の、結局、市町村が物資が供給出来ない場合、県に要請があった場合、県の方からっていうかたちで。

議長 伊藤秋雄 はい、住民生活課課長。

住民生活課長 畠山孝直 そちらにつきましては、秋田県の方で県内自治体の全市町村と協定を結んでおります。昨年7月の大雨の際にも要請がありまして特に被害が大きかった五城目町、秋田市さんの方に職員の派遣をお願いしたいということで本町の方からも応援に行っております。あと昨年5月にですけども、秋田県の町村会の方でも各町村同士の同じような協定を結んでおります。以上です。

議長 伊藤秋雄 はい、金一義君。

9番 金 一義 プッシュとプッシュ型との違いがありますが、そこらへんの把握はよろしくお願います。  
次に、本町の非常事態における備蓄品の確保は、どの位の日数を目標にして備蓄しているのか、また備蓄されている分としては人数的には、どの位の人数を目標にされてい

るのか、それもお知らせください。

議長 伊藤秋雄 はい、住民生活課課長。

住民生活課長 畠山孝直 すみません、そこまでの日数いつまで保つものまでちょっと、在庫があるのかってというのは今ちょっと今現在あれですけども、県から示されている最低限の備蓄数につきましてはまず準備出来ているような状況でございます。

議長 伊藤秋雄 はい、金一義君。

9番 金 一義 今のお話しだと、どの位の数量で何人分とかっていうのは把握されてないようですけども、いざって言う時にはどうなるかっていうことで、やはりキチッとそこらへんは把握されておる方がよろしいかと思えます。町内一つ来たらもう一晩で終わりだとか、それではちょっと困りますので。

それとあとは、これは町としては何日で一回くらい変わるのか、その日にちですね、まあ保つ日数があるんですけども、その度に入れ替えておるのか、そこらへんも合わせて。

議長 伊藤秋雄 はい、住民生活課課長。

住民生活課長 畠山孝直 まず飲料水とか最低限の食料、ビスケットとかありますけども、それは当然賞味期限がありますので、それは毎年調査しておりまして順次入れ替えしております。

議長 伊藤秋雄 はい、金一義君。

9番 金 一義 あと、もう一つお聞きしますけども、防災センターの活用方法っていうんですか、あそこの町としての位置付け…まあ、防災センターだから、それは…でしょうけども、そこらへんの説明をもう一度お願いします。

議長 伊藤秋雄 はい、住民生活課課長。

住民生活課長 畠山孝直 まず、避難所のメインとなる所となっておりますけども、町内会でも使用している場合もございます。メインとしては、避難場所としての活用を利用しております。以上です。

議長 伊藤秋雄 はい、金一義君。

9番 金 一義 そうすると町で、もし大きな災害が発生した場合ですね、避難場所っていうのは何カ所くらい想定していますか。

議長 伊藤秋雄 はい、住民生活課課長。

住民生活課長 畠山孝直 詳しい資料いまここにお持ちしておりませんので、後で答えさせていただきたいと思えます。

議長 伊藤秋雄 はい、金一義君。

9番 金 一義 まず、時間押してきましたので、この問題は、ここらへんで閉じさせていただきます。二つ目の質問として『八郎潟町の良さを宣伝し子育て支援を充実して、移住・定住促進事業の取り組み』についての質問でございます。

子育て支援とか移住・定住等にたくさんの方が質問されておりますけども、また考えが違ったかたちでの答弁よろしくをお願いします。

すべての領域において、都市と地方の格差が一層拡大されて、我が町でも少子高齢化社会に進んでいく中で過疎地の地方自治体が生き残りをかけ、住民と知恵を出し合ってその町村に住む者が、新たに暮らしていただくと思う人々への定住促進を図る施策推進を競い合っています。

何も無い我が町は、我が町を売り出す施策展開が県内でも一歩遅れを期していると思われれます。本町の子育て支援事業計画を策定しておりますが、政策課題として位置付けし具体的に取り組んでいくべきであります。ただ手をこまねいて人口減少を見ているのか、町としての独自の進め方があるのかを所見を求めます。

一つ目として、八郎潟町の子どもの通学する全ての高校授業料の無償化を、というこ

とで質問します。

将来を期待されている子どものため、八郎潟町の将来のためを目指して頑張っている子どもへの投資のため、是非とも無償化をよろしくお願いいたします。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 ただ手をこまねいて人口減少を見ているのかっていうご質問ですけども、人口減少に対する取り組みについては、金さん前回の12月定例会でもご質問がありますので、同じ答弁でもよろしいでしょうか。

9番 金 一義 同じでもいいですよ。

町長 畠山菊夫 はい。本町の人口は、昭和40年(8,379人)をピークに平成2年までは、ほぼ横ばいで推移し、平成7年からは減少を続けております。将来人口の見通しは、国立社会保障・人口問題研究所の推計では令和42年の時点で、2,559人まで減少することが見込まれていますが、自然減の縮小や社会増に向けた取り組みを進めることで、約1千人を上乗せした3,677人を目指すこととしておりますが、減少の急速化により、それを下回ることが予想されております。

町はこれまで人口減少対策、少子化対策につきましては、様々な事業に取り組んでおります。特に、妊娠、出産・子育て支援については、不妊に悩む夫婦に対して、県で実施する特定不妊治療助成事業への上乗せや一般不妊治療への町単独助成、出産の奨励と子育て世代を応援するため、今年度から10万円へ引き上げた出産祝い金事業、満3歳児以上の主食費補足給付事業、小中学校の給食費無償化事業、等やっております。通学リュックサックについては今年度から無料配布することとしており、あ、ごめんなさい、来年度から通学リュックサックを無料配布することとしており、子育て環境の充実や負担軽減を図っているところでございます。

移住・定住促進事業としては、移住支援助成金事業、ふるさと回帰支援交付金事業、住宅リフォーム支援事業などに取り組んでおります。

人口減少対策は、県が策定した「新秋田元気創造プラン」においても最重要課題と位置づけられており、県と連携して取り組んでまいります。

そして先ほどご質問にありました、子どもの通学する全ての高校の授業用の無償化については令和5年度の高校生の人数は、公立95名、秋田高専5名、私立14名、県外2名、専修学校7名の123名となっております。公立の授業料は年額11万8千円、私立は年額39万6千円ですので、総額は約2,000万円程度となります。

県立高等学校の場合、就学支援金として市町村民税所得割額が保護者(父母等)合算で30万4,200円未満、目安として年収910万円未満に、全日制課程年額11万8,800円の授業料は実質無料となっております。また、非課税世帯については、教科書費・教材費・学用品費など授業料以外の教育費負担軽減を目的に給付金制度もございます。

私立高等学校は、年収590万未満に、年額39万6,000円以下の場合、実質無料となっております。

議長 伊藤秋雄 はい、金一義君。

9番 金 一義 そこらへんは分かりますけども、要するに所得があるっていうんですか、その該当にならないだけの方々もこの町に移住されて来るとか、この町に生活しておって高額所得の方とかの…いないとは限らないわけで、要するに子どもに対しては、そういう差っていうのは皆な平等だと思うんですよ、子どもの生活の中ではね。だから、そういう所得の差は全然関係無く町としては授業料の免除、これは大阪府も東京都も今取り掛かっておる…、まあ、そこと結びつけられないんですけども、要するにそういうかたちの考え方は町としても持って進むべきじゃないかと。やっぱり大きな投資を子ども方にするのが町の行政の取り組みだと思うんですけども、そこらへんの考え方もう一度お願いします。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 ただ、どの生徒が、どの学校に通っているのか、これ非常に把握が難しいだろうと思います。国も「異次元の少子化対策」プラン持ってますけども、もしかしたら国の施策でこういうもの出て来るかもしれませんけども、いずれ先ほど言いましたとおり、これちょっと把握するのは、ちょっと難しい状態です。

議長 伊藤秋雄 はい、金一義君。



9番 金 一義 まあ、時間も押してきました。そこらへんは学校さんと教育長さんもあるんで、どこの子どもさんの進学先っていうのは調べてみれば分かると思うわけですよ。そこらへんがプライベートな感じでお知らせ出来ないのか、そこらへん私はちょっと分からないですけども、そういう考え方を持って行政を進めていただければありがたいと思います。

次に時間も押してきたので、次に入りますけども。次は要するに町の小学校・中学校の修学旅行費用の全額補助っていうことで提案しておりますけども、そこらへんの考えがありましたら、お知らせいただければ。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 このことについては、今年の9月定例会で教育長が答弁しております。修学旅行先は、中学生は東京方面、小学生は仙台方面となっております。現在就学援助を受けている家庭には全額補助しております。

来年度の中学生の経費は、97,729円、小学生の経費は、32,500円となっております。中学3年生36名分と小学6年生24名分を合わせると、429万8,244円となります。

毎年全額補助を継続していくとなると、それなりの財源が必要になります。現時点では厳しいと考えておりますが、来年度は保護者の経済的負担の軽減を図る観点から、全体経費の一部ではありますが、中学生に各10,000円、小学生に各5,000円の補助金分を予算計上しております。

(一般質問持ち時間終了5分前ベル)

議長 伊藤秋雄 はい、金一義君。あと5分です。

9番 金 一義 これで終わるは。要するに今町長さんがお話しされたのですと、非常にこう…私の個人としてはね、非常に残念な感じで聞いております。隣の井川町では台湾旅行で事務教育費、今の中学3年生の分として510万補助のかたちで予算もっております。いや、頭傾げなくてもちゃんと新聞に載ってますよ。

町長 畠山菊夫 なんぼ掛かって、なんぼ負担してる…

9番 金 一義 要するに510万っていうか、その中身分からないですけども、人数的にはそんなに何百人ているわけじゃなくて、要するに中学3年生の分でしょうから、そこらへんは調べなかったけども、要するに数字としては510万ですよ。そうすると台湾でいくらの旅費云々、何泊だかそこらへん調べて来なかったけどもね、だけどもやっぱり、ああいう大きな金額を負担されるってことは、それだけ子育て支援に対する町としての取り組みが違うと思うわけですよ。今、我が町の場合は420何万？これ80何万と、200…小学校の場合は20何万と、いうかたちでお話しされてるんですけども、やっぱり桁がちょっと考え方が違うんじゃないかなと、考え方のね。だから、やっぱり子どもは投資だから思い出の一つとして父兄に対しても最後のお土産として修学旅行くらいは町で負担する、その腹構えくらいは町長、持ってはダメなもんですか、？そこらへんやっぱり、私これ2回もしゃべってるけども、そういう腹構えでやっぱりやっていただければ、この町に…授業料の問題もあるし、旅行もって、そういう物好きな方はいるかどうか分からないけども、やっぱり定住促進の一つの足掛かりにもなるんじゃないかと。そういうものをチビチビこうやってやらなくても、何千万で掛かるわけじゃないんだもの。たかがこの金額でなってるわけで…、そこらへん、もう一度答弁お願いします。やっぱりキチッとされた考え方を持ってね、そんなに大きな金額じゃないでしょ。ましてや義務教育の最後の修学旅行の金額ですもの。私、先だって中学校行って、その数字とか人数とか全部調べてきてあります。今、町長しゃべったから話さないけどもね。東京と仙台、仙台はバス云々っていうそういう話であったので。だから何回も言うようですけども、そういうかたちでどうか一つ腹を太っ腹にしてアドバルーン上げていただだけませんか。どうか、よろしく、もう一回答弁お願いします。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 あのう、最後のお土産で予算は付けられません。

議長 伊藤秋雄 はい

9番 金 一義 それは補正でも何でも付けられるでしょうよ、な。補正でも何でも持って来て出来るでしょ。補正でいろんな事やってるじゃないですか。出来ないってわけじゃないですよ、それは。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 井川の例、ちょっと出しましたけども、おそらく30万近く掛かるのかな、一人。

9番 金 一義 いや、いくら掛かっても、いくら掛かっても、いいんだけども、我が町我が町の施策でやっていって欲しいってことですよ。向こうさんは510万です。うちの方はいくらですか、な。そこらへんやっぱり同じ南秋の範囲内で、やっぱり、義務教育の方へ進学する人増えるかも分かりませんよ、そんな事やってれば。

議長 伊藤秋雄 はい。

町長 畠山菊夫 あのう…そういう事やって増えるかどうかは分かりませんが、お土産で予算は付けられないってことは申し上げておきます。  
(一般質問持ち時間終了ベル)

議長 伊藤秋雄 時間です。1時間ですので。これで、金一義さんの一般質問を終わらせていただきます。また残ったのは次回にお願いいたします。はい、どうも。  
これにて9番 金一義君の一般質問を終わります。  
次に、4番 北嶋賢子君の質問を行います。はい、4番 北嶋賢子君の質問をお願いします。

4番 北嶋賢子 4番 日本共産党の北嶋賢子です。  
随分と皆さんにはご迷惑をかけまして、今回は何とかいけそうですので立たせていただきました。  
12月の議会に出した問題が2件があります。その前に東日本の震災の原発事故から13年経ちました。義理の母が亡くなって13年になりました。そして、今回は元旦から能登半島の震災がありまして日本は災害列島だと思います。でも、良いことがありまして、うちの軒下のクロッカスが咲き始めました。そして、高岡コミュニティーの上の道路から行くと梅の林があります。白い梅が咲き始めました。ですから、皆さんも一回行って見た方がいいと思います。確実に春が来ております。

それでは1番から始めます。『太平洋戦争開戦にちなみ』これがハワイの真珠湾攻撃が12月8日でしたので、12月の議会にと出していただきました。

50年程前、近所によく行く古本屋がありました。「秋田の八郎瀧町出身だったよな、確か大久保という駅が近くにあって、あの近くまで買い出しに行ったっけ。」と古本屋の店主が言いました。頭がボサボサで目がギョロツとして黒縁の眼鏡をかけて、そして下唇がすごくめくれているんです。まるで松本清張そっくりなんですよ。でも、すごく気持ちの優しいお父さんで、関東大震災や太平洋戦争をくぐり抜けてきた話をよくしてくれました。

私は東京に出る時に持って行った物が…んーと、司馬遼太郎だっけ？…の「龍馬がゆく」5冊と山の本が2冊と、そして三鷹工場を希望しましたんで、三鷹工場は奥多摩が近いからということで高校で履いてたキャラバンシューズを持って。あと寝具類は全部会社の月賦にしてもらいました。ですから、本当に給料は小遣い程度しか貰えなかったんで、本が好きでも新刊が買えなくて古本屋に行くしかなかったんです。でも、すごくその古本屋の店主にはよくしていただきました。

当時の買い出しの事については、母からもよく聞いていました。

ダンスの底を背負って来て、「ダイコンでもカボチャでも何でも良いから分けて下さい」と拝まれたそうです。よくテレビドラマで買い出しのシーンありますけれども、本当に拝まれたと。拝まれたけれども、拝まれる方も切なかったと。このように母が言っていました。

男手が無かったために嫁がされて来て面会に行っても、どの人が自分の夫か分からなかったそうです。

4月18日がもうじき来ますけれども、一日市の大火で浦大町も焼け野原になりました。勿論、うちも焼けております。浦城の城下町だった浦大町。藁葺き屋根がずーっと並んでいたものだから、もうただ呆然と見てるしか無かったそうです。父達は戦争に取られて若い者が戦争に取られて、じいさん達で手押しポンプで「一日市が火事だ！」ってこ

とで手押しポンプでかけて振り返って見たら、斉藤徹郎さんの家が燃えていたそうです。そこから浦大町が全焼してずーっと山を超えてお寺も焼いて、山を越えて市野から種沢まで、ものすごい大火で。今なら災害があれば、いろんな補助があるんですけども、見舞いでもらったのが、お皿1枚だったそうです。そういう時代に…ウチは今13代目なんだけど9代目の連れ合いがまだ生きてまして、焼け跡に建てた馬小屋からおばあさんの葬式を出したと言っていました。その焼け野原になった浦大町のちょうど南側が平野になってますから、終戦が8月15日だから、その前の日が土崎の空襲になってます。ですから、その「土崎の空襲の真っ赤な空が、南の空が見えた」このように母が言っていました。

今、地球上で戦火の中を逃げ惑っている人々がいます。先住しているパレスチナの人々、イスラエルとユダヤ人、そしてガザのジェノサイド。人間が人間を殺すなんて絶対に許せない。日本でも民間飛行場で自衛隊機が来て国防費が増えています。国連は一体何をしているのか。

はがゆくて、はがゆくて、どうして和平が出来ないのか、早く収まってほしいと思います。ということで、これを1番にしました。後で補足をしたいと思います。

2番として『母の健康の秘けつと認知症について』と題しました。

昨年(2020)の12月2日に誕生日を迎えた母は100歳になりました。

80歳まで五城目町の朝市、丸六さんの前で野菜売りをしてました。

家ではニワトリを飼っていたので鶏小屋からタマゴを持って来て、コツンと穴を開けて生卵を飲む母の姿をよく見かけました。

たまにヘビが鶏小屋に入って来て、タマゴで膨らんだヘビの頭を棒で母が叩くとヘビの口の両脇からタマゴの黄身が流れ出るのを幼少期から見てきました。

娘3人、孫9人、ひ孫11人、そして彼女には絶対に謝らない大本家に生まれたプライドがありました。

いま、認知症の行方不明者が18,000人もいると言います、全国で。

やがては自分にもと思うと他人事とは思えません。

母も朝市に行かなくなってから認知症が進み、夕方みんなで探すと近所の屋敷の中で草取りをしています。ある家では「あえー、おいさも来てけねべが」このように言う家もありました。どんどん酷くなっていった野菜の苗も彼女にとっては草なんです。「ダメだ、それ取っては」って言っても草取ってるって言うんです。本当にどんどんと酷くなって孫の事も自分の実家の分家の父さんなんです。その孫もその別家の父さんの名前呼べると返事をします。あらがってもしょうがないもんですから。本当にもうあの当時のことを考えると、地獄ってこういうもんかなあと思うくらい家族にとっては大変でした。

93歳で骨折をして、このまんま家において春になったら忙しくなるから家においたら何いたずらされるか分かんないからってことでショートステイに頼んで入れたら、そこで転んで骨折をして2ヶ月入院しました。元気なものだから、骨が壊れてるものだからオムツを取り替えるのにも「なして、おいどご、こんたに痛ぐする」って泣いて看護師さんを叩くやらつねるやらでもう本当に大変で、「北嶋さんのおばあさんどごだけ見てるわけにいかない、夜になったら3人体制になるから泊まってもらう」ってことで私は2ヶ月病院からこの議会に通ったこともあります。本当に大変でした。それで先生に手術をお願いしたら、「93歳という高齢だから、手術してもしなくても車イスだから、しない」って言うんです。でも、オムツ取替える度に騒ぐし叩くしって言うことで、お願いしてお願いして手術をしてもらいました。そして本人には「手術してくっつけば今度痛く無くなるからするか」って言ったら「やる！」って言うもんだから、それで手術をしてもらって今、施設のお世話になっています。施設には本当に感謝しています。

母は100歳を超えました。この長生きの秘訣はね、我が家で作る有機野菜、これが一番だと思います。施設の中でコロナが流行ってて、同じ部屋のおばあさんが3人亡くなりました。息子から電話来ました。「おばあさん3人亡くなったから、ウチのおばあちゃんも9度台下がらないから、おそろくダメだべ。だから俺ちゃんと看取って綺麗にしてやるから何も心配するな」ってことで息子から電話来ました。でも、治ったんですよ。骨が折れてるだけで身体の方が内臓の悪い所が無いもんだから本人は治りました。それはやっぱりね、家で作っている有機野菜が一番だと思うんです。

それで、話はちょっと逸れるけれども、3年生が毎年畑を見に来ます。その時に、今、井川の話が出ましたけども、井川の六郷校長先生と栄養士の先生が本当に良くしてくれて、一番全県で最下位だったのをトップまで引き上げてくれました。そういうこともあったんで、一面に、一面に人参の畑があるんですよ。そうすると、祖父がカマキリのタマゴ集めて来て人参の畑に撒くんですよ。するとアゲハチョウが人参が好きで、そのカマキリがアゲハチョウの幼虫を食べてくれるんです。そういうのも六郷校長先生がちゃんと見て来て子ども達にも教えてくれました。ですから、これからもやっぱり益々増えて

くると思います、高齢者。そして、認知症にならないための教室も、これからはやっぱり必要じゃないのかなと思ひまして、2番として取り上げてみました。

3番目として『高齢者への補聴器の助成について』と題しました。

5年前の平成31年の3月の議会で質問してます。ちょっと勇み足だったかなと、その時は思ひましたよ、終わってから。でも今、全国で240自治体が難聴者に独自の助成をしています。

トップが新潟県で30自治体、東京、北海道が26自治体、次に長野県。秋田県は、三種町・横手市・仙北市・にかほ市・小坂町となっています。

金沢市でも医師会に委託をして調査を行いました。補聴器をつければ生活の質は上がるが価格の問題が伴ってきます。

東京の港区では医師会や補聴器販売店と相談をして補助額を決めたと言ひます。

周囲にも友人、知人に難聴者が増えてきました。

何を言っているのか分からないけれども相槌を打ってしまうと言ひます。

私自身は不自由はしていないけれども、私は自分ではそう思っているんだけど、息子が来てテレビのボリュームをドンと下げてショックでした。いやー、耳遠くなってきたのかなと思ひて。本当に息子にボリューム下げられた時にはショックでした。

一度聴力検査をした方が良いのかなと思ひています。ですから、この聴力検査のことも合わせて、やっぱり高齢者も増えて来ているので対策が必要かと思ひまして取り上げてみました。

以上です。願ひします。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 北嶋議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、一つ目のご質問でございますが、現在の世界情勢は、各地域で起きている争いにより、否応無しに巻き込まれた人々が一瞬にして平和な日常生活を奪われております。また、北朝鮮による日本海に向けてのミサイル発射の繰り返しなど、我が国を取り巻く状況は大きく変化しております。

第二次世界大戦での悲惨な体験を踏まえ、戦争に対する深い反省からも、戦争の放棄と世界の恒久平和を願っております。

次に、認知症関連のご質問についてでございますが、本町の地域包括支援センターでは、地区周りの介護予防教室や保健師、看護師による健康相談を実施しており、認知症予防の普及啓発に努めております。

また、えきまえ交流館はちパルでは、年間2回、講師を招いて、「認知症カフェ」を開催しております。1回の参加人数は、20人ほどで、認知症本人やその家族、また、地域住民などから参加をいただいております。交流や情報交換を行っております。

2022年の平均寿命が、男性81.05歳、女性が87.09歳となっており、寿命が延びたことで、認知症になるのは、ほぼ避けられないことから、認知症になっても生活ができるように介護保険制度や支援体制の整備が求められております。

本町では、12月より、「八郎潟町地域で見守る認知症SOSネットワーク事業」を実施しております。当事業は、行方不明になるおそれのある高齢者等を事前登録していただき、たとえば徘徊などの事案発生時には警察や消防、町内事業所などと協力をし、当該高齢者の早期発見を目指すものでございます。

最後に、高齢者への補聴器の助成についてですが、本町の補聴器の購入と修理については、身体障害手帳に基づく「補装具給付事業」と、「難聴児補聴器購入費助成費」がございます。

「補装具給付事業」は、身体障害者の身体機能を補う必要がある方が購入又は修理をした場合に助成しております。「難聴児補聴器購入費助成費」は、身体障害者の対象とならない18歳未満の児童が補聴器を購入又は修理した場合に助成をしているもので、どちらも自己負担は、課税世帯が1割、非課税世帯は無料になります。

ご質問にあります高齢者への補聴器の助成は、本町では実施しておりません。

一般的に高齢者の難聴は、ゆっくり数年をかけて進行していくもので、高齢化が進む日本では、加齢による難聴で困る高齢者が、年々増えていくこととなります。

高齢者が、社会的孤立にならないように、家族や地域社会とコミュニケーションをすることで、住み慣れた地域で明るく元気で暮らせることが、健康寿命の延伸に繋がると考えますので、今後検討してまいります。

議長 伊藤秋雄 北嶋賢子君。

4番 北嶋賢子 はい、ありがとうございます。前回の答弁も見ましたが、同じって言えばいいか…同じだと思います。やっぱり家族が気を遣って、自分の家族だから気を遣って助けてやるしかないのかなあとと思いますけれども。でも、前は、なんぼも無かったのが今全国で240の自治体もやってるものだから、やっぱりこれは検討していつてもらいたいと思います。

それから、1番のことなんだけれども、この間テレビ見てましたら極北の刑務所に捕らえられているプーチンの対抗馬が亡くなったのがニュースにはいってました。それを思った時に、すぐ思ったのが我が党の宮本顕治が網走の刑務所で収監されていたんですよね。そして、小林多喜二が拷問で殺されました。隣町にある五城目町の五城館のあそこの部屋に矢田津世子の記念館…記念館っていうのかな…のがあります。あの方はやはり小林多喜二との交流があって、そして特高に捕まって、それが元で病気になって若くして亡くなっています。ですからね、日本の治安維持法も恐ろしかったんだけど、日本の先駆者達も先輩達もそういうふうな目に遭っているし、そして日本で中国大陸でジェノサイドみたいな事やってきてます。だから私は、まあ、総理大臣は自民党なんだけれども広島出身だから、私らがあれこれ言ったって聞かぬがら、やっぱりね、岸田総理大臣にもう少しシッカリしてもらって世界に訴えて平和を早く呼び戻して欲しいと思います

以上です。終わります。ありがとうございます。

議長 伊藤秋雄 これにて、北嶋賢子君の一般質問を終わります。  
ただ今より10分間休憩いたしますので、よろしくお願ひします。10分。

(午後2時56分)  
(休憩)  
(再開)  
(午後3時5分)

議長 伊藤秋雄 それでは、再開いたします。  
1番 加藤千代美君の一般質問を行います。はい、1番 加藤千代美君。

1番 加藤千代美 1番 加藤であります。  
私の質問は、大きく分けて2問あります。2問の中の1問目のところに三つの質問がありますので、よろしくお願ひします。

まず、質問する前に、今から13年前に東日本大震災が起きております。その傷が癒えぬ間に能登半島において大震災に遭われた方々が、たくさんおられることに心より深くお見舞い申し上げたいと思います。また、震災に遭われて亡くなった方については誠の哀を捧げる、衷心よりご冥福をお祈りしたいと思います。

さて、私の質問ですが、議会の中でいかに対話が必要だかっていう観点で質問していきたいと思ひます。

まず最初に、「二元制代表制とそれぞれの政策について」であります。

現在の我が国の地方制度では、議会と首長について、「首長主義」の形がとられています。これは、申すまでもなく地方議会議員も自治体首長も共に有権者によって選挙され、両者はそれぞれの機能を分かち合い、それぞれの職務権限について直接、住民に対して責任を取るという形態をとっているのです(地方制度の構造と実態 坂田期雄より) 事については平成27年の3月議会で、この部分については答弁をいただいているので、これは省いてもよろしいです。

その中で、首長は議会に対して執行権を行使して予算や、いろいろな政策を提出し議会で議論を展開し行政を進めるものだとして理解しています。その議論の課程では時間を設けて調査したり、公聴会を設けたりして広く町民の意見を聞いて可決し行われてきたと考へているが、中には、情報が十分に開示されずに議決されたものもあるなかで、今になって問題が起きているものもあると理解しております。このことについては、平成27年の3月の町長答弁の中に、こんな事を申しております。「私も議員の住民の代表として町の政策や行動、そして予算の適正化を違ふ立場から注視し、住民福祉の向上と地域の発展のために間違った方向に進まないようにすることが仕事である」と。「町民のために何が良く、何が悪いかを重視することが職務だと考へております」こう答弁した後において、町民座談会については、「その年度によって参加者が多く集まれるような内容で開

催してきましたが、年々参加者が減少しているのが現状であります。

平成25年では、「未来づくり共同プログラム八郎潟プロジェクト」の説明、「新湖東厚生病院」の年明け説明を行いました。参加者は88名でした」と。参加人数が少ないことから座談会のなかでも、今後の町民座談会の在り方についても質問があり、今後検討していくという答弁をなさっております。

その観点に立って次の質問になるんですが、そのなかで首長は議会に対して執行権を行使して予算や、いろいろな政策を提出し議会で議論を展開し行政をするものと解釈に至ってます。その議論の課程では時間を設けて調査をしたり、公聴会を設けたりして広く町民に意見を聞いて可決してきたと思われているのが、中には先ほども申しましたように十分に開示されず議決されたものもあると。今になって問題が起きてくるものがあると。その上に立って、その一つが「NPO法人はちらぼ」、もう一つは成果を見ずに終わったものがある、これらについて、どのような考えを持っておられるか、お伺いしたいと思います。

まず、27年に約束された町民座談会の開催については、いかようになっているかご説明願いたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 答弁の前に…「二元制代表制」とおっしゃいましたけども、「二元代表制」じゃないでしょうか。

1番 加藤千代美 「二元制代表制」です。

町長 畠山菊夫 先ほどおっしゃってましたけども、おっしゃってるかどうか分かりませんが、質問書には（地方制度の構造と実態 坂田期雄先生より）と書かれております。

1番 加藤千代美 はい。

町長 畠山菊夫 これ、あれですか。「二元制代表制」という言葉は無いんですよ。「二元代表制」との間違いじゃないでしょうか。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1番 加藤千代美 分かってないようなので説明しますが、「二元制代表制」ですよ。これは議会と町長の立場の立法と行政の関係ですよ。そのことについて話してるんですよ。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 あの、いろいろ何聞かれてくるか分かりませんが、調べた結果「二元制代表制」と調べても出て来ないんですよ。「二元代表制」なんですよ。坂田さんの著書の中にも「二元制代表制」というのは無いんですよ。あつたら、お知らせして欲しいんですけども。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1番 加藤千代美 じゃあ、あの…私のミスとして「制」除いて「二元制」については、どう思ってるんですか。その時、あなた27年の時、同じ質問して答えてるんですよ。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 質問に無いから、あの当時どういうふうにお答えしたか分かりませんが、住民の代表である首長と議員を直接選挙で選ぶ方法が「二元代表制」だと思っております。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1番 加藤千代美 「二元制」というのは、どちらも町民の代表になっていると。しかし、その中の3月の段階では、それで足りないから結局、町民座談会をやるって答えてるんですよ。それについては、どうなっているかっていうの私、聞いてるんです。今、「二元制代表制」について答えは要りませんよ。この27年の3月に答えているので、これで分かっているんで、あなたが約束された座談会は十年経った今どうなっているかってこと聞いてるんですよ、私。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 加藤さんの…実際本を書かれた方のお名前、固有名詞を挙げて「二元制代表制」ということで質問されておるんですよ。でも、それを私答えると、この方に失礼に当たります。ですから訂正して、ご質問をお願いいたします。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 私は「二元制代表制」について、私の考え、間違っていないと思いますよ。ただ、私が聞いているのは、何回も言いますけれども、27年3月に座談会を開くと言った過程はどうなっているかと。私は、それ聞いているんです。「二元制代表制」については聞いておりませんよ。27年3月に、あなた答えてるから。けれども、あなたがそこで約束された町民座談会の、それはどうなってるかってこと今聞いているんですよ。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 町民座談会のことについて、どうなってるかっていう質問を書に書いてくれれば、私も調べて、あの時私がどう言ったのか、議事録を見て答えますけれども、最初にこの方に失礼ですので…。あのう、「二元制代表制」というのを訂正して「二元代表制」としてご質問してください。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 今、ユーチューブの中でも出ておりますけど、「二元制代表制」、「二元制」について、そんなに概念が違うんですか。町長のほうから、その概念切ってきてくださいよ。じゃあ私、答えますよ。

議長 伊藤秋雄 ちょっと加藤君。あのう実は、あなたの議会に対する表題は、おそらくNPO法人の「はちらぼ」について一番大事な表題だと思っております。それについてやったらどうですか。

1 番 加藤千代美 はい、ええとね、その問題に入る前に、前書きとしてこの言葉が大切であったので、それを申し上げたわけです。私の本来聞きたいのは、NPO法人について縷々質問がありますので、後にそれは聞いていきたいと思えます。

議長 伊藤秋雄 それからやってください。

1 番 加藤千代美 はい。いすか。

議長 伊藤秋雄 はい。いい。

町長 畠山菊夫 議会としていいのか…その言葉が間違ってるのであって、訂正してご質問してくださいってことを私言ってるんですよ。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤君。

1 番 加藤千代美 さっきから言ってる、私、間違っていないと思いますよ、間違っていないと思います。これは坂田先生の論文を見て、私書いているんで間違いないです。もしなんであれば、その本貸しますよ。それで、その中にある町民座談会のことについて、どうなっているかっていうこと答えて下さいよ。時間が無いんで。

議長 伊藤秋雄 はい。

町長 畠山菊夫 あの…、町民座談会について私が、どうのこうの言ったのは、どの時ですか。議会ですか。何ですか。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 どこ聞いているんですか。27年の議会で、あなたがそう答えてるんですよ、ね。町民座

談会をやると、検討すると、いうことを答えてるんですよ。ですから、どのように検討して今日に至ってるのかっていうこと私、聞いてるんですよ。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 私、議事録見てませんので、それが本当かどうか確認してからお答えしますってこと言いました。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 議事録ここにありますから貸しますよ。

町長 畠山菊夫 その前に何故、質問用紙に書いてくれないんですか。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 質問通告書の中に、この「二元制代表制」の中で聞いている訳ですよ。その中に、その質問が出てきてるもんだから、あなたに聞いているんですよ。自分の答弁したことも分からないんですか。確かに10年は経過しましたよ。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 それ、いいんですか。「二元制代表制」という質問の中で答えてもいいんですか。それって議会でどうのこうの…

議長 伊藤秋雄 なんだすな。

町長 畠山菊夫 それを正してから、まあ、ご質問してくれればいいんですけども。どうなっているかっということは、その後で答弁したいと思います。その部分で直してください。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 じゃあ後で書類を提出しますので。その時に答えてください。  
じゃあ、NPO法人について、6年の1月12日の日ですか、議会があつて縷々質問あつたんですが、私がそれに基づいて聞きたいのは、「はちらぼ」が入っている施設の名称は、どのようなかたちになってるんですか。

議長 伊藤秋雄 はい、産業課長。

産業課長 相澤重則 「まちづくり活動センター」です。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 まあ、「まちづくり活動センター」に間違いございませんね。で、あのう、ここの「まちづくり活動センター」で「NPO法人はちらぼ」と契約してる訳なんですけど、その「NPO法人はちらぼ」と契約した代表者は、野原さんに間違いはないですか。

議長 伊藤秋雄 はい、産業課長。

産業課長 相澤重則 申し訳ありません。もう一度、質問のほうお願いします。

1 番 加藤千代美 「NPO法人はちらぼ」活動センターの名称、分かりました。で、管理委託契約は、「NPO法人はちらぼ」と契約しておりますよね。その代表者は野原さんに間違いはないですか。

議長 伊藤秋雄 はい、産業課長。

産業課長 相澤重則 はい、代表者は理事長の野原静雄さんになってます。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。



1 番 加藤千代美 その中で、一つ聞きたいんですが、「まちづくり活動センター」に補助金を交付してま  
すよね。これ、間違いないですか。

議長 伊藤秋雄 はい、産業課長。

産業課長 相澤重則 委託料のほうを交付しております。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 「まちづくり活動センター」に委託料を出しておる、そして「まちづくり活動センター  
」がNPO法人と、「はちらぼ」と、契約をしておりますよね。そのへん、間違いないで  
すか。

議長 伊藤秋雄 はい、産業課長。

産業課長 相澤重則 管理委託契約を締結いたしております。以上です。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 そこで聞きたいのでありますが、私が考えるには、「まちづくり活動センター」という  
ものと、「NPO法人はちらぼ」というのは組織が別ですよ。 「まちづくり活動センタ  
ー」というのは、施設の名称…よって、名称だと思うんですよ。「NPO法人はちらぼ」  
っていうのは。「はちらぼ」の組織の名称、これは違うものですよ。そのへんは、どう  
ですか。

議長 伊藤秋雄 はい、産業課長。

産業課長 相澤重則 組織の名前と建物の名称ですので、そこは異なってます。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 そこで問題なんですが、「まちづくり活動センター」の委託料、今、1, 300万で  
すか。…休憩してね。

議長 伊藤秋雄 はい、暫時、休憩します。

( 休 憩 )  
( 再 開 )

議長 伊藤秋雄 はい、再開します。加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 ええと、「まちづくり活動センター」として30年から40年度までに5, 988万2  
, 420円支給しておりますよね。間違いないですか。

議長 伊藤秋雄 あのう…、もう一回休憩します。

( 休 憩 )  
( 再 開 )

議長 伊藤秋雄 再開します。

1 番 加藤千代美 「はちらぼ」のことについて私、聞いてるんですが、その「はちらぼ」の中でさっき言  
ったように計画して…あれ？どさいたべ？まあ、あのう、問題が起きてると。それで、  
もう一つは成果を見ずに終わったものもあると。この二つについて聞きたいわけですね  
。「はちらぼ」については6年の1月12日の日に議会で縷々説明があったわけですよ。  
その中で、この問題があるのは「まちづくりセンター」と「はちらぼ」が契約してると、  
ということが私、分かったわけですよ。その理事長が野原さんであると。その「はちらぼ」  
を運営していくにあたって、どこから給料が出てくるかということを知りたいが為に、  
二つから給料をもらってるんじゃないかと、そういう観点で今の質問を聞いたわけですよ。

。だから、何も質問ズレてないですよ。順番にやっていくと、そういう順序になります。

議長 伊藤秋雄 はい、いすか。畠山町長。

町長 畠山菊夫 加藤議員の質問にお答えいたします。質問は、中には情報が不十分に開示されず議決されたものもある、といて今になって問題が起きている、それが「NPO法人はちらぼ」である…それに対しての答弁ですけども。情報が…加藤議員さんは、情報が十分に開示されずに議決されたと言っておりますけども、情報は十分にしておりますし、何を根拠にそのように言ってるのか、私は全く理解出来ません。平成29年2月の設立以来「NPO法人はちらぼ」に対する予算及び決算については本会議や委員会審議の中で説明をし、質疑応答を経ながら議決を得て進めているものと思っております。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1番 加藤千代美 私、今日質問する前に、行政を運営していくためには対話が必要だと。こういうことを申し上げました。それで、遡ること29年、この議会の中に私、広報出しております。それに対して、「はちらぼ」の運営がうまくないのかなんとかって言う誹謗中傷したという文書で私に抗議文が来ております。そのうちに議事録とか答弁内容見たところ、私は何も誹謗中傷しておりません。ここは、分かってる人間分かってると思うんですけども。いま、全部この文章言っております。それで、この中で給料を20%、50%削るということを言ってるのも当局です。加藤貞憲さんが議事録の中にハッキリと書いております。それから私が、この補助金でもって「はちらぼ」を運営するために、その…余計な物を買うんじゃないかって質問したところ、私は間違いをおこしてそういう答弁、質問してるんだと。こういう質問で私に勧告文書出してますね。そしたら、それを見たら、やっぱり加藤貞憲さんが、今後は、そういうことをしないということを議事録の中にちゃんと書いてあります。そういう観点からいって「はちらぼ」は十分に意見交換をしないで単純に人を圧迫するような公文書を発したのではないかと、そういう観点になって今、7年目ですか、9年目になって出て来た。その時には私、あの、んーと、あそこ、北海道の例も挙げて話したんですけども。あれから、今経ってみますと、3億2千万円の金も使ってるわけですね。議員の中からは一年間それを調べたら、あまりにも補助金の額が大きいから1千万に削ったという経緯もあるわけです。だから、間違ったことは私は言ってなかったんです。その時に何故そういうことを徹底的に議論しなかったかという観点で話を最後まで持って行こうと思ったんですが、話が前にきたので、そのへんのことを考えて発言してもらいたいと思います。分かりましたか。

議長 伊藤秋雄 畠山町長。

町長 畠山菊夫 まあ、あのう…質問に無い答弁になりますけども、今の発言に対しては加藤さんの機関紙…あの当時は、おそらく議会の皆さんからの同意でもって議長さんが加藤さんに厳重注意されたことと記憶しております。加藤さんの機関紙に対して。私は、そう解釈しておりますけども、その通りじゃないでしょうか。

議長 伊藤秋雄 加藤千代美君。

1番 加藤千代美 いや、だから議論しなければいけないというのは、これは私、この当時の新聞っていうのは後記事の中に書いてるんですけども、間違ったことは報道してないんですよ。それで、行政と議長から、これ委員会であろうと思ってたんですけども、まあ、注意勧告受けたんですが。今、9年経った実態を見ると「NPO法人はちらぼ」が、まあ閉鎖ですよ、閉鎖って言うか、来年度予算付いてないんだから、止めるとは言っていないけども、休止してる状態。それから、3億2千万も使ったという赤字の状態が見えてるわけですね。そうすると、私があの時指摘したことは間違ってたかと、いう解釈をしてるわけです。それで、その当時、副町長一番分かるとおりの、誹謗中傷したと、で、給料を削るとは言っていない。それから、そういうもので物を買いません。そんなことは言ってませんよと言ったら、加藤課長が、ちゃんと言ってるんですよ。議事録に残ってるんです。ですから、今になって私が言えるのは、しっかりした議論をすれば今日のような「はちらぼ」にはならなかったと。そういう観点ですよ。だから、今、こういう混迷にあえいでいるのは、やっぱり、そのものを、政策をやる上でしっかりと議論がなされなかったという観点で私は質問してる。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

- 町長 畠山菊夫 ですから先ほども答弁したとおり、私は議論はなされてきたと思っております。ええっと…『反問権』いいでしょうか。議長さん、いいですか。
- 議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。
- 町長 畠山菊夫 はい、時間を止めてください。
- 議長 伊藤秋雄 はい。
- 町長 畠山菊夫 あのう…加藤議員さん、そうおっしゃって自分もいろいろご質問なされて、予算を通して、決算も認めてきたと思いますけども。じゃあ、自分ではいろいろ質問なされないで今まで来たってことなんでしょうか。何故、予算を通してなされなかったものを予算を通して、そして決算を通してきたんでしょうか。
- 1 番 加藤千代美 はい。
- 議長 伊藤秋雄 はい、加藤…
- 町長 畠山菊夫 いや、『反問権』です。
- 1 番 加藤千代美 議事録を見てください。私は反対してます。反対は、はっきり明示しております。ここ間違わないで発言してください。
- 議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。
- 町長 畠山菊夫 当初予算に反対したんですか。
- 1 番 加藤千代美 はい、反対してます。はい。
- 町長 畠山菊夫 ちょ、ちょっと待ってください。当初予算に反対してますか。
- 1 番 加藤千代美 はい。
- 町長 畠山菊夫 いつですか。
- 1 番 加藤千代美 はい、29年度の時に私はこの問題を取り上げて反対してます。そして、この「山羊のささやき」を書いたら、そういう返答が返ってきてます。ですから私、今言うんですよ。
- 議長 伊藤秋雄 はい、いすか、はい。
- 町長 畠山菊夫 その年の…そうすると決算は、どうですか。翌年の決算。
- 1 番 加藤千代美 いや、私は、この問題について一貫して態度を取ってますよ、一貫して。けども、多数決の原理だから。私は挙げてますよ。ハッキリ言って。
- 議長 伊藤秋雄 暫時、休憩します。

( 休 憩 )  
( 再 開 )

- 議長 伊藤秋雄 はい、再開します。加藤千代美君。
- 1 番 加藤千代美 はい、第2問「令和6年の農業政策について」お伺いします。  
以前私が、ロシアとウクライナの戦争により食料の確保が難しくなると質問し、特に麦、大豆が国内生産では需要に見合う生産がおぼつかない現状だから麦、大豆を栽培したらどうかと質問したことがあった。…あれ、ちょっと待ってください。書いた紙が無くなった。ああ、はい。その時、町長は土壌調査、収納施設等を考えなければ難しい問題だと答弁をしていると記憶しています。  
しかし、現状の農業情勢は昨年5月6日に、国は食料安保強化へ複数指標を活用し

日本の状況を定期的に分析、評価する仕組みをつくる方向で検討し、ウクライナ危機などで受けた安定供給への懸念の高まりを考慮した「食料・農業・農村基本法」改正案を2024年の通常国会提出を目指すとしていたが、昨年12月27日政府は農政の基本理念を示す「食料・農業・農村基本法」の改正案を2024年の通常国会に提出する方針を決めたとあります。しかも、2024年1月24日農林水産省が通常国会に提出する農政の基本方針を定めた「食料・農業・農村基本法」改正案の概要が、基本理念に「食料安全保障の確保」を掲げ、良質な食料が合理的な価格で安定供給される状態と定義し、持続的な食料供給に向け必要な費用が考慮されなければならないとする考え方も盛り込むとあります。

また、2024年2月9日農林水産省が「食料・農業・農村基本法」改正案と併せて今国会に提出する食料供給困難事態対策法案（仮称）概要が米・小麦・大豆などが不足する食料危機時に政府が供給目標を設定。農家に増産計画の届け出を指示できるとし、従わない場合は20万円以下の罰金を科すとしております。

このように次々と出てくる農業情勢の変化に我が町では令和6年の農業振興をどのように推進するのかお伺いいたします。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 大変申し訳ございませんけども、お答えする前に、質問を今された中で、ロシア・ウクライナの戦争は分かります。で…特に加藤さんが「麦と大豆」を栽培したらどうか、ということで今おっしゃいましたけども、「麦と大豆」じゃなくて、質問は「小麦とトウモロコシ」なってるんですよ。

1番 加藤千代美 前はね。

町長 畠山菊夫 いや、前じゃなくて。加藤さんのご質問が「小麦とトウモロコシ」を栽培したらどうか、ってなってるんですよ。それと、土壤調査はしなければと答弁しました。それで予算が付いてないってことで、もう一度ご質問されましたけども、その時はJAが土壤調査しておりましたので予算は付けませんでした。それで収納施設等を考えなければ難しい問題だと私が答えてると言ってますけども、そういうことは言っていないんですよ、私。訂正してご質問していただけたらと思います。

1番 加藤千代美 え？

町長 畠山菊夫 訂正して、その部分を。

1番 加藤千代美 ちょっと待てよ。

町長 畠山菊夫 これね、何故かと言いますと、今日、畠山議員のご質問にもお答えしましたけども、大豆を作付している皆さんが40軒程おります。このご質問を加藤さんがしますと、これ全然違う話になってしまいます。ですから、「大豆」ではなくて「トウモロコシ」、「麦」じゃなくて「小麦」、そして私の答弁は、『米が余っている現状と…』加藤さんの質問ですよ。当時、『米が余っている現状と国全体で不足している「小麦・トウモロコシ等」を栽培して…』と、そういう質問なんですよ。それで私が、土壤という言葉を出して、それに予算が付いてない、また、令和5年の3月に加藤さんが、また同じ質問をされたので、私は『「小麦・トウモロコシ」はイネ科なので栽培可能となりますが、収納機械、収穫機械、乾燥調整施設が無いことから現実的には難しい』とお答えしております。ですから、その部分を改めてご質問してください。お願いいたします。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1番 加藤千代美 はい。以前申し上げた時は確かそのように質問しております。その時にあなたは土壤改良をしなければ出来ないと。で、土壤については平成5年度に調査すると。それは産業課長が答弁している。予算を付けますと、いう答弁してるんですよ。それで、その時に収納施設も容易でないというような答弁をしております。それで今、私が聞いているのは「麦・大豆」と言いましたけれども、今の質問の中では特に「麦・大豆」が、国内生産では需要が見合う生産がおぼつかない、だから「麦・大豆」を生産したらどうかという質問なんですが、これは飼料作物の関係で私聞いてるんですけども。けども、こういう問題がある中で、あなたが触れたのは、その確かにその通りだと思います。そこは訂正します。だが、農業政策っていうのは今、ここに私が羅列したようにいろいろ変わってきて

るわけです。変わってきてる止めが、国のものに従わなければ最終的には20万円の罰金を科するという明文が載ってるわけです。そうすると農家が黙っていたんでは、必ず損害を被ることになるわけですね。そのようなことについて令和6年度の農業政策は、八郎潟町でどういう対処をしたいかということ聞きたいわけです。

議長 伊藤秋雄 はい、あの、ちょっとあのう…

町長 畠山菊夫 ですから、あの…加藤さん、「小麦とトウモロコシ」の質問されたんですよ。で、私は、それに答えてるんですよ。今、加藤さんが言ったのは、「麦と大豆」を質問した時に町長が、そういうふうに答えている…っていうふうなご質問も今されましたので、その部分はきちんと直して質問していただきたいと思います。そうでなければ、大豆を作っている皆さんに大変失礼なことになりますので、よろしく願いいたします。それから答弁いたします。

議長 伊藤秋雄 はい、それから…

1番 加藤千代美 「小麦」と…

議長 伊藤秋雄 加藤さん、ちょっと待ってけれ。あのう、加藤さんの質問の中で、『あなた』っていう言葉使っているの、そこをちょっと直してください。はい。

1番 加藤千代美 ええと、「小麦」と「大麦」の違いはあります。それから「トウモロコシ」と「大豆」の違いはありましたけれども、いま町長が言われた時に私は確か「小麦とトウモロコシ」と言ったわけなんです、貯蔵方法は同じなんですよ、貯蔵方法は。

議長 伊藤秋雄 ん…

1番 加藤千代美 ちょっと待ってください。

議長 伊藤秋雄 ちょっと待って…

町長 畠山菊夫 そうじゃなくて…

1番 加藤千代美 いま、私の発言中です。

議長 伊藤秋雄 ちょっと、ちょっと、ちょっと待ってけれ…

1番 加藤千代美 発言中です。

町長 畠山菊夫 …ですので、その質問のところを変えてください。

1番 加藤千代美 んじゃ、質問を変えて…

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1番 加藤千代美 はい、質問を変えて、「麦とトウモロコシ」のことを書いて…あ、「小麦とトウモロコシ」を書いて、今お話ししている「麦と大豆」で質問しますけれども、令和5年です、4年の時に質問した時と貯蔵方法、土壌改良はどのようになっているか、付け加えて聞きたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 あのう…きちんと、もう一度先ほどの文章の中で、「麦と大豆」ではなくて、「小麦とトウモロコシ」を栽培したらどうかという質問でありましたことを言うてください。そうすると私、答えますので。

議長 伊藤秋雄 はい。

1番 加藤千代美 ええと、今、私が質問してるのは…今、私が質問してるのは、その「麦と大豆」のことについて質問してるんですよ。ただ、あなたが、町長がさっき言ったように、その令和4

年の時には「小麦とトウモロコシ」が不足しているので、それを栽培したらどうですかって質問した時には、土壌改良とか収納施設に問題があるので、まあ早期にやられないと。こういう答弁であったと思うんですよ。んで、私が今、今聞いているのは、今聞いているのは、その「麦と大豆」が国内生産の需要に見合う生産が…

町長 畠山菊夫 それは分かります。それは、後で出てくる…

1 番 加藤千代美 それを聞いているんですよ。

町長 畠山菊夫 …で訂正して下さい。

1 番 加藤千代美 あのう…

町長 畠山菊夫 加藤さん、加藤さん。これ、令和4年の9月の議会で、加藤さんがご質問されたことなんです。『米が余っている現状と国全体で不足している「小麦・トウモロコシ」等を栽培してみるのも一つの方法ではないでしょうか』と、いうことで私はご質問したんです。ですから今日のご質問は、私がさっき言ったことは、要するに「麦と大豆」に化けてるんですよ。ですから、そうすると大豆を作ってる皆さんに誤解を招くような答弁となりますので、その部分を訂正してご質問してくださいってことを言ってるんです。ですから、二行訂正していただければ質問にお答えいたします。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤君。

1 番 加藤千代美 まあ、主旨は変わらないけど、二行については訂正します。で、以下の質問に答えてください。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 全国的に高齢化が進んでいる中、農業の担い手不足が懸念されており、本町においても同様の問題が発生しております。これまでの人・農地プランから、法律改正により令和7年3月末までに地域計画の策定が義務づけられております。地域計画は、おおむね10年後に目指す農地利用の姿を地図に示すことになるため、策定の過程で意向調査や協議を経て、農業者の利用意向などの情報を地図上で「見える化」することにより、現状の耕作者が耕作できなくなった段階で将来の耕作者が引き受けられる状況が誰でも容易に確認することが出来るようになります。今年度は浦大町・小池・川崎地区の地域計画策定を進めておりますが、令和6年度は一日市・夜叉袋・真坂地区の地域計画を策定いたします。

将来の地域農業を考える上で、担い手農家の担う役割は益々大きくなると思われま

す。本町においては、担い手への集積を促進することを目的とした農地利用集積促進奨励金や多様な農業経営を支援する水田利活用支援対策事業交付金を実施し、農家支援を行っております。

地域計画策定に際しては、担い手農家や農協、土地改良区などの関係機関から様々なご意見をいただくこととなりますので、今後将来を担う農家に必要な支援等を検討してまいりたいと思っております。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 私が聞きたいのは…まあ、それはその通りなんですが、それに従わなかった場合、20万円の罰金を科するという情報が出て来てるんですよ。これ、今国会にかかりますけども。この指導に従わなかった場合に町では、どういう考えで令和6年度、7年度に向けて事業推進するか。かつて減反政策があった時に、従わない者には罰金を科して減反率を高くするというような状態があったけれども、また町ではそういうことをやるのか否か、その点を明確に教えてください。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 その実態は、私は、あくまでも協力してくださいという意味だと思っております。それで、従わなければ罰金というのではなくて、協力してくださいという意味で国が願っているはずだと思っております。詳しいことは今、課長が説明いたします。

議長 伊藤秋雄 はい、産業課長。

産業課長 相澤重則 ただ今、加藤議員おっしゃったのは、「食料供給困難事態対策法」のことだと思います。こちらにつきましては、政府が農政の基本方針を定めました「食料・農業・農村基本法」の改正案と共に新法案を2月27日に閣議決定いたしまして今現在、国会のほうに提出いたしております。こちらにつきましては、流れといたしましては、食料危機につながる恐れがある場合、首相をトップに全閣僚が参加する対策本部を内閣に設置しまして、コメ、小麦、大豆などの供給の目標を決めまして、農家に生産拡大を要請しまして増産計画の届け出を指示出来ると規定されております。まあ、それで届けなければ20万等の罰金ということになってますけども、今現在こちら国会で審議中でありますので、そこにつきましては、まだ特に町としては方針は定めておりません。以上です。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1番 加藤千代美 いま農家の方々が非常に心配してるのは、この「食料供給困難事態対策法案」の概要ですよね。我々が、農家の人が誰しも思うのが、私のところにも来ておりますけども。昔「食料管理制度」というものがあつたわけです。その時に強制出荷という事態があつて、それに出来ない方は自分方が非常に難儀したつていう感じがあるわけです。今このように20万円の罰金というのが出て来た時に行政もしっかりとした、その、国の言いなりじゃなくて、ハッキリとした対策を持ってないと容易でないという事態が生まれてくると思うんですよ。まあ、例は違つたかもしれませんが、9月定例議会に私、「あきたこまちR」のこと質問した時、その時はけんもほろろに答えられたんですが、今になってみるともう既成の事実のごとく議員には、その栽培方法、収量、それから整粒歩合、そういうものも示されて、それに従わなければいけない、という強制的なものが出て来てるわけです。これも、そういう感じになるんじゃないかと思つて6年度、7年度に向けて、しっかりした町の考えを持ってないと、国の方針にただ従つて農家の方々大変だと。こういう問題が起きるので私は今、質問を提起しているわけです。それについて具体的なものは町としては考えていないつていうことですか。

議長 伊藤秋雄 はい、産業課長。

産業課長 相澤重則 先ほども申しましたけれども、今現在、国会のほうで審議中でありますので。今示されているものは、あくまでも概要、国会通つて初めて法律つていうのが成立しますので、その状況を見極めながら検討してまいりたいと考えております。以上です。

議長 伊藤秋雄 はい、いすか。

1番 加藤千代美 いや、あの、質問が後先なつてしまつたんだけど、ちょっと聞きたいことが…2番目の質問にあつたんですけど…町長に一つ確認したいことがあります。んーと…

議長 伊藤秋雄 これも通告してある…

1番 加藤千代美 うん、通告してある。まあ、実現が難しいという事業の中に「ジュンサイ」があつたわけですが、私、「ジュンサイ」のことを聞こうと思つたんですが。この「ジュンサイ」の事業をやるにあつて忠友商事さんがやつたんですけども、これは、よく中身を、議事録を見ていくと、日本総研が全部やつてるみたいな感じなので町は関与しないと、いうことでやつたみたいですけども、最終的には日本総研さんが全部面接をしたり、やるという人に面接をしたりなんかしてるんですけども、これは町の方からの指示ですか。それだけ答えてください。これ最初の中の2番目の問題で途中で閉ざした…と、もう一つ、そこで聞きたいのは、あの時、私が質問した時には、水が失敗であつたと答えてるんですけども、そのやつた事業の経過について何かレポートでも残してあるものでしょうか、無いものでしょうか。ただ町で貸しっぱなしであつたのか、そのへんちょっとお伺いして終わりにしたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 質問要旨には全然無いんですけども…過去のお話しをさせていただきますと、水質が悪かつたことと、水の量が足りなかつた、こういうことは議員の皆様にもご説明しております。日本総研さんが計画を立てて、そして初期投資、これをなるべく補助金をもらう

ように計画を立てて…その事業費に関しては国の全部補助金でございます。町が関与してないってことは言ったかどうか分かりませんが、忠友商事さんは後ほど…最初は干拓の近い所で、保有地でやろうとしていましたけども、やはり鉄分が多いということで、それで探した結果、三倉鼻の、それは東北石材から忠友さんがお借りをして、そしてやった事業だと思っております。それで経過については議員の皆様方にもお話したとおりでございます。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 あと時間が無いですけども、これは、事業っていうのは、国さ直接請求したってのは分かりますけども、その請求して成果を見ないで終わったわけですね。成果をみないで終わった中で、次の人が、これを参考にしてやるような資料を町の方に残したもんですか、残さなかったもんですか。そこだけ教えてください。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 忠友商事さんがおやりになったことですので、忠友商事さんには資料はあると思います。私自身、忠友商事さんからは、水の量が足りればこれは完全に確立出来る、とおっしゃってましたので、その通りだと思っております。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 じゃあ、その資料っていうのは、請求すると町の人には誰でも見れるっていうことですか。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 それはちょっと、忠友さんがやった事業でございますので、ちょっと分かりません。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 いや、忠友さんがやったかもしれないけれども、土地を提供したのは私の町ですよ。八郎潟町ですよ。試験する場所を提供したのは八郎潟町ですよ。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 先ほども言いましたけども、最初は町の土地でやっておりました。で、鉄分が多いってことで、そこでは出来ないってことで、そして忠友さんが独自に東北石材の採石置き場、あそこの用地を借りてやった事業でございます。

議長 伊藤秋雄 はい。

1 番 加藤千代美 では、一番最初にやったとこの資料は、見せてもらえるってことですね。町には、ただ鉄分が多かったという説明だけで終わってるんですか。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 忠友さんにその資料あるかどうかは、私は分かりません。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 いや、私もね、その事について県に行って聞きました。確かにやる事業者は直接国に請求してやるということであつたんですよ。けども、最終的には町長の判断なるって話だったんですけども。何が失敗しても、いまスタートアップ事業見てても、その失敗すること分かって補助してるわけなんですけども、その経歴、やった実績、それを町に残して、やったところに残して、次の人がトライ出来るような仕組みに補助金はなってるんですよ。それで私いま聞いてるんです。まあ、以上で質問終わります。ええと、最初に聞いた質問については次回、私質問します。

議長 伊藤秋雄 はい、んだすな。それで、ちゃんと、「こういう事を聞きたい、こういうところが問題あ



った」という事で、やっぱりある程度詳しく書いた質問書を今後、加藤さんは出してもらいたいと思います。よろしくお願いします。

1 番 加藤千代美 異論があるんだけども。この問題については今までずっと説明したり臨時議会開いたりしてきてるんですから、おおよその事は想定出来ると思うんですよ。

議長 伊藤秋雄 でも、やっぱり出してねば、やっぱり長い前の事だから、そういう事あるから、やっぱり、今、あんだは分かるべたて、こっち当局、分からね事もあるべがら、やっぱり出した方がいいす。はい、そういうことで一応、忠告します。よろしくお願いします。

1 番 加藤千代美 はい。

議長 伊藤秋雄 これにて、加藤千代美君の一般質問を終わります。  
次に10番 村井剛君の一般質問を行います。はい、10番 村井剛君。

10番 村井剛 10番 村井です。通告に従いまして私から一般質問を行います。  
最初に防災事業計画に関することですが、昨年の7月14日から降り続いた雨が15日には最多を更新し、五城目町・八郎潟町を含む7市町村に警戒レベル5の最も高い避難情報「緊急安全確保」が発令されました。

15日午後7時までの24時間降水量は秋田市仁別で299ミリ、男鹿市で244ミリ等県内各地で観測史上最多を記録し、秋田市や南秋の五城目町そして本町を含む各地で河川の氾濫や排水不良による市街地や農地の冠水が相次いで県内各地で発生した事は記憶に新しいところであります。

本町では、町民一人が五城目町で水害により犠牲となり、誠に痛ましく心からご冥福を祈るものであります。また、家屋の浸水被害は床上8件、床下20件、農作物では、水稻・大豆・枝豆等、町内で196.2ha、町外で75ha、合わせて271.2ha、土地改良区の農業施設の破損、揚水ポンプの故障、馬場目川の堤防洗堀等の被害が発生いたしております。

これまで関係者の努力で、その復旧に取り組んでいるところでありますが、次の事が気掛かりでなりません。

五城目町が激甚災害に指定されたこともあり馬場目・富津内・内川の3河川の改修に4年から10年間で45億円を投ずるとのことでありますが、馬場目川の下流の本町分の河道の掘削は含まれておられないわけでありまして、通常、排水整備は下流部の整備が伴わなければ、その効果は充分ではなく、上流部の整備により下流部の災害を誘発する恐れがあります。そのことに対する対応が今後、求められてくるものと思います。

特に、馬場目川の河道掘削整備（浚渫）事業等は防潮水門の弾力的運用の要請を基本としながら

- ・下川崎の町道兼堤防部分の整備（擁壁工等嵩上げ築堤）
- ・寺沼樋門及び4区の樋門の逆流噴出の防止
- ・排水ポンプ施設の整備

等の事業が考えられますが、県の施設への反映と共に本町としての考え方を問うものがあります。これが第一問目であります。

次に第2問目としまして、「あきたこまちR」に関する質問であります。

「あきたこまちR」という名称を耳にし、内容を知ったのは、昨年9月の県知事の定例記者会見と魁のアンケート、及び9月県議会の報道からでありました。

何が何やら分からないままにニュースを聞いたのは県民の大多数でなかっただろうかと思えます。

その後、配布された資料を見ますと県内の鉱山跡地から出ていたカドミウムの対策として放射線の一種を育種課程で一度照射する手法で作られた「コシヒカリ環1号」と「あきたこまち」を交配し、さらに7回交配を繰り返し8年間を要してカドミウムの吸収を抑えた品種とのことであります。

この話を聞かされた時、真っ先に頭に浮かんだのが、育種には8年もの歳月を要しながらも、関係機関・関係団体からは何等情報の提供が無かったことであります。突然の作付完全実施の報道にビックリするのみでありまして、果たして“消費者の反応はどうかと、その事が気がかりでなりませんでした。

今後、海外への輸出をも視野に入れた対策とのことでありますが、カドミウム対策の必要農地は2割程度、米の輸出は1%程度との現状の中、「めんこいな」や「サキホコレ

」等の多品種との整合性を考えると、あまり緊急性を感じないのは私一人だけでしょうか。

知事が認識しているように「科学的には何も影響がない」としても「福島第一原発の処理水問題のように科学だけでは済まないこともある」と言うことを認識し対処するのが、食品であることへの正しい施策の展開方法と思うものであります。

今一度、キャンペーンに力を入れ生産者、消費者の十分な理解の上、実施すべきであり、段階的に取り組むべきと思いますが、町長の見解を問うものであります。

3つ目として、水道管の埋設の事ではありますが、国道端の「葉月」が国道7号線沿いに店を構えてから約45年程経っておるものと思います。当時は付近には「八郎瀧レストハウス」のみであり、水道管の布設は自分で行わなければならなかったようであります。水道管の布設は現在の「ハス園」の南側の排水路に横たわっております。

従って、これまで関係耕作者及び「ハス園」関係者の水路の手入れ等により、水道管の破断事故が何回となく発生している状況であります。

私の記憶では、バックフォーによる破断が2回、草刈り鎌による切断が2回は起きているように思いますし、この他まだまだあるのではなかろうかとも思います。そのまま放置するのも、いかがなものかと思うものでありまして、かと言って「葉月」の経営者にこの件を負わせるのも酷ではなかろうかと思えます。支障のない深さに埋設するか、「ハス園」の排水対策も考慮し、U字溝を布設し、その横に埋設するのも一案かと思えます。よろしく善処の程、お願い出来ればありがたいものだと思うものであります。

町長の見解を求めるものであります。

以上、3点の質問であります。よろしくお願いたします。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 村井議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「下川崎の町道兼堤防部分の整備」についてですが、馬場目川の氾濫により、県では、下川崎地区から上流の、洪水水位の痕跡調査を実施しております。この調査は一般的に、治水計画におけるデータになります。秋田県の河川改修計画では、河口より上流7.2kmまでの区間は河川改修済みの位置付けとなっており、州ざらい、雑木撤去などの維持管理事業を行うこととされております。今後、県に堤防改修の動きがあれば、町道側の擁壁工などの検討をしていきたいと考えております。

次に、「寺沼樋門及び4区樋門の噴出防止」については、止水性能の高い樋門への改修を、管理者である県に今後も重ねて要求をしてまいりたいと思えます。

三つ目の「排水ポンプ施設の整備」についてですが、国土交通省・県・関連自治体が一体となり、「馬場目川水系水災害対策プロジェクト」により、減災に向けた各自治体の取り組みをとりまとめております。この中で、町では、排水ポンプや雨水貯留施設などの整備を検討していくこととしております。令和6年度から令和7年度の2カ年に向け、雨水排水施設や貯留・浸透施設の整備に向けた調査・検討を行っていく予定としております。

県が計画している馬場目川改修につきましては、議員言われるように、令和6年度から令和15年度の10年間で、五城目町高崎地区から久保地区の4.3kmの区間において、河道採掘及び築堤を行う計画となっており、河道確保の要望につきましても、これまでと同様に、今後も引き続き粘り強く要望を継続してまいります。

次に、令和7年度から実施される「あきたこまちR」への全面作付け切り替えの県計画に対する見解についてお答えいたします。

「あきたこまちR」については、県が農業試験場において育成した新しい水稻の品種で、「あきたこまち」に「コシヒカリ環1号」を交配した後、さらに「あきたこまち」を7回交配し、2012年度から8年をかけて開発されております。

また、放射線を照射して育成した品種ではなく、交配育種による品種で、品質や食味、特性などが「あきたこまち」と同等で、カドミウムをほとんど吸収しない特性を持っております。

県が進めている令和7年産からの「あきたこまちR」への切り替えは、米産県として全国に先駆けて、カドミウム低吸収品種に切り替えることで、国内外の消費者に、これまでに以上に安全な米を届けたいとの思いで進めているものでございます。

この切り替えについては、当初、令和6年から県内各地に設置される「展示ほ」や栽培

マニュアルなどを活用し、周知活動を含めたスムーズな切り替えを目指しておりましたが、一部の活動家による「コシヒカリ環1号」や「あきたこまちR」について、間違った情報操作による風評被害が懸念されたことから、急遽、生産者や消費者向けリーフレットなどによる周知活動を行ったため、「周知活動が不十分」、「情報が行き渡っていない」、「唐突感がある」などといった意見が出されております。「あきたこまちR」が安全な品種であり、農業者・消費者等から誤解を招かないよう、更なる周知が必要であることから、昨年9月に県を中心に関係機関からなる「あきたこまちR」地域サポートチームが設置され、本町ではホームページと広報3月号に掲載し情報の発信に努めているところでございます。

令和7年からの「あきたこまちR」の作付け開始に向け、県の種子生産が「あきたこまち」から「あきたこまちR」に全面的に切り替わりますが、従来の「あきたこまち」の作付けを妨げるものではありません。よって、他県産種子の購入や自家採種により種子を確保した上で作付けすることは可能ですので、関係機関と情報共有を密にし、生産者等への情報提供を図ってまいります。

最後に、貸衣装「葉月」への水道管理設についてですが、「葉月」の建設当時、一体敷地にあった既存の給水管からの引き込みとする申請がありましたが、隣地店舗側が給水管を廃止したことにより、西側町道の送水管から官地水路を介して布設されたものであります。町との手続きにより施工されておりますが、基本的に個人の資産を、町で改修はできないと認識しております。また、ハス園の排水対策につきましても、個人間での農地取引により整備されたものと認識しております。現時点では町が手を加えることは考えておりませんので、ご理解いただきたいと思っております。

議長 伊藤秋雄 はい、村井剛君。

10番 村井剛 当初の防災計画でありますけれども、激甚災害に五城目町が指定されたというふうなことで、五城目町が最優先、いわゆる県としては整備の最優先町になるということが十分理解出来るものであります。それと同時に、できるだけ八郎潟町も雑木が生えてる中ノ島が出来上がっておりますので…例えば、あそこの橋の、竜馬橋のすぐ下流の左側のほうに島が出来上がっております。ああいったものは早期に排除しないと、上の方が整備されますと水が急に流れてきますし、結果的にはそういう障害物をもって一層の水位の上昇が必ず起きると。おそらく、上川崎のあそこには真っ直ぐにぶつかってくるだろうと考えられますので、その点は十分に県の方へ伝えていかなければならないのではなかろうかなあというふうに思います。

とりわけ馬場目川は感潮河川であります。いわゆる日本海の水位が影響する河川であると。しかも、それが湖東病院の辺りまで日本海の水位が影響します。ですから、干拓の時に湖東病院の辺りまでは八郎潟干拓の保障事業のかたちのなかで河川改修が行われたはずですので、そういう特殊な河川であるということからも、やはり下流の整備を伴わなければ極めて危険な状態に八郎潟町が陥るということ、機会あるごとに県に訴えていかないと、置き去りになると大変だと、いうふうなことでございますので、その点よりしく願いたいというふうに思います。

このことは議長の方も、いろいろ関連はあると思っておりますので機会ある時に、そういう話をさせていただければ、ありがたいなあという…

議長 伊藤秋雄 その都度、要望しておきます。

10番 村井剛 よろしく願いたいというふうに思います。

また、「こまちR」のことでありますが、県の振興局の担当者から実は電話で説明をいただきました。私が生産者はもとより、一番大事なのは消費者の理解であると。そのことを念頭に様々な心配事、懸念というものを先ほどの質問の文章の、だいたいそれに沿ったかたちでお話しをしたわけですが、県の担当者からは、「いやー、全くあなたの言う通りだ」と、「実は3回も言われた」と、いう次第であります。

また、農協の担当者の方にも、魁のアンケートのこともありましたので伺ったことがあります。今後の秋田県農業の発展を考えると、この事に直ちに取り組まなければならないという説得力のある熱意は、あまり感じられなかった。「実は上の方から言われたので、まんつ一生懸命しゃべねばねえ」と。まあ、軽く言えば、簡単に言えば、分かり易く言えば、そういうニュアンスが強かったような気がいたします。

とりわけ、宮城県では、既に実施されているようであります。秋田県が最初じゃないようです。また、新潟県でも、いろいろ問題が発生している。というふうなことで、宮城の場合は、問題が課題が発生して現在、中止していると。今後どうするか検討中だと。とい

うことのようにもありますので、県民の間に潜在的に発生している懸念を県当局に伝えることが極めて大切なことではなかろうかと思うのであります。

災害の件と同時に機会を捉えて、そのことを、こういう心配事がだいぶあるよ、という事を伝えていただければ、ありがたいなあというふうに思います。

次に3つ目の貸衣装「葉月」の所の水道管であります。彼女の、あそこの店、最初に建てる時に、あそこの排水路まで、いまちょうど14区の、昔からの道路の一段東側の、いわゆる町道ですね。あそこの道路から水道管を布設しているようであります。おそらく自費でやったと思います。それから既に50年も経過している中で、それこそバックフォーで何回か掘削されて、そしてまた草刈り鎌で切られると。それが一回二回じゃなくて何回も発生している中で、現在は水路のそこによく見れば見えます。この後また誰かが分からない人が、例えばハスのいろんな整備に来て草刈りやろうと、そして草も振るましたら、それに当たって切ると、いうことも考えられますし、現在、羽立の人の田んぼ、一日市の人を作ってます。その前は「夢未来」の人方作ってましたんで、作る人が変わったりすると状況が分からないで、またもしかするとバックフォー持って来てやったりすると、またいきなりやってしまうと、いう事も十分に考えられますので、その点は、むしろもう50年も経ったなかである程度、町で面倒見てだすのもやはり…確かに私有財産だけれども、その理論が、そろそろ、ある程度町で見なければならぬような状況の、そういう時間的な経過、並びに、いろんな損害をだいぶ被っていると、逆に言えば、だいぶ迷惑被っていると。彼女に言わせてみると、だいぶ大変な迷惑を被っているという感情があるのではなかろうかなど。いうふうな特殊な、極めて特殊な事情であったような気がいたします。しかも、あそこの場合は、「葉月」の後で「太助寿司」さんが建ちました。その時に「太助寿司」さんの所に水道引張る時に、ちょっと足してやる、その次またもう一回ありました。あそこの南側にアパートが建ちました。あそこだとまだ短い距離で接続することが出来たはずであります。その時ちょっと配慮してだせば、せいぜい5万か10万で出来た少額な金額でなんとかなったはずなんで、そこいらへんも配慮する機会は十分あったはずでありますので、その時点はもしかして行政の責任も、いくらかはあったのではなかろうかという気がいたしますので、こういう質問をした次第であります。一つよろしく善処方お願い出来ればありがたいというふうに一言申し上げまして質問を終えたいというふうに思います。よろしくどうか、お願いいたします。

議長 伊藤秋雄

これにて、10番 村井剛君の一般質問を終わります。

これにて、一般質問を終わります。

これより各常任委員会を開いていただきます。

なお、最終日3月15日は、午後3時より本会議を開きます。

本日の会議はこれをもって散会いたします。

どうもご苦労様でした。

( 閉会 午後4時34分 )

# 令和6年八郎潟町議会3月定例会 会議録

第11日目 令和6年3月15日(金)  
(開会 午後3時)

議長 伊藤秋雄 ただいまの出席議員は1名欠員の11名であります。  
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会3月定例会は成立いたしました。  
これより、始まるわけですが住民生活課の課長から、この前の金議員に一般質問の答  
弁について答弁したいということ、ちょっと時間貸してもらいます。よろしくお願  
いします。

住民生活課長 畠山孝直 金議員の一般質問のなかで、災害時の応援協定の一般質問のなかで「避難所の  
数はいくつありますか」という質問に対して資料を持ち合わせていないので後でお答え  
しますという答弁でございましたので今、改めて数について答弁させていただきたいと  
思います。

避難所の数につきましては、災害による危険が切迫した状況において生命の安全を確  
保することを目的とした緊急に避難する場所、又は施設、いわゆる「指定緊急避難場所」  
として50箇所を指定しております。その中で災害の危険性が少なくなった後に自宅が  
被災された方や災害により帰宅が困難となった方が一時的に滞在することを目的とした  
施設、いわゆる「指定避難所」として11箇所を指定しております。

また、一般の避難所での生活の困難な災害時要援護者等の為の避難所、いわゆる「福祉  
避難所」として2施設を指定しております。以上でございます。

議長 伊藤秋雄 これより本日の会議を開きます。  
答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課長、会計管理者であります。  
日程第1、本会議で各常任委員会に付託された承認第1号、第2号、議案第3号から議  
案第22号までの20議案並びに陳情について、各常任委員長長の報告を求めます。  
初めに、総務産業常任委員長 小柳聡君の報告を求めます。はい、2番 小柳 聡君。

総務産業常任委員長 小柳聡 (総務産業常任委員長報告 別紙報告書のとおり)

議長 伊藤秋雄 次に、教育民生常任委員長 石井清人君の報告を求めます。はい、5番 石井清人君。

教育民生常任委員長 石井清人 (教育民生常任委員長報告 別紙報告書のとおり)

議長 伊藤秋雄 これより、各常任委員長報告に対する質疑を行います。  
初めに、総務産業常任委員長 小柳聡君に対する質疑を行います。  
質疑ございませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑ないようですので、総務産業常任委員長 小柳聡君に対する質疑を終わります。  
次に、教育民生常任委員長 石井清人君に対する質疑を行います。  
質疑ございませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑ないようですので、教育民生常任委員長 石井清人君に対する質疑を終わります。  
これにて、各常任委員長に対する質疑を終わります。  
次に、予算特別委員会に付託された議案第17号から議案第22号までの6議案につ  
いて予算特別委員長 北嶋賢子君の報告を求めます。はい、4番 北嶋賢子君。

予算特別委員会委員長 北嶋賢子 (予算特別委員会委員長 別紙報告書のとおり)

議長 伊藤秋雄 次に、予算特別委員長 北嶋賢子君に対する質疑を行います。  
質疑ございませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑ないようですので、予算特別委員長 北嶋賢子君に対する質疑を終わります。  
これにて、予算特別委員会に対する質疑を終わります。  
次に、各議案等に対する討論並びに採決に入ります。

日程第2、承認第1号「令和5年度八郎瀧町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求めることについて」討論を行います。討論ありませんか。  
（討論なしの声あり）

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。承認第1号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成諸君の起立を求めます。  
（全員起立）

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって承認第1号は、委員長報告のとおり可決されました。次に日程第3、承認第2号「八郎瀧町手数料条例の一部を改正する条例の専決処分承認を求めることについて」討論を行います。討論ありませんか。  
（討論なしの声あり）

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。承認第2号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
（全員起立）

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって承認第2号は、委員長報告のとおり可決されました。次に日程第4、議案第3号「令和5年度八郎瀧町一般会計補正予算（第10号）について」討論を行います。討論ありませんか。  
（討論なしの声あり）

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第3号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成諸君の起立を求めます。  
（全員起立）

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第3号は、委員長報告のとおり可決されました。次に日程第5、議案第4号「令和5年度八郎瀧町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」討論を行います。討論ありませんか。  
（討論なしの声あり）

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第4号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成諸君の起立を求めます。  
（全員起立）

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第4号は、委員長報告のとおり可決されました。次に日程第6、議案第5号「令和5年度八郎瀧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について」討論を行います。討論ありませんか。  
（討論なしの声あり）

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第5号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
（全員起立）

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。次に日程第7、議案第6号「令和5年度八郎瀧町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について」討論を行います。討論ありませんか。  
（討論なしの声あり）

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第6号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成諸君の起立を求めます。  
（全員起立）

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第6号は、委員長報告のとおり可決されました。次に日程第8、議案第7号「令和5年度八郎瀧町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」討論を行います。討論ありませんか。  
（討論なしの声あり）

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第7号について、委員長の報告は可決であ

ります。委員長報告のとおり決定することに、賛成諸君の起立を求めます。  
( 全員起立 )

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第7号は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に日程第9、**議案第8号「令和5年度八郎瀧町上水道特別会計補正予算(第4号)について」**討論を行います。討論ありませんか。  
( 討論なしの声あり )

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第8号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成諸君の起立を求めます。  
( 全員起立 )

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第8号は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に日程第10、**議案第9号「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」**討論を行います。討論ありませんか。  
( 討論なしの声あり )

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第9号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成諸君の起立を求めます。  
( 全員起立 )

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第9号は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に日程第11、**議案第10号「八郎瀧町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」**討論を行います。討論ありませんか。  
( 討論なしの声あり )

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第10号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成諸君の起立を求めます。  
( 全員起立 )

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第10号は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に日程第12、**議案第11号「八郎瀧町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について」**討論を行います。討論ありませんか。  
( 討論なしの声あり )

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第11号について、委員長の報告は可決あります。委員長報告のとおり決定することに、賛成諸君の起立を求めます。  
( 全員起立 )

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第11号は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に日程第13、**議案第12号「八郎瀧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」**討論を行います。討論ありませんか。  
( 討論なしの声あり )

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第12号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成諸君の起立を求めます。  
( 全員起立 )

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第12号は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に日程第14、**議案第13号「八郎瀧町介護保険条例の一部を改正する条例について」**討論を行います。討論ありませんか。  
( 討論なしの声あり )

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第13号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成諸君の起立を求めます。  
( 全員起立 )

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第13号は、委員長報告のとおり可決されました。次に日程第15、**議案第14号「八郎瀧町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」** 討論を行います。討論ありませんか。  
( 討論なしの声あり )

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第14号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成諸君の起立を求めます。  
( 全員起立 )

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第14号は、委員長報告のとおり可決されました。次に日程第16、**議案第15号「八郎瀧町上水道事業給水条例の一部を改正する条例について」** 討論を行います。討論ありませんか。  
( 討論なしの声あり )

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第15号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成諸君の起立を求めます。  
( 全員起立 )

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第15号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第17、**議案第16号「八郎瀧町の公の施設に係る指定管理者の指定について」** 討論を行います。5番 石井清人君。

5番 石井清人 討論でなくて修正動議出したいんだけども。

議長 伊藤秋雄 暫時 休憩します。

( 休 憩 )  
( 資料配付 )  
( 再 開 )

議長 伊藤秋雄 はい、再開いたします。

5番 石井清人 **議案第16号「八郎瀧町の公の施設に係る指定管理者の指定について」** に対する修正動議を行います。上記の動議を、地方自治法第115条の3及び会議規則第17条の規定により別紙の修正案を添えて提出します。

<原案>  
管理を行わせる施設 「まちづくり活動センター」  
指定管理者 「NPO法人H a c h i L A B」  
指定期間 「令和6年4月1日～令和9年3月31日」 を

管理を行わせる施設 「まちづくり活動センター」  
指定管理者 「NPO法人H a c h i L A B」  
指定期間 「令和6年4月1日～令和7年3月31日」 に修正する。

<理由>  
原案では3年を前提とした指定期間となっているが、これだと当局が何も今後の対応をとらないで居続けるという印象を受けます。先日中嶋地区で老人クラブの役員会があったが、店はあったほうが良いという意見がありました。当局が新しく出店する方を探すとか、あるいは公募していくとかという努力を行いながらそれまでは暫定的にNPO法人H a c h i L A Bに指定管理するという考え方に改めてほしい。

採算を別にすれば、例えばJ Aあきた湖東の経営するお店「野菜畑」のお弁当は280円です。これと提携して安い弁当を売るとか、農家の野菜を出展させて手数料収入を得れば仕入れは必要なくなるし売れ残りの処分も要りません。それに豆腐や納豆など今日、明日を暮らせる程度の食材を売る小さいお店でも十分だと思います。こういう店を地域住民は望んでいるのではないかと推測します。味にこだわってどこの店よりも良いとか、イオンやアマノと対抗する商売は必要ありません。当局には新規出店者の開拓に是非取り組んでほしい。以上の理由から指定期間を3年から1年に修正し、新規出店者が



いない場合は暫定的に1年単位で更新すべきと考えます。以上が修正動議であります。

それでもう少ししゃべらせて欲しいんだけど、誤解のないように申し述べますが、指定管理を行わせる指定管理者は「NPO法人H a c h i L A B」さんで私は良いと思います。それから指定期間は1年で良いと思います。それちょっとしゃべらせて欲しいんだけど、地方自治法の改正によって施設管理は直接管理と指定管理の二つの方法のどちらかを採るようになっていきます。私が暫定的に指定管理を任せるとした理由は、前に副町長さんが述べたように補助金返還の恐れがあるからです。事業を取りやめになった、あるいは処分してしまった時は補助金返還が伴います。これは補助金適正化法に明記されています。

当局には確認しておりませんが私なりの試算なんだけど、事業費1億6千万円に国庫補助二分の一の8,000万が入っているとすれば、建物耐用年数25年として残り18年分5,700万位は返還の義務が生じるのではないかと推測します。私の試算なんだけどね。そうすれば仮に令和6年度八郎潟町一般会計補正予算の「H a c h i L A B」指定管理料約1,200万を減額しても新たに5,000万程度の予算措置が必要となれば、結局町の財政負担が増えることとなります。ですから私は、一年間の一年毎の、その指定管理の期間を続けながら「H a c h i L A B」に委託することにはやぶさかではありませんけども、期間を1年に修正して欲しいというのが私の主張なので、これを申し述べて終わります。

議長 伊藤秋雄 はい、副町長。

副町長 小野良幸 ただ今の修正動議でございますが、この公の施設の指定管理に関する議案と言うのは、議員さんが修正出来るものではございませんので、これは修正動議無効と考えております。そのへんについて議長に判断を委ねたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、いすか。はい、石井清人君、

5番 石井清人 うんー、せば私も勉強不足だったけども。そうすれば、今の動議は取り下げます。

議長 伊藤秋雄 はい、はい、はい。

5番 石井清人 取り下げますから。議事に入れないでください。取り下げます。

議長 伊藤秋雄 はい、ただ今5番の石井清人君から動議を取り下げるということで、いいですか。

5番 石井清人 はい。

議長 伊藤秋雄 それでは、討論、他にありませんか。  
( 討論なしの声あり )

議長 伊藤秋雄 採決いたします。議案第16号について、委員長の報告は否決であります。当局提出の原案に賛成の諸君の起立を求めます。  
( 起立多数 )

議長 伊藤秋雄 賛成多数であります。よって議案第16号は、当局提出の原案のとおり可決されました。  
次に、日程第18、議案第17号「令和6年度八郎潟町一般会計予算について」討論を行います。討論ありませんか。議案第17号。

1番 加藤千代美 はい、議長。

議長 伊藤秋雄 はい。

1番 加藤千代美 議案第17号について修正動議を出したいと思います。

議長 伊藤秋雄 いま1番 加藤千代美君より修正動議がなされました。ただ今の議案第17号については修正動議の申し出がございましたが、八郎潟町議会会議規則第17条の「地方自治法第115条の3の規定によるものを除くほか、修正の動議はその案を備え署名の上議長に提出しなければならない」となっておりますが、署名文書の提出がなされていません。よって、議案第17号に対する署名不備のということで修正動議は却下いたします。

他に討論ありませんか。  
( 討論なしの声あり )

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第17号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成諸君の起立を求めます。  
( 起立多数 )

議長 伊藤秋雄 起立多数であります。よって議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第19、**議案第18号「令和6年度八郎潟町国民健康保険特別会計予算について」**討論を行います。討論ありませんか。  
( 討論なしの声あり )

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第18号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成諸君の起立を求めます。  
( 全員起立 )

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第20、**議案第19号「令和6年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計予算について」**討論を行います。討論ありませんか。  
( 討論なしの声あり )

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第19号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成諸君の起立を求めます。  
( 全員起立 )

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第21、**議案第20号「令和6年度八郎潟町介護保険特別会計予算について」**討論を行います。討論ありませんか。  
( 討論なしの声あり )

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第20号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
( 全員起立 )

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第22、**議案第21号「令和6年度八郎潟町水道事業会計予算について」**討論を行います。討論ありませんか。  
( 討論なしの声あり )

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第21号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成諸君の起立を求めます。  
( 全員起立 )

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第23、**議案第22号「令和6年度八郎潟町公共下水道事業会計予算について」**討論を行います。討論ありませんか。  
( 討論なしの声あり )

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第22号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
( 全員起立 )

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第22号は、原案どおり可決されました。次に、日程第24、陳情について討論・採決します。**受理番号第1号「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書について」**討論を行います。討論ありませんか。  
( 討論なしの声あり )

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。  
受理番号第1号について、委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決定し

、意見書案に賛成の諸君の起立を求めます。  
( 全員起立 )

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって受理番号第1号は委員長報告のとおり採択し、意見書を送付することに決定いたしました。  
次に、**受理番号第2号「公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確保と地域経済の振興を求める陳情について」** 討論を行います。討論ありませんか。  
( 討論なしの声あり )

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。  
受理番号第2号について、委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決定し意見書案に賛成の諸君の起立を求めます。  
( 全員起立 )

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって受理番号第2号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。  
次に、**受理番号第3号「あきたこまちのあきたこまちRへの全面切り替え計画に関する陳情について」** 討論を行います。討論ありませんか。  
( 討論なしの声あり )

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。  
受理番号第3号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定し、意見書案に賛成の諸君の起立を求めます。  
( 起立多数 )

議長 伊藤秋雄 賛成多数であります。よって受理番号第3号は委員長報告のとおり採択し、意見書を送付することに決定いたしました。  
次に、**受理番号第4号「地方自治と沖縄の自己決定権を尊重し沖縄県との十分な対話で基地問題の解決に臨むことを国に求める意見書に関する陳情」** について、討論を行います。討論ありませんか。  
( 討論なしの声あり )

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。  
受理番号第4号について、委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決定し、意見書案に賛成の諸君の起立を求めます。  
( 全員起立 )

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって受理番号第4号は委員長報告のとおり採択いたしました。  
次に、**日程第25、議案第23号「八郎潟町教育委員会教育委員の選任につき同意を求めることについて」** を上程いたします。本案について、提案理由の説明を求めます。  
はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 本日提出いたします議案等の概要について、ご説明申し上げます。  
配付しました資料の1ページをご覧ください。  
**議案第23号「八郎潟町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」**  
教育委員の伊藤雅弘氏については、令和6年3月18日をもって任期満了を迎えますので、引き続き教育委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により同意を求めるものであります。  
伊藤氏は、平成31年3月より教育委員に委嘱されて以来、その職務に精励され、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者として提案するものです。  
なお、任期につきましては、令和6年3月19日から4年間でございます。  
よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長 伊藤秋雄 これより議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。  
( 質疑なしの声あり )

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。  
( 討論なしの声あり )

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。お諮りいたします。  
日程第25、議案第23号「八郎潟町教育委員会委員の任命につき同意を求めること  
について」本案に同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第23号については、同意することに決定いたしました。  
次に、日程第26、諮問第1号「八郎潟町人権擁護委員の推薦につき意見を求めること  
について」を上程いたします。本案について、提案理由の説明を求めます。畠山町長。

町長 畠山菊夫 資料の3ページをご覧ください。  
**諮問第1号「八郎潟町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」**  
人権擁護委員の谷村明美氏については、令和6年6月30日をもって任期満了を迎えますので、引き続き人権擁護委員としてお願いいたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、法務大臣への推薦にあたり議会の意見を求めるものでございます。  
谷村氏は、令和3年7月より人権擁護委員に委嘱されて以来、その職務に精励され、人権擁護委員としての要件を十分に満たしておりますので、候補者として推薦するにあたり諮問するものでございます。  
よろしくご審議をいただきますよう、お願い申し上げます。

議長 伊藤秋雄 これより、本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。  
( 質疑なしの声あり )

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。  
( 討論なしの声あり )

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。  
日程第26、諮問第1号「八郎潟町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」人権擁護委員として谷村明美さんを推薦することとし、答申することに賛成諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって諮問第1号は、谷村明美さんを推薦することとし、答申することに決定いたしました。  
次に、追加日程が2件あります。  
このことについて、本日、議会運営委員会を開催しております。  
議会運営委員長の報告を求めます。はい、8番 畠山一充君。

議会運営委員長 畠山一充 私から3月定例会の追加案件を審議いたしました、当議会運営委員会の審議経過と結果についてご報告いたします。  
本日、午後2時30分から第2委員会室において、当局より町長、総務課長が出席し、委員会が開かれました。  
追加案件として当局より「八郎潟町教育委員会教育長の選任につき同意を求めることについて」を追加案件として上程したいとの申し出がありました。  
また、令和6年5月8日から10日まで、市町村議会議員研修会が開催されます。当議会から議員派遣するにあたり、「議員派遣について」を上程したいと存じます。  
このことから、当委員会では、追加案件として、追加日程第1「八郎潟町教育委員会教育長の選任につき同意を求めることについて」と追加日程第2「議員派遣について」の2件を日程に追加することに決定しました。  
以上、議会運営委員会の報告といたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 伊藤秋雄 ただ今、議会運営委員長の報告のとおり、日程に追加することにご異議ございませんか。  
( 異議なしの声あり )

議長 伊藤秋雄 異議なしと認めます。日程に追加することといたします。  
ここで追加案件の資料を配布します。暫時、休憩いたします。

( 休 憩 )  
( 資料配付 )

( 再 開 )

議長 伊藤秋雄 再開いたします。次に追加日程第1、議案第24号「八郎潟町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」を上程します。  
提案理由の説明を求めます。はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 ただ今配布いたしました資料をご覧ください。  
議案第24号「八郎潟町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」  
教育長の江島廣氏については、平成21年1月の就任以来、町教育行政発展の為、長きにわたりご尽力をいただいておりますが、任期途中の令和6年3月31日をもって退任されることとなりました。  
江島氏の退任に伴い、新たに伊藤暢氏を教育長として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。  
伊藤氏は、教職員としての職歴も長く、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有する者として提案するものでございます。  
なお、任期につきましては、前任者の残任期間であります令和6年4月1日から令和8年12月31日まででございます。  
よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長 伊藤秋雄 これより議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。はい、5番 石井清人君。

5番 石井清人 24号についての、この方については異論は無いんですけども、手続きについてちょっと確認したいんですけども、私は2回出るんでないかと思ってあったのです。というのは、最初、教育委員に任命してから議決もらってから、教育長の任命について同意をもらおうと、二段階で出すんでないかと思ってあったんですけども。これだと教育委員なることと教育長なることと一本で出てるから、ここ間違いないのかってこと確認したいんですけど。そこのところですね。間違いねば、これでもいいども。

議長 伊藤秋雄 江島教育長。

教育長 江島廣 教育長いわゆる…教育委員会制度が変わってから、教育長は、いわゆる首長さんの推薦で議会が同意するってことでございます。

5番 石井清人 それは分かる。

教育長 江島廣 教育委員ではありません。

5番 石井清人 え？

教育長 江島廣 教育長は教育委員ではないのです。

5番 石井清人 分かった。

教育長 江島廣 ないのです。

5番 石井清人 昔は…

教育長 江島廣 昔は教育委員で教育委員会の中で教育長を選んでおりましたけれど、新制度になってからは、そのようになっておまして町の特別職というかたちになります。で、任期は3年というふうに変わっておりますので、なんとかご理解いただきたいと。

5番 石井清人 すみません、私の知識不足で、すいません。

議長 伊藤秋雄 いすか。

5番 石井清人 はい。

議長 伊藤秋雄 他にありませんか。

( 質疑なしの声あり )

議長 伊藤秋雄 議案に対する質疑を終わります。質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。

( 討論なしの声あり )

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。お諮りいたします。追加日程第1、議案第24号「八郎潟町教育委員会委員長の任命につき同意を求めることについて」の採決は無記名投票で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議長 伊藤秋雄 意義なしと認めます。議場の出入り口を閉鎖してください。暫時、休憩いたします。

( 休 憩 )

( 出入り口施錠 )

( 再 開 )

議長 伊藤秋雄 ただ今の出席議員は11名であります。会議規則第32条の第2項の規定により、立会人に1番 加藤千代美君、10番 村井剛君、11番 柳田裕平君を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議長 伊藤秋雄 異議なしと認めます。そのように決定します。投票用紙を配付してください。暫時、休憩します。

( 休 憩 )

( 出席議員へ投票用紙配布 )

( 再 開 )

議長 伊藤秋雄 再開いたします。念のために申し上げます。原案に同意の場合は「賛成」と、反対の場合は「反対」と記入し投票してください。

また、白票は「否」と見なします。投票用紙の配付漏れは、ありませんか。

( 配付漏れなしの声あり )

議長 伊藤秋雄 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検してください。

( 投票箱点検 )

議長 伊藤秋雄 異常なしと認めます。ただ今から投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いいたします。

( 投 票 )

議長 伊藤秋雄 投票漏れはありますか。

( 投票漏れなしの声あり )

議長 伊藤秋雄 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。立会人は開票の立ち会いをお願いします。

( 開 票 )

議長 伊藤秋雄 それでは議案第24号「八郎潟町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」の投票結果を報告します。

投票総数11票、有効投票が11票、有効投票のうち「賛成」が11票、以上のおおり、議案第24号は満場一致で原案どおり同意することに決定しました。

次に追加日程第2「議員派遣について」を議題といたします。お諮りいたします。

配布資料のおおり議員を派遣することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

。

( 異議なしの声あり )

議長 伊藤秋雄 異議なしと認めます。したがって、「議員派遣について」は配布資料のおおり派遣することに決定いたしました。

以上、今定例会に付議された事件は全て終了しました。  
これもちまして…

町長 畠山菊夫 はい、議長。

議長 伊藤秋雄 あ、はい。

町長 畠山菊夫 先般の一般質問における発言について、ちょっと話しておきます。

議長 伊藤秋雄 ああ、んだすか。はい、許可します。

町長 畠山菊夫 発言の機会をいただき、ありがとうございます。

今議会一般質問において、加藤議員が「NPO法人「はちらぼ」について、情報が十分に開示されずに議決され、今になって問題が起きた事をどう思っているのか」とのご質問があり、私は「平成29年2月の設立以来、NPO法人「はちらぼ」に対する予算及び決算については本会議や委員会審議の中で説明をし、質疑応答を経ながら議決を得て進めており、何を根拠にそのように言っているのか全く理解出来ません」という答えをしております。

その後、私が『反問権』を行使し、「そう思うんでしたら何故当初予算に反対されなかったのか」お聞きしました。答えは「反対してますよ」でした。「いつですか」とお聞きしたら、「29年度の時、反対してますよ」と。「翌年の決算は、どうされましたか」と聞いたところ、「反対してますよ。でも、多数決の原理ですから負けてますよ」と答弁されたことは、先日のことでしたので議員の皆様もご承知のことと思います。

しかし、確認してみたら、平成29年度から令和4年度までの当初予算については、加藤議員言われた『反対』ではなく、ご自身『賛成』されてました。決算においても同様でした。これまで虚偽の質問されたことは多々ありますが、『反問権』に対しても事実とは異なる発言は私としては耐え難いものがあり、職員の対応も大変でございます。

今後このような事の無いよう願うものでございます。

議長 伊藤秋雄 これもちまして、八郎潟町議会3月定会を閉会いたします。  
大変ご苦労様でした。

( 閉会 午後4時25分 )